星槎道都大学
自己点検・評価報告書

2024 年度版

星槎道都大学　自己点検・評価運営委員会

2025 年 3 月

星槎道都大学自己点検・評価年次報告書(2024 年度)

自己点検・評価年次報告書の発刊にあたって

星槎道都大学（以下、「本学」という。）は、平成5(1993)年4月、「道都大学自己点検規程」に基づき「道都大学自己点検運営委員会」を設置し、自己点検・評価の学内体制を整備して参りました。その後、平成9(1997)年7月には「道都大学自己点検年次報告書(1996年度版)」を創刊し、それ以来本学では重点項目を設定するなど、工夫を凝らしながら自己点検・評価活動を実施して参りました。

平成21(2009)年度は、学内の自己点検・評価活動に加え、本学は財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を初めて受審し、「認定」の評価結果を得ることができました。これを機にこれまでの「道都大学自己点検規程」を廃止し、平成22(2010)年4月には「道都大学自己点検・評価運営規程」を定め、また「道都大学自己点検・評価運営委員会」を設置しました。平成27(2015)年度からは、第2クールとなる新基準による点検評価に取り組みました。さらに、独自基準として本学の目指す大学像である「実学教育の実践」及び「地域連携」を設定し、素直に見つめ直し、平成28(2016)年度に2回目となる財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審し、「認定」の評価結果を得ました。

平成29(2017)年度からは、第3クールとなる新評価基準での点検評価に取り組み、令和4(2022)年度に3回目となる日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審し、優れた取組が6つ、改善を要する点の指摘がない「適合」の評価結果を得ております。学生と教員との距離が近いという小規模大学ならではの強みをさらに活かし、学修成果等の可視化にも積極的に取り組むことで、「学修者本位」の教育を実践し教育の質保証に努めることで、教育研究活動のさらなる充実を図って参ります。また、丁寧なキャリア支援のもと、良好な就職率を以前にも増して伸長させて参ります。

なお、本学を設置する学校法人北海道星槎学園（以下、「本学園」という。）は、平成28(2016)年4月法人名を「北海道櫻井産業学園」から「北海道星槎学園」に名称変更して正式に「星槎グループ（現・一般社団法人星槎グループ、以下、「グループ」という。）」へ加入しました。更に本学は平成29年4月には大学名を「道都大学」から「星槎道都大学」に名称変更し、このことを機に、建学の精神の見直しを行い、新たにグループの共通理念である「社会に必要とされることを創造し、常に新たな道を切り開き、それを成し遂げる」を建学の精神として掲げることとしました。

また、令和6(2024)年度には法人設立60周年および大学開学47年目となり、地域に根差した多くの活動にも取り組んでおり、今後もさらに拡大していきたいと考えております。

本学は、「星槎道都大学内部質保証に関する方針」（令和3（2021）年10月11日制定）に基づき、一層社会的評価に応えうる恒常的な自己点検・評価活動を実施し、大学運営の改善・向上に努めて参ります。

2024 年度　星槎道都大学自己点検・評価運営委員会
委員長　飯浜　浩幸

目　次

Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等・・・　1

Ⅱ．沿革・・・

Ⅰ，建学の精神と大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神と大学の基本理念

学校法人北海道星槎学園(以下、「本学園」という。)が設置する星槎道都大学(以下、「本学」という。)は、昭和53(1978)年4月、オホーツク圏に位置する北海道紋別市において、大学名称を「道都大学」として開学した。開学以来、「建学の精神」に「百折不撓と奉仕の精神」を掲げ、いかなる困難にも耐え、たえず前進する強靭な精神をもって学問・技芸の修得にのぞみ、私益の追求だけでなく国家・社会に広く貢献する奉仕の精神を有する専門的職業人の育成を教育理念としてきたが、平成29(2017)年4月、大学名称を「星槎道都大学」に改称したことを機に、加入する一般社団法人星槎グループ(以下、「星槎グループ」という。)の全ての教育機関共通の「建学の精神」となる**「社会に必要とされることを創造し、常に新たな道を切り開き、それを成し遂げる。」**へ「建学の精神」を変更し、先行きの予測が困難な複雑で変化の激しい現代社会に必要とされることを創造するとともに、社会の持続的発展を実現するため学術研究を通じて常に新しい道を切り開き、すべての人々が共生しえる社会の実現に貢献することを大学の使命とした。さらに「教育の理念」も**「必要とする人々のために新たな道を創造し、人々が共生しえる社会の実現をめざし、それを成し遂げる。」**に変更し、必要とする人々のために新たな道を創造し、人々が共生しえる社会の実現をめざし、それを成し遂げることのできる豊かな教養と専門知識および技術を身につけた課題探究能力および創造力に富んだ有為な人材を育成することとし、そのために星槎グループの三つの約束**「人を認める・人を排除しない・仲間を作る」**のもと、共生社会の実現に資する「共感理解教育」を実践していくこととした。

なお、共感理解教育とは、身のまわりや地域にある課題を学修の対象とすることで、学生自身が感じ、考えることを促進し、それを仲間と共に学び合い、共有共鳴することで、社会との関わりや世界とのつながりを理解し、自分の命とそれを取り巻くものの大切さを学んでいくもので、共感理解教育の実践では、新たな発見と感動と自らの動機付けを基礎に、自分自身を育て仲間を作ることで、相手を認め、命のつながりや自分の役割を理解するとともに、生涯学び続け、主体的に考え、予測困難な時代に未来を切り開いていく「生ききる力」を培っていく。

2. 使命・目的

本学園の目的は、「学校法人北海道星槎学園寄附行為」（以下、「寄附行為」という。）第3 条において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、世界の平和と社会に貢献する有能な人材を育成することを目的とする。」と定めている。

また、本学の目的および使命は、「星槎道都大学学則」（以下、「学則」という。）第１条において「本学は建学の精神と教育の理念に基づき、広い分野の総合的な知識と深く専門の理論および応用を教授研究し、豊かな教養と専門知識および技術を身につけた課題探究能力および創造力に富んだ有為な人材を育成することを目的とし、もって文化の創造発展と共生社会の実現に貢献することを使命とする。」と定めている。

なお、本学の目的および使命については、大学名称並びに「建学の精神」の変更に伴い、平成30(2018)年4月に変更されている。

3. 大学の個性・特色

本学は、3 学部 4 学科からなる大学である。昭和 53(1978)年 4 月、オホーツク圏の紋別市に、当時としてはユニークな社会福祉学部と美術学部を擁する大学として開学したが、平成 8(1996)年に道都大学短期大学部を置いていた北広島市に美術学部を移転し、さらに平成 13 (2001)年に経営学部を新設、平成 17 (2005)年には紋別市に唯一設置していた社会福祉学部を北広島市に移転、平成 29（2017）年に留学生別科日本語専攻を開設し、現在の設置形態となった。

本学の個性・特色は、「建学の精神」を柱に「広い分野の総合的な知識と深く専門の理論および応用を教授研究し、豊かな教養と専門知識および技術を身につけた課題探究能力および創造力に富んだ有為な人材を育成することを目的とし、もって文化の創造発展と共生社会の実現に貢献することを使命とする。」という目的・使命を踏まえて「我が国の高等教育の将来像（答申）平成 17(2005)年」で示された大学の機能別分化でいう「幅広い職業人の育成」、「特定の専門的分野（芸術, 体育）の教育・研究」、「地域の生涯学習機会の拠点 」、「社会貢献機能」に重点的に取り組む大学である。

Ⅱ．沿革

昭和 39（1964）年
12 月　学校法人北海道産業学園設立(札幌郡広島町)
　　初代理事長に阿部　利雄　就任
　　北海道産業専門学校本科及び予科高等部設置認可
昭和 40（1965）年
4 月　北海道産業専門学校開設(札幌郡広島町)
昭和 41（1966）年
1 月　北海道産業短期大学設置認可
4 月　北海道産業短期大学開設(経営科・建設科)(札幌郡広島町)
昭和 47（1972）年
3 月　北海道産業専門学校予科高等部廃止
昭和 49（1974）年
3 月　第 2 代理事長に櫻井　　淳　就任
昭和 51（1976）年
4 月　北海道産業短期大学を道都短期大学へ校名変更
　　法人名を北海道櫻井産業学園へ変更
昭和 53（1978）年
2 月　道都大学設置認可(紋別市)
4 月　社会福祉学部（社会福祉学科）
　　美術学部（デザイン学科・建築学科)の 2 学部 3 学科で開学
　　初代学長に櫻井　　淳　就任
昭和 54（1979）年
2 月　教育職員免許状課程認可(社会福祉学部:中高-社会、養学、美術学部:中高-

美術、高-工芸・工業)
昭和 57（1982）年
4 月　博物館学芸員課程(美術学部)、社会教育主事課程(社会福祉学部)認可
昭和 59（1984）年
4 月　海洋生物研究所開設
8 月　法人寄附行為変更により総長制施行、初代総長に櫻井　　淳　就任
9 月　北方福祉研究所開設
11 月　保母養成校指定認可
12 月　北海道産業専門学校校舎移転(札幌市)
昭和 60（1985）年
8 月　第 2 代学長に小池東一郎　就任
昭和 62（1987）年
4 月　北海道産業専門学校を道都総合専門学校へ校名変更
平成 元（1989）年
4 月　北方意匠研究所開設
平成 02（1990）年
4 月　道都総合専門学校を道都国際学園へ校名変更
平成 03（1991）年
4 月　道都短期大学を道都大学短期大学部へ校名変更
平成 04（1992）年
4 月　道都国際学園を道都国際観光専門学校へ校名変更
平成 05（1993）年
4 月　第 3 代目学長に林　　正道　就任
北方福祉研究所を国際福祉研究所へ改称
北方意匠研究所を国際意匠研究所と国際建築研究所へ改組
平成 08（1996）年
4 月　美術学部を札幌キャンパスへ移転(北広島市)
平成 09（1997）年
4 月　第 4 代学長に櫻井　　淳　就任
平成 10（1998）年
4 月　第 5 代学長に櫻井　政経　就任
平成 11（1999）年
4 月　国際経営文化研究所開設
平成 12（2000）年
2 月　教育職員免許状再課程認定認可(社会福祉学部:中-社会、高-地理歴史、公民、
養学、美術学部:中高-美術、高-工芸・工業)
10 月　美術学部収容定員増認可

12 月　経営学部経営学科設置認可(北広島市)
経営学部教育職員免許状課程認可(中-社会、高-公民、商業)

社会福祉学部教育職員免許状課程認可(高-福祉)
平成 13（2001）年
3 月　道都国際観光専門学校廃止
4 月　経営学部（経営学科）開設
社会福祉学部社会福祉学科介護福祉コース(介護福祉士養成課程)開設
平成 14（2002）年
3 月　道都大学短期大学部廃止
平成 17（2005）年
3 月　経営学部教育職員免許状課程認可(高-地理歴史、情報)
4 月　社会福祉学部を札幌キャンパスへ移転(北広島市)
全学部収容定員変更(定員増)
平成 18（2006）年
4 月　共通教育部設置
平成 19（2007）年
3 月　社会福祉学部教育職員免許状課程認可(特支 5 領域)
4 月　第 3 代理事長に櫻井　政経　就任
平成 20（2008）年
4 月　全学部収容定員変更(定員減)
平成 23（2011）年
4 月　法人寄附行為変更により名誉総長制施行、初代名誉総長に櫻井　　淳　就任
平成 24（2012）年
4 月　社会福祉学部収容定員変更(定員減)
平成 25（2013）年
2 月　学校法人国際学園との業務連携合意書調印
3 月　共通教育部廃止
国際福祉・国際意匠・国際建築・国際経営文化研究所廃止
名誉総長退任
4 月　地域総合研究所設置
教職センター設置
北広島市との連携に関する協定書調印
7 月　星槎国際高等学校との高大連携協定書調印
北海道北広島西高等学校との高大連携協定書調印
9 月　星槎大学との単位互換に関する覚書調印
平成 26（2014）年
4 月　第 4 代理事長に濱田　康行　就任
第 6 代学長に濱田　康行　就任
通信教育科(指定保育士養成課程・精神保健福祉士養成課程[短期])開設
9 月　旭川福祉専門学校との専大連携協定書調印
12 月　北海道名寄産業高等学校との高大連携協定書調印
平成 27（2015）年

4 月　第 5 代理事長に正木　清郎　就任
第 7 代学長に山本　一彦　就任
通信教育科(社会福祉士養成課程[一般]、精神保健福祉士養成課程[一般])開設
由仁町並びに由仁町教育委員会との連携に関する協定書調印
5 月　旭川明成高等学校との高大連携協定書調印
12 月　学校法人国際学園との包括連携協定書調印

平成 28（2016）年
4 月　法人名を北海道星槎学園へ変更
星槎グループ加入
地域総合研究所を地域連携推進センターへ改称
5 月　北海道札幌平岸高等学校との高大連携協定書調印
9 月　北広島商工会との包括連携・協力に関する協定書調印
北海道石狩翔陽高等学校との高大連携協定書調印

平成 29（2017）年
4 月　星槎道都大学へ校名変更
札幌新陽高等学校との高大連携協定書調印
9 月　留学生別科日本語専攻開設

令和 03（2021）年
4 月　第 8 代学長に飯浜　浩幸　就任

令和 04（2022）年
4 月　第 6 代理事長に飯浜　浩幸　就任

令和 05（2023）年
6 月　芦別市・芦別市教育委員会との連携に関する協定書調印

令和 06（2024）年
8 月　静岡福祉大学との大学間交流協定書調印
12 月　北海道医療大学との大学間交流協定書調印

Ⅲ．評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1．使命・目的

1-1．使命・目的及び教育研究上の目的の反映

①学内外への周知
②中期的な計画への反映
③三つのポリシーへの反映
④教育研究組織の構成との整合性
⑤変化への対応

（1）1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

（2）1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

使命・目的、教育目標及び建学の精神等を明示し、学則等に簡潔な文章で定めるとともに、学生便覧やホームページにも掲載し学内外に公表している。建学の精神とともに、星槎グループの三つの約束「人を認める・人を 排除しない・仲間を作る」についても、学生・教職員に周知し、浸透している。使命・目的及び教育研究上の目的の反映のため中期的な計画も適切に作成され、その計画の進捗状況を把握している。建学の精神、教育の理念等の趣旨を踏まえて、大学のディプロマ・ポリシー、それに基づき学科ごとにディプロマ・ポリシーを策定し、その達成指針として、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを策定している。3 学部 4 学科のほか、地域連携センター、教職センター、図書情報館及び留学生別科日本語専攻を設置し、教育目的を達成するための必要な教育研究組織を整備している。変化への対応のため適切な検証及び審議機関を設置し時代の変化に対応している。

1-1-①学内外への周知

本学の「建学の精神」、「教育の理念」、「使命・目的、教育目的等」は、本学の「ガバナンス・コード」、「学校法人北海道星槎学園星槎道都大学中期計画（令和2(2020)年度～令和6(2024)年度）（以下、「中期計画」という。）」、毎年度刊行される「大学案内」、「学生便覧」、「学校法人北海道星槎学園事業の実績報告（以下、「事業報告書」という。）」及びウェブサイト等に掲載しており、学内外に周知されている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料1-1-1】学校法人北海道星槎学園 星槎道都大学ガバナンス・コード
【資料1-1-2】学校法人北海道星槎学園 星槎道都大学中期計画
（令和2(2020)年度～令和6(2024)年度）
【資料1-1-3】星槎道都大学 大学案内2024
【資料1-1-4】星槎道都大学 学生便覧2024年度生用
【資料1-1-5】令和6年度学校法人北海道星槎学園 事業の実績報告

1-1-②中期的な計画への反映

本学では、令和 2(2020)年 3 月 25 日付制定の「中期計画」に「建学の精神・理念に基づき育成する具体的な人材像とこれを実現する教育目標」を掲げているほか、「学校法人北海道星槎学園経営改善計画（令和 2 年度～令和 6 年度）（以下、「経営改善計画」という。）」に、「建学の精神」、「教育の理念」、「使命・目的等」を明記している。これは、本学の「使命・目的等」が計画を策定する諸段階において基本的な考え方として参照すべきものであることを示すためである。よって「中期計画」及び「経営改善計画」の各項目の策定にあたっては、本学の「使命・目的等」との整合性が意識され、反映されたものとなっている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料1-1-6】学校法人北海道星槎学園星槎道都大学 中期計画（令和2(2020)年度～令和6(2024)年度）

【資料1-1-7】学校法人北海道星槎学園 経営改善計画（令和2年度～令和6年度）

1-1-③三つのポリシーへの反映

本学では、「建学の精神、教育の理念＝人材育成」の認識の下、時代の変化に対応した「使命・目的及び教育研究上の目的」を「教学マネジメント会議」で検証・改訂するとともに、その内容を「三つのポリシー」へ適切に反映している。

直近では、令和 6（2024）年度において「学部、学科の教育研究上の目的」の学則変更を行い、「三つのポリシー」へ反映させている。

本学の「ディプロマ・ポリシー」は、「建学の精神」、「教育の理念」、「使命・目的」及び「学部、学科の教育研究上の目的」の趣旨を踏えて、大学共通として以下の能力、知識および態度等が身についていることを保証している。

（DP1）共生社会の実現に取組む力[主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度]
（DP2）幅広い教養と専門分野との統合力[知識・技能、思考力・判断力・表現力等]
（DP3）専門分野の知識・技能の活用力[知識・技能、思考力・判断力・表現力等]
（DP4）情報分析力と問題解決力[思考力、判断力、表現力等]
（DP5）コミュニケーション能力と協働する態度[主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度]

また、「ディプロマ・ポリシー」は、各学部・学科においても「使命・目的」及び「学部、学科の教育研究上の目的」を反映させ、専門性をもって設定されている。

「カリキュラム・ポリシー」及び「アドミッション･ポリシー」は、上述のディプロマ・ポリシーを達成するための指針として策定されており、本学の「教育目的」等が反映されていることは明らかである。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-1-8】星槎道都大学 学生便覧 2024 年度生用 pp.4-12

1-1-④教育研究組織の構成との整合性

本学は、「学則」第 1 条の「本学は建学の精神と教育の理念に基づき、広い分野の総合的な知識と深く専門の理論および応用を教授研究し、豊かな教養と専門知識および技術を身につけた課題探究能力および創造力に富んだ有為な人材を育成することを目的とし、もって文化の創造発展と共生社会の実現に貢献することを使命とする。」の目的および使命を達成するために、「学則」第 3 条に基づき社会福祉学部社会福祉学科、経営学部経営学科、美術学部デザイン学科及び同建築学科の 3 学部 4 学科を設置し、「学則」第 3 条第 3 項及び別表 4 により「学部・学科の教育研究上の目的」を定めている。

また、「学則」第 5 条に基づく附属機関として、各学部・学科と連携し、地域住民、行政、NPO、企業等との連携を深め、地域の文化及び産業の振興並びに地域社会の発展に寄与することを目的とする「地域連携推進センター」及び教職課程および教員養成に関わる業務を充実させ、円滑に運営すること等を目的とする「教職センター」、「学則」第 4 条に基づき図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を収集し、本学教職員並びに学生への情報提供を行うとともに、図書情報に関して広く社会に貢献することを目的とする「図書情報館」、「学則」第 54 条第 3 項に基づき、大学への入学及び編入学等を希望する外国人留学生で大学等の入学資格を得ることができない日本語能力の者に対し、日本語を中心とした予備教育を行う「留学生別科日本語専攻」を設置しており、本学の使命・目的等と教育研究組織の構成との整合性がとれている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料1-1-9】星槎道都大学 学則（令和6年4月1日改訂）

【資料 1-1-10】学校法人北海道星槎学園（星槎道都大学）組織図（令和 6 年度）

1-1-⑤変化への対応

本学の「建学の精神」及び「教育の理念」は、平成28(2016)年4月の法人名変更と星槎グループ加入を受けて、平成28(2016)年11月開催の「学校法人北海道星槎学園教育改革実行会議（令和3(2021)年10月廃止・経営企画会議に役割統合）（以下、「教育改革実行会議」という。）」における審議、さらに同年12月開催の「学校法人北海道星槎学園理事会（以下、「理事会」という。）」審議を経て、平成29(2017)年4月1日より星槎グループ教育機関が共通に掲げる前述の「建学の精神」及び「教育の理念」へと変更された。この「建学の精神」及び「教育の理念」の内容は、先行きの予測が困難な複雑で変化の激しい現代社会に必要とされることを創造するとともに、社会の持続的発展を実現するため学術研究を通じて常に新しい道を切り開き、すべての人々が共生しえる社会の実現に貢献することを大学の使命とし、必要とする人々のために新たな道を創造し、人々が共生しえる社会の実現をめざし、それを成し遂げることのできる豊かな教養と専門知識および技術を身につけた課題探究能力および創造力に富んだ有為な人材を育成することを掲げており、現代の激動する社会変化に対応できる人材の養成を意図したものとなっている。

また、本学の「使命・目的」については、上記の「建学の精神」及び「教育の理念」を受けて、「教育改革実行会議」における審議、「星槎道都大学教授会（以下、「教授会」という。）」並びに「理事会」の学則変更手続きを経て、現在の「学則」第1条のとおり平成

30(2018)年4月1日付で改訂した。また、これらを受け各学部・学科の「三つのポリシー」についても、「星槎道都大学教学マネジメント会議（以下、「教学マネジメント会議」という。）」において審議・決定され、同様に平成30(2018)年4月1日付の改訂に至っている。

更に令和3(2021)年度に社会の変化に対応するため「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」を改訂し新カリキュラムへ移行、令和4(2022)年度に両ポリシーの編成を見直すための一部改訂を実施、直近の令和6（2024）年度においても「学部、学科の教育研究上の目的」の学則変更を行い、「三つのポリシー」を改訂し、時代の変化等への対応を行っている。

本学は、変化への対応を審議する体制として、平成28(2016)年11月に「教学マネジメント会議」を設置し、上記のとおり改善・改革に取組んできたが、今後の変化への対応を強化・明確化するため、令和3(2021)年10月11日付で新たに「星槎道都大学内部質保証に関する方針（以下、「内部質保証に関する方針」という。）（令和6（2024）年8月28日改訂）」及び「内部質保証PDCAサイクル図（令和6（2024）年8月28日改訂）」を定め、教育研究及び管理運営等の諸活動について、PDCAサイクル等の手法を適切に活用することにより、全学的な改善・改革を推進し、大学の質の保証及び向上に取組むこととした。

【エビデンス集（資料編）】

【資料1-1-11】星槎道都大学 教授会規程
【資料1-1-12】星槎道都大学 学生便覧2024 年度生用 pp.4-12
【資料1-1-13】星槎道都大学 教学マネジメント会議規程
【資料1-1-14】星槎道都大学 内部質保証に関する方針

[基準１の自己評価]

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では、中期的な計画を策定し使命や目的を達成するための取り組みを明確化すること、更にその進捗状況を検証することで着実な実行を促し、成果を上げている。また、「内部質保証に関する方針」に基づき、星槎の三つの約束、建学の精神及び教育の理念・目的の実現に向けて、教育研究及び管理運営等の諸活動について、PDCA サイクル等の手法を適切に活用することにより、改善・改革を推進し、大学の質の保証及び向上に取組んでいる。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学では、平成 29(2017)年度から大学機関別認証評価の第 3 クールとなる新評価基準での自己点検・評価に取り組み、令和 4(2026)年度に 3 回目となる日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審し、「優れた取組」が 6 つ、「改善を要する点」の指摘がない「適合」の評価結果を得ているが、自己点検・評価を含む内部質保証の取組みにおける PDCA サイクルの確立の課題が発見された。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

前述の課題の克服のため、令和 6（2024）年 8 月に「内部質保証に関する方針」、「内部質保証 PDCA サイクル図」等の改訂を行ったことから、今後はこれらの方針等に基づく検証を推進していく。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

（1）2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

（2）2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

「内部質保証に関する方針」及び「内部質保証に関する PDCA サイクル図」を制定し、学長を議長とする「教学マネジメント会議」を責任部署として定め、恒常的に自己点検・評価を実施する体制を整備し運用している。評価の結果は、毎年検証するとともに 3 年ごとに「自己点検・ 評価報告書」にまとめ公表している。

内部質保証については、三つのポリシーを大学全体及び学科ごとに定め、「学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）」に基づく調査結果により、全学レベル及び学部・学科レベルにおいて検証し、改善に取組んでいる。自己点検・評価や認証評価などの結果を踏まえた中期計画及び経営改善計画を策定し、具体的施策ごとに担当部署を決め、責任体制を明確にした上で取組んでいる。これらの計画は、毎年見直しを行い、法人及び大学運営の改善・向上のための仕組みが機能している。

2-1-①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学は、今まで推進してきた内部質保証に関する取組みの明確化のため、令和 3（2021）年 10 月に「内部質保証に関する方針」及び「内部質保証 PDCA サイクル図」を定め、内部質保証のための組織の整備と責任体制の確立を図り、令和 6 年 10 月にはその運用の結果を受け、一部内容変更【下図】を行った。

本学の内部質保証の方針は、「星槎の三つの約束」、「建学の精神」及び「教育の理念」・「教育目的」の実現に向けて、教育研究及び管理運営等の諸活動について、PDCA サイクル等の手法を適切に活用することにより、改善・改革を推進し、大学の質の保証及び向上に取組むこととしている。本学の内部質保証システムについて責任を負う組織は、学長が議長となり、副学長、学部長、事務局長、図書情報館長及びその他学長が指名する者（外部委員 4 名を含む）が構成員となる「教学マネジメント会議」とし、「教学マネジメント会議」は、大学を構成する各組織における自己点検・評価の取組が効果的に推進され、内部質保証システムが適切に機能して、教育研究及び管理運営の質向上が図られているかを「自己点検・評価運営委員会」の自己点検・評価結果の報告を受けて、全学的な観点から定期的に検証を行い、改善が必要と思われる事項について、当該組織の長に改善の指示を行う。当該組織の長は当該改善事項に関する改善計画書を学長に提出して、改善を図るとともに、

計画遂行後の改善結果を学長に報告し、「教学マネジメント会議」で再度検証を行うものとする。これらの過程を通して、改善を促し、全学における内部質保証の PDCA サイクルを機能させることとしている。

また、本学では内部質保証にも関わる「中期計画」、具体的な数値目標としての「経営改善計画」を制定し、特に「経営改善計画」は、計画毎に各担当責任者を明確にして計画を履行しており、その点検・評価結果は「経営企画会議」及び「理事会」において共有され、進捗状況を確認しながら継続した改善に取組んでいる。

「中期計画」の策定にあたっては、各担当責任者が計画立案し、それを「経営企画会議」及び「理事会」の承認を得ることとなり、その決定を受け各担当責任者が改善に取組むこととなる。また、大学内の審議が必要となる計画については、「教授会」、「学部教授会」、「専門委員会」の審議、学長の決定を経て、適宜改善することとしている。

星槎道都大学内部質保証に関するＰＤＣＡサイクル図

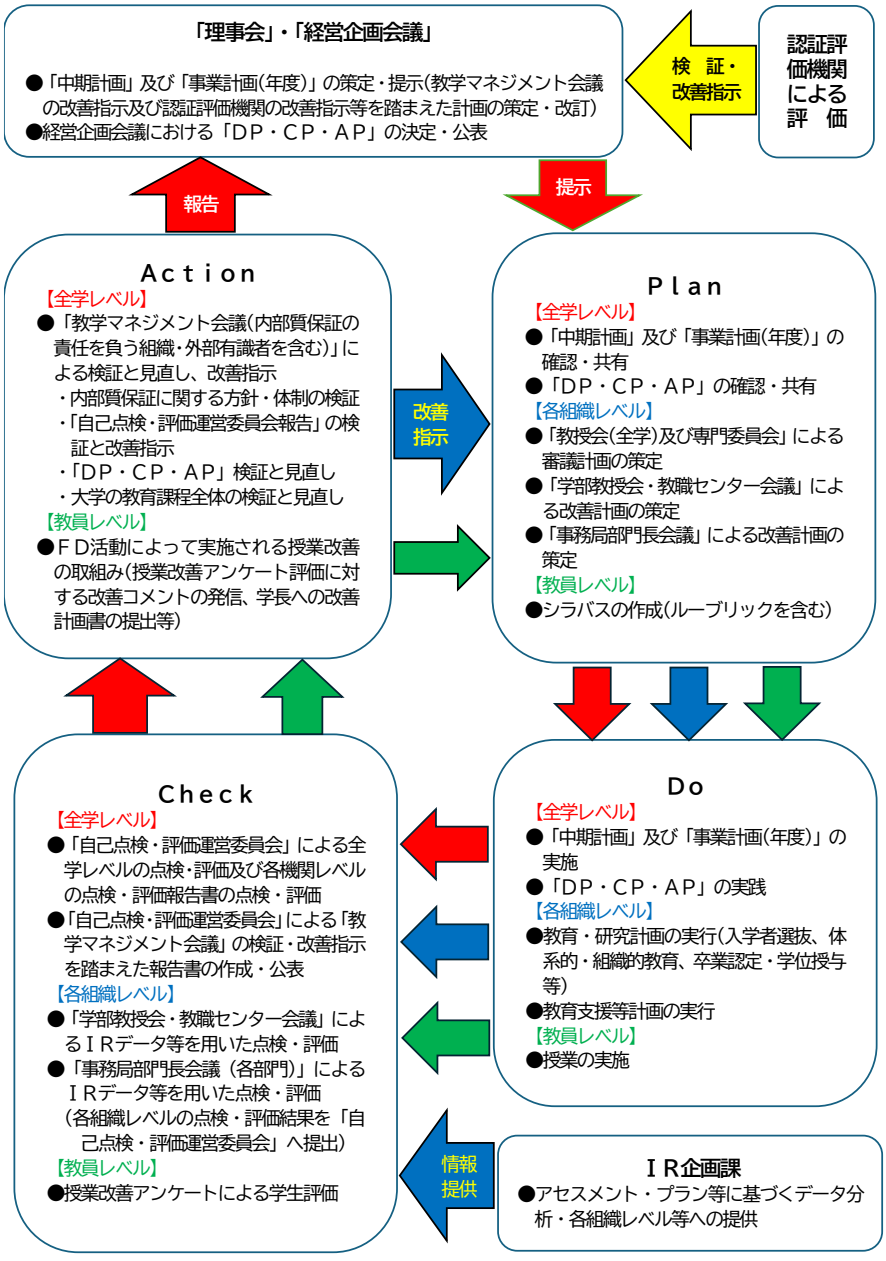

星槎道都大学学生の学修改善に関するＰＤＣＡサイクル図

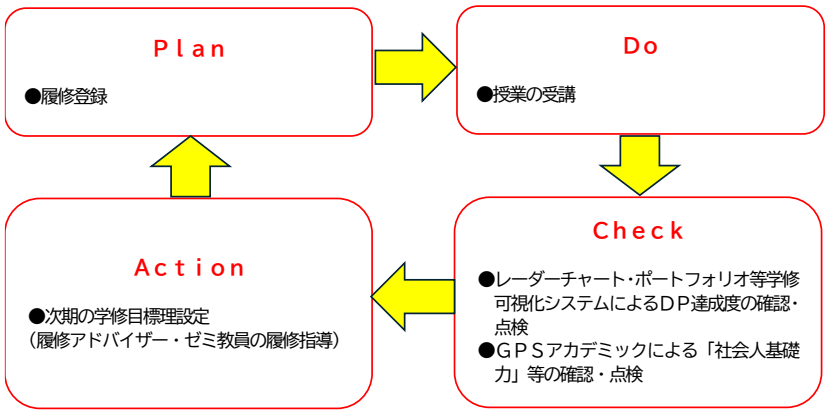

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-1-1】星槎道都大学 内部質保証に関する方針

【資料 2-1-2】星槎道都大学 教学マネジメント会議規程

【資料 2-1-3】星槎道都大学 自己点検・評価運営規程

【資料 2-1-4】星槎道都大学 経営企画会議規程

【資料 2-1-5】学校法人北海道星槎学園星槎道都大学 中期計画（令和 2（2020）年度～令和 6（2024）年度）

【資料 2-1-6】学校法人北海道星槎学園 経営改善計画（令和 2 年度～令和 6 年度）

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

（1）2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

（2）2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

前回受審した認証評価においては、改善を要する点の指摘がなく、優れた点として自己点検・評価活動の客観性・適切性を確保するための体制として、外部有識者から広く意見を募り改善に反映させる取組みが評価されている。また、発展的に改定した建学の精神、教育目標等を基礎として、理事長・学長のリーダーシップのもと組織的な教学マネジメントが機能している。2-1 で自己判定したとおり内部質保証の実施体制も明確され、自己点検・評価や中期計画の見直しの仕組みは大学の継続的な改善活動として機能している。更に教学を含めた組織マネジメントを適切に行う上で必要となる情報や課題を収集・分析する IR 企画課を事務局に置き、主に「アセスメント・ポリシー」に基づく情報収集・データ分析を行い、「学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）に基づく測定・評価結果の検証体制」に基づき、適切に「専門委員会」や各組織へ情報提供を行っている。

2-2-①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、「学則」第 2 条において、「本学はその教育研究上の向上を図り、前条の目的および使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行う。」と規定している。また、「自己点検・評価運営規程」に基づき「自己点検・評価運営委員会」を組織して、内部質保証のための定期的な自己点検・評価活動を日本高等教育評価機構の基準に基づき実施し、3 年サイクルで「自己点検・評価報告書」を作成している。更に「内部質保証に関する方針」を定め、定期的な自己点検・評価の活動を次のとおり推進することとしている。

1.本学の自己点検・評価を推進するための組織として、学長を委員長とし、副学長、学部長、事務局長、図書情報館長、学科長、センター所長及びその他学長が指名する者を構成員とする「自己点検・評価運営委員会」を置き、自己点検・評価を自律的かつ継続的に実施し、その結果について報告書を作成するとともに、「教学マネジメント会議」へ報告する。

2.学部、専門委員会、附属機関、事務局等大学を構成する各組織は、自己点検・評価活動の実施主体として、「自己点検・評価運営委員会」が示す自己点検・評価の基本方針に基づき、定期的に自己点検・評価を行い、その結果を「自己点検・評価運営委員会」へ報告する。また、各組織の長は、本学が実施する自己点検・評価活動の客観性・適切性を確保するため、外部委員を含めた「教学マネジメント会議」の検証を経て、改善指示のあった当該改善事項について、改善計画書を学長に提出して改善を図り、その改善結果についても報告する。

3.「自己点検・評価運営委員会」は、「教学マネジメント会議」の指示又は助言のもと、各組織の自己点検・評価を受けて、全学的な観点から点検・評価を実施する。

4.本学が実施する自己点検・評価活動について、認証評価機関による評価を受審することにより、大学の質の保証及び向上を図るとともに、内部質保証システム、自己点検・評価の適切性を確保する。

そのほか「教授会」の代議員組織となる「専門委員会」では、「教授会規程」第 18 条の審議事項に基づく審議のほか、IR 企画課が「学修成果の測定・評価計画（アセスメント・プラン)」に基づき情報収集・分析した各調査結果を検証している。また検証により改善が必要となる事項については、「専門委員会」や「学部教授会」において改善方策の検討がなされ、適宜改善を図っている。更に各委員会では「委員会目標・計画・評価シート」を作成しており、独自の PDCA サイクルを展開している。

経営側の組織としては、「理事長の経営方針・決定事項及び学長の教育研究に関する方針・決定事項を学内組織に十分反映させること」等を目的として、「情報共有会議」を毎週開催し、内部質保証のための PDCA サイクルには欠かせない情報の共有等が行われている。

【エビデンス集（資料編)】

【資料 2-2-1】星槎道都大学 自己点検・評価運営規程

【資料 2-2-2】星槎道都大学 教学マネジメント会議規程
【資料 2-2-3】令和 6（2024）年度 教学マネジメント会議構成員一覧
【資料 2-2-4】星槎道都大学 教授会規程
【資料 2-2-5】学修成果の測定・評価計画（アセスメント・プラン）
【資料 2-2-6】「委員会目標・計画・評価シート」サンプル
【資料 2-2-7】学校法人北海道星槎学園 情報共有会議規程

2-2-②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

平成 28(2016)年 10 月に IR 機能を構築するために IR 評価課を設置し、平成 30(2018)年 4 月には IR 課、令和 5（2023）年 4 月には IR 企画課へ改組した。「内部質保証に関する方針」では、本学における教育活動の質向上を図るため、教学を含めた組織マネジメントを適切に行う上で必要となる情報や課題を収集・分析する事務組織として IR 企画課を置き、IR 機能の向上と体制の確立に努めるものとするとなっており、主に「学修成果の測定・評価計画（アセスメント・プラン）」に基づく、情報収集・データ分析及び点検を行い、改善計画策定の機関となる「専門委員会」や各組織へ情報提供を行っている。

【エビデンス集（資料編）】
【資料 2-2-8】星槎道都大学 内部質保証に関する方針
【資料 2-2-9】学修成果の測定・評価計画（アセスメント・プラン）
【資料 2-2-10】学修成果の測定・評価計画（アセスメント・プラン）に基づく点検及び改善計画策定の機関

2-3. 内部質保証の機能性
①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用
②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用
③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

（1）2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

（2）2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

授業アンケート、意見箱、入学者や特待生に対する個別面談、また、オフィスアワーでの学生相談等を通じて、学修支援や学修環境に関する学生の意見・要望等を収集している。収集した情報を学科会議や情報共有会議等で共有し、必要に応じて対応している。授業改善アンケートの結果を担当教員にフィードバックし、各教員が授業の改善に役立てている。アンケート結果に対する教員コメントをホームページに公開している。

また、学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用を図るため、教学マネジメント会議の委員に学外関係者を配置し、意見・要望の把握を行い内部質保証の確保に努めている。

更に内部質保証のための学部、学科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とそ

の機能性については、前述の 2-1 及び 2-2 に記載したとおりとなり、適切に運用されている。

2-3-①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

本学における学修支援に関する学生の意見・要望等の把握については、授業改善アンケートの実施のほか、毎年 5 月中旬～7 月に各学科教員が実施する入学者や特待生等に対する個別面談やオフィスアワーにおけるゼミナール担当教員等による学生相談等によって行われている。個別面談やオフィスアワーにおけるゼミナール担当教員等による学生相談や面談時の学修支援の意見等情報については、必要に応じて「学科会議」や「情報共有会議」等の機会を活用して共有を図るとともに、関係教職員へ適宜伝達し、その改善に努めている。

また、授業改善アンケートについては、WEB システムを活用し実施しており、学生の負担を軽減することで回答率を高める工夫をしているほか、学生の自由記述意見を含むアンケート集計結果を各科目担当教員にフィードバックし、各教員が授業の改善に役立てている。なお、その結果を受けた教員コメントは WEB システムで学生へ発表され、ホームページ上にも情報公開している。

更に授業改善アンケートの結果は、「星槎道都大学授業改善取組規程」に基づき、「専門委員会」である「FD 推進委員会」において審議され、優秀教育賞表彰教員や授業改善が必要な授業科目の担当教員を選定している。改善が必要となる対象科目の担当教員は、学長に授業改善計画書の提出をすることとし、また、優秀教育賞表彰教員には、FD 活動の授業改善の一環として授業実践についての講演を実施する制度を取り入れている。その他として令和 3(2021)年度より「FD 推進委員会」の小委員会として、各学科から学生 2 名と FD 推進委員会委員長、学務課職員で構成される「学生 FD 推進委員会」を設置し、授業に関する学生の意見・要望等を聴取し、全学ＦＤ研修会にて授業改善等に役立てる学生提言として発表・共有している。

そのほか、本学における心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望等については、「星槎道都大学 カウンセラー及びアドバイザー規程」の定めにより、主に学生相談室専属のスクール・カウンセラーが把握を行っている。学生の相談申請は、学務課カウンターやホームページの申込フォームで受付しており、新規・継続いずれの学生相談業務にも対応している。受けた相談内容によっては、学生のニーズに沿って本学で制度化されている各カウンセラー・アドバイザーに相談内容を引き継ぎ連携して問題解決にあたっている。なお、「学務委員会」へ定期的に利用者数及び分析の報告を行い、検討結果を活用し、支援体制の更なる整備にも努めている。

また、本学では様々な障がいのある学生や特別な配慮を要する学生に対し、安心して修学できる環境を整えるための支援を行うため、「星槎道都大学障がい学生支援に関する基本方針（令和 2(2020)年 1 月）」、「星槎道都大学障がい学生支援規程（令和 2(2020)年 3 月」を制定している。スクール・カウンセラーは、定期的な修学サポートの見直し（再面接）を行うとともに、学生相談同様に「学務委員会」へ定期的に利用者数及び分析の報告を行い、検討結果を活用し、支援体制の更なる整備を実施している。

【エビデンス集（資料編）】
【資料 2-3-1】研究室前ボード（オフィスアワー）
【資料 2-3-2】令和 6(2024)年度授業改善アンケート実施について
【資料 2-3-3】令和 6(2024)年度授業改善アンケート統計表（第 1Q～第 4Q）
【資料 2-3-4】星槎道都大学 授業改善取組規程
【資料 2-3-5】全学ＦＤ研修会（「学生 FD 推進委員会」提言）
【資料 2-3-6】星槎道都大学カウンセラー及びアドバイザー規程
【資料 2-3-7】大学ホームページ申込フォーム（学生相談・修学サポート）
【資料 2-3-8】令和 6(2024)年度学生相談対応者等（報告）
【資料 2-3-9】星槎道都大学障がい学生支援に関する基本方針
【資料 2-3-10】星槎道都大学障がい学生支援規程
【資料 2-3-11】令和 6(2024)年度修学サポート（合理的配慮）申請者等（報告）
【資料 2-3-12】令和 6(2024)年度学生相談（修学サポート含む）について（総括）

2-3-②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

本学の内部質保証システムについて責任を負う組織は「教学マネジメント会議」にあたるが、議長となる学長をはじめ、副学長、学部長、事務局長、図書情報館長、そしてその他学長が指名する者として、学外関係者である外部委員４人を構成員とすることを必須としている。

「教学マネジメント会議」では、「自己点検・評価運営委員会」の報告にあたる「自己点検・評価報告書」について全学的な観点から定期的に検証を行っているが、その中で外部委員から意見・要望等の聴取を進めて把握・分析をする中で、その結果を活用して、改善が必要と思われる事項について、当該組織の長に改善の指示を行いながら内部質保証の確保に努めている。

【エビデンス集（資料編）】
【資料 2-3-13】星槎道都大学教学マネジメント会議規程
【資料 2-3-14】令和 6（2024）教学マネジメント会議構成員一覧（外部委員含む）
【資料 2-3-15】星槎道都大学自己点検・評価運営規程
【資料 2-3-16】自己点検・評価報告書

2-3-③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学の内部質保証のための学部、学科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性については、前述の 2-1 及び 2-2 に記載したとおりとなる。

三つのポリシーを起点とした内部質保証については、 三つのポリシーを大学及び学部・学科ごとに定めて、「アセスメント・プラン」の調査結果により、全学レベル及び各組織（学部・学科）レベルにおいて検証し、「内部質保証 PDCA サイクル図」のとおり、改善に取組んでいる。また教員（科目）及び学生レベルの内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みも確立され、「内部質保証 PDCA サイクル図」に示している。

教員レベルの内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みとしては、「アセスメント・プラン」に基づく調査結果により、検証を行うシステムとしており、特に「授業改善アンケート」の運用については、「星槎道都大学授業改善取組規程」を制定し、授業改善を図るための制度的取組を実施している。

学生レベルの内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みとしては、「ディプロマ・ポリシー」に基づく学修成果や社会人基礎力判定の可視化を実施して、その結果を学生自身が生かし、次学期学修目標の設定や履修計画の策定が可能となる学生支援システムを確立している。

また、内部質保証に向けた活動として、FD 活動及び SD 活動の体制を整備し、「内部質保証に関する方針」で次のとおり定めている。

教員の能力向上に努め、教育の質向上を図るため、学長、副学長、学部長、各学科教員及び事務局長を構成員とする「FD 推進委員会」を置く。「FD 推進委員会」は、全学、各組織、教員の各レベルにおける適切な FD 活動を組織的かつ体系的に実施するものとする。また、教職員の管理運営や教育・研究支援の能力の充実による教育の質保証を図るため、事務局長を委員長とし、学長、副学長、学部長、図書情報館長、学長補佐、学科長、事務部長が構成員となる「SD 推進委員会」を法人に置く。「SD 推進委員会」は、全学レベルにおける適切な SD 活動を組織的かつ体系的に実施するものとする。

更に教育に関する課題を「学科会議」及び「学部教授会」で検討している。「学科会議」は原則月 1 回、「学部教授会」は適宜実施し、授業改善のみならず、学部・学科が持つ課題について検討を行っている。

このように内部質保証のための学部、学科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みが確立され、その機能性が保たれている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-3-17】学修成果の測定・評価計画（アセスメント・プラン）
【資料 2-3-18】内部質保証 PDCA サイクル図
【資料 2-3-19】星槎道都大学授業改善取組規程
【資料 2-3-20】星槎道都大学教授会規程
【資料 2-3-21】学校法人北海道星槎学園 SD 推進委員会規程

［基準 2 の自己評価］

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

「自己点検・評価運営委員会」の報告にあたる「自己点検・評価報告書」の改善・向上方策である「学生への利便性を配慮した校舎内の修繕等の実施」について、「教学マネジメント会議」にて外部委員の意見・要望等を踏まえて「卒業時満足度調査」の調査結果を活用して検証をし、2 号館教室・アトリエ棟教室等の各所にエアコン設置計画を策定するとともに段階的にエアコンを設置して学生の学修環境を整備したことによって、授業改善アンケートの結果が総じて上昇する成果が確認でき、一定の内部質保証を確保できた。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

「自己点検・評価運営委員会」の報告にあたる「自己点検・評価報告書」の改善・向上方策である「バリアフリー化計画の作成」について、「教学マネジメント会議」にて外部委員の意見・要望等を踏まえて「卒業時満足度調査」の調査結果を活用して検証をした結果、財政的な問題もあり 1 号館にエレベーターが未整備であること。

また、同様に「学生への利便性を配慮した校舎内の修繕等の実施」については、2 号館教室・アトリエ棟教室等に冷房が未設置であることが課題として発見された。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

学修環境の整備において「バリアフリー化計画の作成」については財政面を踏まえ、俯瞰的に検討を進めることを予定している。

「自己点検・評価運営委員会」の報告にあたる「自己点検・評価報告書」の改善・向上方策である「バリアフリー化計画の作成」について、「教学マネジメント会議」にて外部委員の意見・要望等を踏まえて「卒業時満足度調査」の調査結果を活用して検証をし、財政面を踏まえ、俯瞰的に検討を進めることを予定している。

また、同様に「学生への利便性を配慮した校舎内の修繕等の実施」について、「教学マネジメント会議」にて外部委員の意見・要望等を踏まえて「卒業時満足度調査」の調査結果を活用して検証をし、2 号館教室・アトリエ棟教室等の各所にエアコン設置計画を策定するとともに段階的に設置をして改善を図って学修環境の整備を進めた。

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

建学の精神及び教育の理念に基づいて、アドミッション・ポリシーを学科ごとに明確に策定し、大学案内、入学試験実施要項、ホームページ等を通じて周知している。

入学者選抜はアドミッション・ポリシーに基づき、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜等の各区分において評価基準を定め、公正かつ適切に実施している。選抜方法や結果については、入試委員会等において検証を行い、必要に応じて改善を図っている。また、「アドミッション・オフィス規程」に基づき、公正かつ妥当な方法で入学者選抜を実施している。

近年は、入学定員をほぼ充足しており、その結果、収容定員充足率も一定の基準を確保している。

3-1-①アドミッション・ポリシーの策定と周知

本学では、「学則」第 1 条に大学としての目的・使命を定めるとともに、「学則」第 3 条及び別表 4 において、「学部・学科の教育研究上の目的」を定めている。入学者の選抜については、「学校教育法施行規則」第 165 条の 2 に基づき、大学全体、各学部・学科の「アドミッション・ポリシー」を策定し、求める学生像を明確にし、入学選抜を実施している。

なお、「アドミッション・ポリシー」は、「大学案内」、「入学試験実施要項」、本学ウェブサイト等により公表されているとともに、オープンキャンパス、業者主催の進学ガイダンス、また、高等学校訪問等を通じて、生徒、保護者、高等学校進路指導担当教員等に対し、具体的に説明・周知している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-1-1】星槎道都大学 大学案内 2025（アドミッション・ポリシー）

【資料 3-1-2】2025 年度入学試験実施要項（アドミッション・ポリシー）

【資料 3-1-3】星槎道都大学ホームページ（アドミッション・ポリシー）

https://www.seisadohto.ac.jp/introduction/history/

3-1-②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では、入学者の受入れにあたって、令和元(2019)年度入学試験より、「学校教育法」第 30 条に規定されている「学力の 3 要素」について、多面的・総合的に評価する入試制度を取り入れ、一般選抜、学校推薦型選抜、総合選抜の多様な試験区分を設定し、入学選抜を実施している。これらの入学選抜においては、大学及び各学部・学科の「アドミッション・ポリシー」に基づく出願資格や選抜方法を「アドミッション・オフィス」において審議・検討し、「専門委員会」である「入試委員会」で決定しており、入学試験実施要項等で公表している。

また、入学者の選抜は、「星槎道都大学教授会規程（以下、「教授会規程」という。）」第 4 条第 4 項に基づき、「入試委員会」において審議され、委員となる学長が入学を決定する適切な体制のもとに運用されている。総合型選抜のアンビシャス入試を除く出題及び採点等については、「入試委員会」の下部組織となる「入試問題作成検討会議」、総合型選抜のアンビシャス入試の出題及び採点等については「アドミッション・オフィス」において、「アドミッション・ポリシー」の実質化、問題作成にあたっての注意事項、作成・点検・校正のスケジュール、ミス防止の方策等を確認し、機密性の保持を図りながら出題及び採点がなされている。

入学者受入れの検証については、平成 27(2015)年度より IR 課（現 IR 企画課）において、「入学者選抜の妥当性」の検証を実施し、入試委員会や学内スタッフポータルサイトで共有しているほか、入学者の出願傾向や志望動機などを把握するとともに、入学後の学修指導に活かすために「入学前アンケート」を毎年実施し、検証・公表している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-1-4】星槎道都大学アドミッション・オフィス規程

【資料 3-1-5】2025 年度入学試験実施要項

【資料 3-1-6】星槎道都大学教授会規程
【資料 3-1-7】入学前アンケート集計結果
【資料 3-1-8】入学者選抜の妥当性の検証について（R2 年度-R6 年度）

3-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学では、各学部・学科の入学定員を一般選抜、学校推薦型選抜、総合型選抜の試験区分ごとに適切に配分し、募集人員を定めて学生の受入を実施している。過去 5 年間の入学定員充足率は、表 3-1-③-1 のとおりとなり直近の令和 6(2024)年度を除き 4 年連続で入学定員を上回る学生を受け入れている。

表 3-1-③-1　入学定員充足率(直近 5 か年)

年　度	入学定員	入学者数	入学定員充足率
令和 2(2020)年度	260 人	272 人	104.6%
令和 3(2021)年度	260 人	290 人	111.5%
令和 4(2022)年度	260 人	275 人	105.8%
令和 5(2023)年度	260 人	269 人	103.5%
令和 6(2024)年度	260 人	244 人	93.8%

また、在籍学生数は、表 3-1-③-2 のとおり過去 5 年間で直近の令和 6(2024)年度を除き毎年充足率が上昇し、収容定員充足率が改善されていることから、適切な学生受入れ数の維持が図られているといえる。

表 3-1-③-2　収容定員充足率(直近 5 か年)

年　度	収容定員	在籍学生数	収容定員充足率
令和 2(2020)年度	1,040 人	959 人	89.8%
令和 3(2021)年度	1,040 人	963 人	92.6%
令和 4(2022)年度	1,040 人	1,034 人	99.4%
令和 5(2023)年度	1,040 人	1,068 人	102.7%
令和 6(2024)年度	1,040 人	1,036 人	99.6%

【エビデンス集（資料編）】
【資料 3-1-9】星槎道都大学の設置学部・学科の名称及び入学・収容定員
【資料 3-1-10】2024 年度在籍学生数

3-2. 学修支援

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

（1）3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

（2）3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学修支援として、入学前教育プログラムを行っている。各学科に履修アドバイザーを配置し、履修に関するアドバイスを行っている。初年次から開講しているゼミナールでは、ゼミナール担当教員が新入生に対して大学生活に関する指導を行い、学生の自主的な学修管理をサポートする体制を整備している。

教員と学務課職員とが連携して、GPA(Grade Point Average)を利用した学修指導を実施している。実験・実習・演習等での補助業務を主に担当する教育支援者として、学部学生から SA(Student Assistant)を雇用し学修支援を行っている。

3-2-①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学ではオフィスアワーを全学的に実施しているとともに、学修支援として各学科に履修アドバイザーを配置し、学生に対し履修登録時に履修目標設定等に関してアドバイスを行うなど、学生による自主的な学修管理をサポートする体制を整えている。履修アドバイザーは、学部長又は学科長・ゼミナール担当教員・学科サポーター（学年担任）・学務課との協働の下、各学期及び通算GPA(Grade Point Average)により次の修学指導を実施している。

1. 1学期のGPAが1.2未満となった学生及びGPA1.5未満が2学期連続、または通算3学期になった学生に対して、履修アドバイザーによる指導を行う。
2. GPA1.2未満が2学期連続、または通算3学期になった学生に対しては、本人に対して履修アドバイザーによる指導を行い、面談記録（又は指導記録）を保証人（保護者）に送付する。
3. GPA1.2未満が3学期連続、または通算4学期になった学生に対しては、本人に対して学部長又は学科長による指導を行い、面談記録（又は指導記録）を保証人（保護者）に送付する。
4. 3.の該当学生で指導を行っても以後の修学について改善が認められない場合（特別な理由がある場合を除く）は、学務委員会の意見を聞き、学長が原則として退学の勧告を行う。

また、その他の学修支援としては、入学前教育、初年次教育、修学支援教育に分けて支援体制を整えている。

入学前教育（学問サキドリプログラム）は、全入学予定者に対して学科毎のテキストが指定機関より送付され、学習力と学習意欲の維持・向上を目的とし学修の機会を提供している。受講結果やアンケート結果からは、中途退学予備軍等の要注意学生を早期に発見し、指導・フォローに活かせる準備を大学・学校「入学前」の段階から行っている。

初年次教育は、「基礎ゼミナールＩA・ＩB」「スタートアップ演習」を開講しており、特に「基礎ゼミナールＩA・ＩB」は学科別（教職課程履修学生・留学生を除く）に少人数制で開講され、ゼミナール担当教員が学修だけでなく大学生活等に関することも支援している。

修学支援教育としては、中途退学者の防止対策等のため、上記の履修アドバイザー制度

を実施しているほか、各学科の学科長や「学務委員会」の委員を中心に、各学科で学生指導に注力している。具体的には問題の早期発見に向けて、各科目の出席状況を各学科で共有する体制を整えている。連絡を受けた学科長もしくはゼミナール担当教員は、該当学生と連絡を取り、出席を促すとともにその理由に対してのアドバイス、また退学に至る経過を把握して問題解決ができるかなどのアドバイスを行うとともに、必要があれば保護者にも連絡し、指導内容を共有している。

本学では、教員と職員等が情報を共有し連絡を密にすることにより、学生を簡単に辞めさせてしまうのではなく、続けていけるよう親身になって対応している。

なお、問題解決できずやむを得ず退学する場合は、ゼミナール担当教員が所見として退学理由を所管の学務課へ提出することとしており、その内容は学務課において事態把握・分析され、学修・修学支援などの退学防止策の策定に利用されている。

表 3-2-①-1　学修支援内容

	学修支援内容	関連部署
入学前教育	学問サキドリプログラム	学務課、各学科
初年次教育	新入生オリエンテーション	学務課、図書情報センター、キャリア支援センター、各学科
	履修指導	学務課、各学科履修アドバイザー
	英語プレイスメントテスト	全学
	スタートアップ演習	各学科
	基礎ゼミナールＩA・ＩB	全学
	新入学生交流会	
修 学 支 援	年次別オリエンテーション	学務課、各学科
	履修指導	学務課、各学科履修アドバイザー
	学修指導	各学科

また、表 3-2-①-1 の学修支援の詳細内容については、「学生便覧」等に記載されており、学生や教員に周知されている。4 月に実施するオリエンテーションにおいて、学修支援内容の周知を新入生に対して行っている。

なお、学修指導にあたっては、学内審議機関となる「専門委員会」の「学務委員会」において、学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制について協議するとともに、個別指導対象学生の確認、指導方法・期間及び指導状況等についても審議を行っており、全学的な取組みとして、学修支援が実施されている。

「学務委員会」では、「教授会規程」第 18 条に基づき、学修支援をはじめ学生の修学支援全般について審議がなされ、その構成委員は、学長、副学長、各学部長、各学科の教員（学部教授会構成員の中から学長が指名する者）、事務局長、事務局次長等となり、教員と職員の協働となる教育的見地と事務的見地の両面から審議がなされ、学長が議案を決定している。その他学修支援としては、各学部長・学科長等による新入学生、特待生（スポーツ特待生を除く。）個別面談・指導を実施しているほか、保護者へ学生の成績通知書、保護者会資料を送付し、保護者との共通理解のもと学修支援を実践している。

また、学修支援として WEB による履修システム、出席管理システム、学修成果可視化システム（ポートフォリオ・カルテ)、教育成果可視化システム（ダッシュボード)、ディプロマ・サプリメント、教科書注文システムに加え、大学からのお知らせ・学年暦・授業・学修活動等を一括管理できるスマートフォン用アプリを運用している。これらの仕組みにより、学修環境の利便性が大幅に向上している。

【エビデンス集（資料編)】
【資料3-2-1】星槎道都大学学生便覧　2024年度生用　p17,34,53,75-77
【資料3-2-2】学問サキドリプログラム各学科使用教材一覧
【資料3-2-3】星槎道都大学教授会規程

3-2-②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

本学では、「星槎道都大学教育支援者(TA･SA)制度に関する規程」を制定し、学修支援、学部教育の充実を図っている。本学には大学院が設置されていないことから、TA を学部研究生、SA を学部学生と定義し、主に実験・実習・演習等の補助業務を担当する教育支援者して雇用できることとしている。令和 6(2024)年度の実績としては、美術学部建築学科専門科目の「基本製図」、「建築設計演習Ⅱ」において各 2 名、「建築設計製図」において 1 名の計 5 名の SA を採用している。

また、全学的な取組みとして、毎年、新入生オリエンテーション時に新入学生交流会を実施しており、その中で在学生の学生スタッフが新入生に対して学修上の相談、質疑等を受け、アドバイスを与えるなど、入学直後から学修支援を行っている。

更に障がいのある学生等への学修支援として、入学時（入学手続き完了後に関係書類を送付）に修学サポート（合理的配慮）に関する申請の受付を行い、障がいのある学生等のニーズを確認し、学生の所属学科やスクール・カウンセラー等とも連携を取りながら、それぞれの学生のニーズに沿った合理的配慮に基づく学修支援を行っている。

【エビデンス集（資料編)】
【資料3-2-4】星槎道都大学教育支援者(TA･SA)制度に関する規程
【資料3-2-5】障がいや疾病等による『修学サポート申請』案内文書
【資料3-2-6】星槎道都大学学生便覧2024年度生用 p.31

3-3. キャリア支援
①教育課程におけるキャリア教育の実施
②キャリア支援体制の整備

（1）3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

（2）3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

専門委員会であるキャリア支援委員会を設置し、学生のキャリア支援に向けた組織的取組みを行っている。また、キャリア支援センターを設置し、同センターにおいて国

家資格キャリアコンサルタントを有する常勤職員が学生に対しキャリアカウンセリングを行っている。

教育課程においては、キャリア教育を体系的に共通教育科目として位置付け、初年次から段階的に職業観・勤労観を涵養する科目を配置している。専門教育と連動した実践的科目やインターンシップ等を通じて、社会的・職業的自立に向けた能力の育成を図っている。

道内７大学で構成される「北海道地域インターシップ推進協議会」に加盟するとともに、北広島市、商工会、取引先等との間に構築した連携協力体制を通じて、インターンシップ先の開拓に努め、積極的にインターンシップを推進している。

3-3-①教育課程におけるキャリア教育の実施

本学のキャリア教育としては、正課授業として「キャリアデザイン」、「キャリア支援演習Ⅰ～Ⅲ」、「生涯学習概論」「インターンシップ・きゃりプロプログラムⅠ～Ⅳ」を開講している。また、キャリア支援センターのキャリア支援として、就職や大学院進学に対する相談、同ガイダンス、インターンシップ実施のほか、2年生全員を対象とする職業レディネス・テスト及びSPI性格検査を実施、2年生全員及び3年生全員に対する個人面談の実施とキャリアカルテの集約、学生のスキルアップのための日本漢字能力検定などの分野別学内対策講座を実施している。

3-3-②キャリア支援体制の整備

本学では、「専門委員会」である「キャリア支援委員会」を設置し、学生のキャリア支援に関する事項について協議している。「キャリア支援委員会」では、「教授会規程」第 18 条に基づき、学生のキャリア支援全般について審議がなされ、その構成委員は、学長、各学部長、各学科の教員（学部教授会構成員の中から学長が指名する者）、事務局長、事務局次長等となり、教員と職員の協働となる教育的見地と事務的見地の両面から審議がなされ、学長が議案を決定している。

以下、具体的な取組みを記述する。

1．地域との連携強化

本学では2013年より「札幌商工会議所」と連携し、年に2～3回開催している学内合同企業説明会には会員企業に参加をいただき学生の企業研究・就職活動・キャリア教育に尽力していただいている。

また、2014年より「北海道中小企業家同友会」とも連携し、定期的に会員企業と教員との懇談会を開催し、北海道地元企業との相互理解と信頼関係構築、さらには企業ニーズを探り、本学のキャリア教育にも役立っている。このように様々な団体と連携することで、本学では低学年層のうちから学生と企業との繋がりを重要視し、正課授業である「キャリア支援演習Ⅰ」授業内で企業を招いている。その講義・講話を通じて様々な業種・業態の存在を知り職業意識を涵養し、2年次以降インターンシップ参加や企業研究・就職活動に繋げることを目的に実施している。

2. 北海道労働局新卒応援ハローワークとの連携

本学では 2013 年より毎年「北海道労働局新卒応援ハローワーク」と連携し、就職支援ナビケーターの派遣依頼をし、2020 年以降コロナ禍においても対面形式またはオンライン形式による出張相談を年間 50 回程開催し、心身不調気味の学生や留学生の相談にも応じている。就職支援ナビケーターは、大学の求人にとどまらず、全国のハローワーク求人を活用し、学生の求人情報の幅を広げることにも役立っている。

また、学生の在学中の諸活動を記録し、自分の強みやキャリアビジョンを明確化することを目的に 2019 年度から学修可視化システムが運用され、キャリア支援センター及び新卒応援ハローワークの面談時のキャリアカルテを活用するなど、学生の成長を把握する体制を整えている。

3. インターンシップ

本学では、インターンシップの普及・拡充を図ることを目的に北海道内の 7 大学で構成されている「北海道地域インターンシップ推進協議会」に加盟し、加盟大学が連携し地域の産業界との交流を深め、インターンシップを実施してきた。就職活動の早期化、学生の進路希望の多様化してきているため、「北広島市」、「北広島商工会」、「北海道中小企業家同友会」「札幌商工会議所」「株式会社ファイターズ　スポーツ＆エンターテイメント」並びに本学取引先や本学卒業生が在籍する企業に協力を要請して、受入企業の自己開拓に努め約280社のインターンシップ受入企業を準備することができ、学生の活動を支援した。2024年度においては、39名の学生がインターンシップに参加している。

また、北広島市にある2つの社会福祉法人（「北ひろしま福祉会」、「北海長正会」において、社会福祉学科の学生を中心にした有償型インターンシップに取り組んでいる。また、3つの一般企業（「北海道コカ・コーラボトリング㈱」、「㈱ヒト・コミュニケーションズ」、「生活業同組合コープさっぽろ」）とも産学連携協定を締結し、全学科学生を対象に有償型インターンシップに取り組んでいる。これらにより、学外における学生の学修・活躍の場を提供・支援している。2024年度に於いては、74名の学生が有償型インターンシップで就業している。インターンシップ及び有償型インターンシップに参加する学生に対しては、事前指導・マナー講座・フィードバック会等を実施し、学生同士の情報共有を図り、今後の就職活動へも繋げるようにしている。

4. キャリア形成に向けた早期支援

2023 年度まで 1 年生前期、2024 年度から 1 年生後期に移行した必修科目「キャリア支援演習Ⅰ」において、ビジネス社会全体から各学科に特化した業界の話を聞くことにより、様々な働き方や就職活動の基本的な流れについて学ぶとともに就職活動の早期意識付けや 2 年次からインターンシップ参加へと繋げている。また、学生が就職（就活）前におさえておきたいビジネス知識やビジネスマナーの重要性も学んでいる。学生が入社前、インターンシップ前に身に付けたいスキルやマナーを評価する「ビジネス能力検定（ジョブパス 3 級）」の検定料を大学が負担し 2023 年度まで必須受験させ、学生の資格取得を支援していた。2024 年度からは「キャリア支援演習Ⅰ」授業内で多くの企業を招聘し、学生がより業界や職種について知り理解を深めることに重きを置き、「ビジネス能力検定（ジョブパス 3 級）」は任意受験に切り替えて実施した。

5. 就職ガイダンスの実施「キャリア支援演習Ⅲ」との接続等

2016 年度から正課授業として、3 年生選択科目「キャリア支援演習Ⅲ」を通年で実施した。2022 年以降では 3 年生在籍数の約 74%以上の学生が履修している。就職活動に必要な常識を学び身に付け、年度の終盤に開始される就職活動が円滑に進むように準備を行うとともに、就職活動に関わる企業や業界から講師を招き情報提供を受け、さらには就職活動の流れや留意事項を把握するため、内定に至った先輩たちの体験談などを聞くなど、週ごとに内容・テーマを変えて実施。そして、学びを実践する場として就職ガイダンスや学内合同企業説明会を開催し、学生が参加している。

6. ハイブリッドによる就職活動支援

新型コロナウィルス感染症の拡大・影響により、2020 年度以降各企業が一斉に導入を開始し、今や主流となっている PC やスマートフォン等のデジタル通信機器を用いたオンライン形式による企業説明会や採用活動にも対応。本学ではオンライン形式及び対面形式で実施される学生の採用面接や企業説明会参加に必要される対策指導と環境整備に積極的に取り組んでいる。特に学内合同企業説明会については、年間 2～3 回程度開催し、年間で延べ 300 名以上の学生が参加しており、学生の就職活動における新たな情報収集・企業研究手段としての確立を図ることができた。

7. その他のキャリア支援

本学では、2年生を対象に学生自身の志向性を測り進路選択の動機付けとなるように「職業レディネス・テスト」を「基礎ゼミナールⅡA」授業内で、学生の行動・考え方・性格の特徴を測る「SPI性格検査」を「基礎ゼミナールⅡB」授業内でそれぞれ実施し、学生の進路実現に向けた支援に活用している。

また、社会福祉法人を含む企業を招聘した学内合同企業説明会、単独企業説明会などを開催して、学内で学生が直接採用担当者から話を聞き質問できる機会(対面式またはオンライン形式)を増やしている。

さらに学生のスキルやマナーを評価する「ビジネス能力検定（ジョブパス3級)」、語彙力向上に向けた「日本漢字能力検定」を実施している。公務員を目指す学生支援のために本学教員及び「公務員予備校（東京アカデミー)」から講師を招き、公務員試験対策講座を開催している。そのほか留学生に対しても、日本国内での就職を目指すために段階的な対策講座・ガイダンスを実施している。

【エビデンス集（資料編)】

【資料 3-3-1】2024 年度「キャリア支援演習Ⅰ」授業内容と講師一覧
【資料 3-3-2】2024 年度「インターンシップ受入企業・参加企業」と参加学生数
及び 2024 年度「有償型インターンシップ受入企業」と参加学生数一覧
【資料 3-3-3】2024 年度「キャリア支援演習Ⅲ」授業内容と講師一覧
【資料 3-3-4】2024 年度「学内合同企業説明会」参加企業と参加学生数一覧
及び「単独企業説明会」実施企業と参加学生数一覧
【資料 3-3-5】2024 年度「公務員試験対策講座」実施講座内容一覧
2024 年度「留学生対象進路調査＆進路ガイダンス」実施内容一覧

3-4. 学生サービス

①学生生活の安定のための支援

（1）3-4 の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

（2）3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

ゼミナール担当教員が、学生の日常生活における相談を個別に受付け、学生への助言・指導を行っているほか、必要に応じ学務課も対応に当たっている。また、学生相談室を設置し、生活相談、保健相談、栄養相談を受付けており、臨床心理士を含むカウンセラーと看護師を含む学生保健アドバイザーが個々の学生の状況により連携を図り、学生の問題解決に当たっている。

留学生には国際交流センターが対応している。多様な奨学金制度を設け、学生を経済的に支援する体制を整えている。

3-4-①学生生活の安定のための支援

本学では、ゼミナール担任制を設け、日常生活における様々な学生の悩み事について個別に相談を受け、助言・指導を行うことで学生生活の安定のための支援を行っている。また、学生サービス・厚生補導のための主たる事務組織として、学務課もその対応にあたっている。

更に「星槎道都大学カウンセラー及びアドバイザー規程」に基づき、「生活相談」、「保健相談」、「栄養相談」など学生生活に関する様々な相談に各カウンセラー・アドバイザーが応じている。特に近年は、精神的な悩み事・心配事を持つ学生が多くなっていることから、ゼミナール担任や学務課で問題解決が困難な場合は、学生相談室駐在のスクールカウンセラー（臨床心理士及び公認心理師）2名、臨床心理士・公認心理師を含む2名の学生生活カウンセラーと看護師を含む2名の学生保健アドバイザーが個々の学生の状況によりそれぞれ連携をはかり、学生の問題解決にあたっている。

このほか留学生に対する支援としては、学生サービス・厚生補導のための主たる組織として、国際交流センターがその担当にあたっており、留学生生活カウンセラー及び学務課との連携のもと、留学生の問題解決をはかる体制を整備している。

表 3-4-①-1　学生相談

種　類	相　談　内　容
生活相談	個人的な悩みや心配ごとなど学生生活全般に関わること
保健相談	体調が優れない、心配な病状があるが病院・診療料がわからないなど、健康全般に関すること
栄養相談	食事チェック、安全なダイエット食に関する知識、食事が与える学業、スポーツ・パフォーマンスへの影響など、食事・栄養全般に関すること

以下、その他の具体的な取組みを記載する。

1．学生の保険加入

学生の学内外の様々な傷害等に対応するため、入学時に学生教育研究災害傷害保険と学生教育研究賠償責任保険に全学生が加入し、万が一の傷害等に備えている。

2．学内施設の整備

1号館1階に保健室、本部棟2階に女子学生専用休憩室を設置、2号館2階に学生食堂やコンビニエンスストアを営業させるなど、できる範囲で学生生活を円滑に過ごせるよう配慮している。また各館にある学生ホール等にはテレビ・電気ポット・電子レンジ・自動販売機などを置いて、学生に不便のないよう細部に至るまで要望に応えている。なお、保健室に常勤職員は配置されていないが、窓口となる学務課に養護教諭免許取得者を配置し、即時対応が可能な体制をつくり保健室の運営にあたっている。喫煙については、健康増進法の一部を改正する法律に基づき、校舎内は全て禁煙として、受動喫煙に配慮した屋外に喫煙専用室を設置している。

3．学生食堂の運営

学生生活の中で大学内での昼食が健康上の位置づけとして、かなり重要なものになることから、学生食堂を運営する会社との話し合いの場を設けて、メニューの見直しや単価の交渉を行い、利用しやすい環境を整えている。なお、学生負担と業者側の採算を考慮して、大学が光熱費等を負担するとともに大学外郭団体より運営費を助成し、メニュー単価の上昇を抑え学生の負担軽減を図っている。

4．学生への経済的な支援

高等教育の修学支援新制度、日本学生支援機構の奨学金、地方公共団体奨学金などの公的奨学金のほか、本学独自の奨学金や経済支援制度を設け、学生への経済支援を実施している。入学試験における経済支援制度として、「星槎道都大学特待生及び学費減免に関する規程」に基づき、「総合型選抜＜アンビシャス入試＞」、「学校推薦型選抜＜指定校推薦入試・一般推薦入試＞」、「一般選抜＜一般入試・大学入学共通テスト利用入試＞」の選考の結果に応じたランクにて入学金や授業料が減免される制度を設けているほか、「星槎道都大学スポーツ特待生規程」や「星槎道都大学私費外国人留学生入学金等減免及び奨学金規程」に基づき、スポーツ特待生や私費外国人留学生に対する学費減免制度を設けている。

また、入学後において特に経済的理由によって就学が困難な学業成績が優秀な在学生に対する本学独自の奨学金が、「星槎道都大学在学生奨学金規程」及び「星槎道都大学在学生奨学金規程施行細則」に基づき設けられており、「学務委員会」での公正な審査により対象者を決定し、学生生活の安定のために役立てられている。

その他、資生堂児童福祉奨学生採用者奨学金（採用者全員）、災害給付奨学金・災害給付見舞金（対象申請者全員）の申請が可能となっている。

このほか星槎道都大学学費減免特典制度があり、ファミリー特典制度、高大連携校・専大連携校特典制度、同窓生特典制度、資格取得者特典制度、社会人シニア55特典制度、星槎グループ校特典制度、教職員親族特典制度、卒業生編入学特典制度、特定高校教員推薦特典制度を設けている。

表3-4-①-2 星槎道都大学特待生学費減免の種別、内容、方法及び生活援助金

種別			減免内容・方法
特待生	SSランク（給費特待生）	自宅通学	入学金及び4年間の授業料を全額減免する。
		自宅外通学又は非課税世帯	入学金及び4年間の授業料を全額減免する。更に生活援助金年額60万円（半期毎に30万円）を給付する。
	Sランク		入学年から2年間の年間授業料を80万円（半期毎に40万円）減免する。
	Aランク		入学年から2年間の年間授業料を40万円（半期毎に20万円）減免する。
	Bランク		入学年から2年間の年間授業料を20万円（半期毎に10万円）減免する。
Cランク			入学金を全額減免する。

※S・A・Bランクは1年生修了時に学費減免の継続審査がある。

表 3-4-①-3 星槎道都大学在学生奨学金制度

名　称	対象者	内　容
特待生給付奨学金	３年生以上の成績上位者。 ２年生修了時及び３年生修了時のＧＰＡに基づく学業成績等審　査において、優秀な成績を修めた学生を特待生とし、その成績に応じて奨学金を給付する。	・年間授業料より 80 万円を減免する。（S ランク） ・年間授業料より 40 万円を減免する。（A ランク） ・年間授業料より 20 万円を減免する。（B ランク） ・３年生については、前年度の SS ランクを除く各学科特待生の授業料減免金額範囲内で、新たなランク及び人数枠をそれぞれ設定する。 ・４年生については、前年度の特待生給付奨学金の支出金額内で、新たなランク及び人数枠をそれぞれ設定する。 ・前年度の SS ランクを除く各学科特待生の授業料減免金額が S・A・B ランク各１名の合計金額を下回る場合は、各学科において S・A・B ランク各１名の合計額をもって新たにランク及び人数枠をそれぞれ設定する。
貸与奨学金	3 年生以上に在籍する、学業成績優秀な学生で経済的理由により修学継続困難となった者及び主たる家計支持者の死亡・失職等により家計が急変した者で、学部長が推薦する者	・最大 1 年分の学費を無利息で貸与。 ・卒業した年の 7 月から 4 年以内に返還する。 ・全学部で 2 名以内
学内ワークスタディ奨学金	2 年生以上に在学する学業成績優秀な学生で、経済的理由により修学継続困難となった者	・平日の授業のない時間帯、休暇期間中、若しくは土・日曜日に学内の各種業務に従事することにより、月額 5 万円以内の奨学金を支給する。 ・全学部で 8 名程度 （令和 3 年度はコロナ禍により人数・金額枠を撤廃）

5. 通学への支援

本学の立地環境が地下鉄駅やJR駅に隣接するような利便性の良い場所にはないことから、学生の利便性を考慮してJR北広島駅及び札幌市営地下鉄福住駅と本学の間で、大学の無料シャトルバスを授業時間に合わせ運行して、学生を送迎している。

また、約500台駐車可能な広い学生駐車場や駐輪場があり、登録制により自家用車両

や自転車での通学を認めている。

6. 課外活動面への支援

本学の外郭団体である「星槎道都大学体育・文化活動後援会」、「星槎道都大学保護者会」、「星槎道都大学同窓会」より、課外活動運営資金、全国大会等への出場経費並びに設備施設等の助成を受け、学生の金銭的負担を軽減する支援を実施している。

また、体育系課外活動には部室、文化系課外活動には文化系クラブサークル室（ロッカー設置）を設置し、課外活動の活性化に対する支援に努めている。

7. その他学生生活の安定のための支援

入学時に新入学生・編入学生オリエンテーションや留学生オリエンテーションなどの各種オリエンテーションを開催して、修学支援や学生生活支援のための説明を行っている。また、新入学生に対しては新入学生交流会を実施しており、在学生の学生スタッフとのグループワークや各種講演、部活動紹介などのプログラムをとおして、学生生活の安定のための支援を行っている。

加えて令和3(2021)年10月に証明書自動発行機を導入し、各種証明書発行の期間短縮化を図り、学生の利便性を高めている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-4-1】星槎道都大学学生便覧　2024 年度生用　p24-27,31,34-35,40-44
【資料 3-4-2】星槎道都大学 大学案内 2025　p.13-14
【資料 3-4-3】2025 年度入学試験実施要項　p.24-26
【資料 3-4-4】星槎道都大学特待生及び学費減免に関する規程
【資料 3-4-5】星槎道都大学スポーツ特待生規程
【資料 3-4-6】星槎道都大学私費外国人留学生入学金等減免及び奨学金規程
【資料 3-4-7】星槎道都大学学生便覧 2024 年度生用　p42-44
【資料 3-4-8】星槎道都大学在学生奨学金規程
【資料 3-4-9】星槎道都大学在学生奨学金規程施行細則
【資料 3-4-10】星槎道都大学学費等納付規程　別表 3
【資料 3-4-11】星槎道都大学 カウンセラー及びアドバイザー規程

3-5. 学修環境の整備

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

②図書館の有効活用

③施設・設備の安全性・利便性

（1）3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

（2）3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

校地・校舎は、設置基準をはるかに超える面積を有しており、グラウンド、野球場、トレーニングルームを有した体育館などの施設・設備を適切に配置し、有効に活用している。また、校地内に十分な駐車場を確保している。

図書情報館は十分な学術情報資料を備えている。授業時間に合わせた図書情報館の運営を行っている。「コンピュータ室」「マルチメディア教室」「OA機器実習室」「ハイテクアート室」といったICT（情報通信技術）環境・実習環境を整備している。また、キャンパス全体としてバリアフリー化に向けた努力を行っている。

収容定員に対して余裕のある施設・設備体制になっている。クラスのサイズを適切に保つために、一授業科目当たりの受講者数へ配慮している。

3-5-①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

本学の校地、校舎は北海道札幌市に隣接する北広島市に位置する。JR 北広島駅から約 2 ㎞（バスで約 8 分）の距離にあるメインキャンパスには、校舎・体育棟・本部棟・アトリエ棟等が所在し、その他約 700m 離れた場所に位置する第 2 キャンパスには、旧道都大学短期大学部校舎を転用した課外活動棟、野球場や室内野球練習場がある。

本学の校地、校舎面積と大学設置基準上必要な面積を表3-5-①-1に、主要な建物の概要を表3-5-①-2に示す。

校舎には講義室、演習室及び実験・実習室を整備し、多くの教室にマイク、液晶モニター、プロジェクターやスクリーンなど必要な設備を設置している。また演習室には可動式で軽量な机と椅子を配置し、グループワークにも適切な環境となっている。教室全体は学務課が中心に管理・運営を行っており、授業の割当ては担当教員の意見を反映させながら適切に行っている。校舎における各種保守点検作業は事務局管財課及び専門性を有する業者に外部委託し、安全な管理運営を実施しており、学修環境の整備及び運営管理は適切である。

そのほか、校地内に学生用駐車場として約 500 台が駐車できるスペースを確保しているほか、北海道という立地条件から冬季間の除排雪を行うため、大型ホイルローダーを配備し、学生の登下校等に支障が出ないよう配慮を行っている。

運動場・体育施設については、表 3-5-①-3 の通り設置している。その他、体育棟には体育館のほかトレーニングルームを整備しており、スポーツの授業や課外活動に使用されるほか、学生や教職員の健康増進の場としても利用されている。

演習・実習施設については、コンピュータ関連の演習・実習施設として、1 号館にコンピュータ室、マルチメディア教室、OA 機器実習室を整備して、主に社会福祉学部及び経営学部の演習・実習で使用している。また、2 号館に第 1 コンピュータ室、ハイテクアート室、第 2・第 3 コンピュータ室を整備し、主に美術学部デザイン学科の CG（Computer　Graphics）・映像関係授業及び同建築学科の CAD(Computer Aided Design)授業で使用している。いずれも使用する各学部・学科の特色に応じたコンピュータ（Mac・Windows）とソフトウェアの構成となって、授業時間外でも担当教員への申し出により、学生が自己学修のできる体制となっている。また社会福祉・保育関連の演習・実習施設として、3 号館に小児保健・介護実習室、小児栄養・家政実習室、入浴実習室、リハビリテーション実習室、遊戯治療室、音楽教室、器楽練習室等を整備しており、社会福祉学科の授業のほか、建築学科の「ユニバーサルデザイン演習」や学外者対象の講習会や研修会にも利用している。さらに美術・デザイン関連の演習・実習施設として、アトリエ棟に絵画教室、木工工芸教室、陶芸教室、版画教室、染色教室、彫刻教室、写真印

刷教室、デザイン演習室、2 号館に造形デッサン室、美術自習室が整備されており、デザイン学科の授業のほか、学生が年間をとおして早朝から夜まで作品制作に取組んでいる。また建築関連の演習・実習施設として、アトリエ棟に一級建築士受験資格に係る教育課程認定に必須の施設である建築実験実習室、1・2 号館に製図室が整備されている。さらにその他の演習・実習室として、1・2 号館に LL 教室、3 号館に物理化学実験室を整備し、学生の学修環境の整備と適切な管理・運営がなされている。

表 3-5-①-1　校地及び校舎の面積（大学設置基準との比較）

校　　地		校　　舎	
校地面積　（㎡）	設置基準校地面積（㎡）	校舎面積（㎡）	設置基準校舎面積（㎡）
85,201	10,400	32,276	9,532

表 3-5-①-2　主要な建物の概要

名　称	構　造	面積（㎡）	階	用　　途
1　号　館	鉄筋コンクリート造	5,708.01	4	講義室、大講義室、演習室、コンピュータ室、マルチメディア教室、OA 機器実習室、製図室、研究室、保健室、学生自習室、事務室、会議室、学友会室　等
2　号　館	鉄骨鉄筋コンクリート造	14,993.27	8	講義室、大講堂、演習室、コンピュータ室、ハイテクアート室、LL 教室、造形デッサン室、製図室、インターナショナルルーム、図書情報館、学生ホール、売店、研究室、会議室　等
3　号　館	鉄筋コンクリート造	2,961.10	3	講義室、介護実習室、入浴実習室、家政実習室、リハビリテーション実習室、遊戯治療室、器楽練習室、音楽教室、物理化学実験室、演習室、学生ホール　等
体　育　棟	鉄骨鉄筋コンクリート造	2,897.12	4	運動場、更衣室、器具室、ランニングトラック、放送室、部室、トレーニングルーム、事務室　等
実　験　・アトリエ棟	鉄骨造	1,721.09	2	建築実験実習室、デザイン演習室、木工工芸教室、陶芸教室、染色教室、写真印刷教室、絵画教室、クラフトデザイン教室、版画教室、彫刻教室、研究室、事務室、シャワー室　等
本　部　棟	鉄筋コンクリート造	1,503.75	4	女子学生専用休息室、化粧室、理事長・学長室、副学長室、事務室、会議室　等
課外活動棟	鉄筋コンクリート造	2,211.86	4	柔道練習場、部室　等

表 3-5-①-3　運動場の概要

名　称	面積（㎡）	仕　　様
グランド（サッカー・ラグビー場）	13,774	サッカー・ラグビー専用　天然芝・夜間照明
野球場	11,300	両翼 92m・中堅 110m　夜間照明
グラウンド（フットサルコート）	877	1 面・人工芝
室内練習場	600	野球専用室内練習場　夜間照明

3-5-②図書館の有効活用

本学の図書情報館については、図書館と情報サービス施設の機能を併せ持った施設であり、現在蔵書数は12万8815冊、定期刊行物620種、視聴覚資料3,732点を所蔵している。学外からのアクセスが可能な電子図書も導入し、場所を問わない学習環境を整備している。

サービススペースとして、図書閲覧スペース、視聴覚スペース、コンピュータスペースがあり、閲覧席数は216席である。また視聴覚室が2室あり、電子黒板と大画面スクリーンによる視聴覚教育に有効活用されている。令和3(2021)年度からは、グループワークやICT利用学修を可能とする学生の学修環境の整備のため、図書情報館閲覧室等の改修を実施し、新たに学生貸出用タブレットやグループ学習用モニターの設置などの整備を実施した。これらに書庫・事務室を含めた図書情報館面積は1,547㎡である。

図書情報館の開館時間は、午前9時から午後5時45分までと授業時間に合わせ運営をしており、学内だけではなく一般市民へも広く開放している。職員は図書担当の常勤職員2名、臨時職員1名の全員が図書館司書資格を有し、北海道地区大学図書館協議会や私立大学図書館協議会の研修へ積極的に参加するなど、支援スキルの維持向上を図り、レポート・卒論の情報探索等、学修支援を行っている。障がい学生支援のためにリーディングトラッカー、ルーペ、コミュニケーションボードを用意、館内階段が不自由な利用者のためには上階廊下から直接図書情報館の閲覧室に入ることができるよう呼び出しボタンを設置し、フロア移動のために歩行補助器具を導入している。

国内の大学図書館との文献複写・相互貸借については、令和5(2023)年9月より国立情報学研究所の目録所在情報サービスNACSIS-CAT/ILLシステム及びILL文献複写等料金相殺サービスに参加、学術情報アクセスの迅速性・網羅性が改善している。

また、図書情報館では学内全体のネットワークを統括的に管理しており、学内の事務室、研究室、コンピュータ室の各マシンはすべて学内ネットワークに接続し、端末情報等を管理している。学内Wi-Fi網は、キャンパスのほぼ全域をカバーしている。サーバは、さくらインターネット上にVPS（Virtual Private Server）を契約し管理している。一部のVPSについては業者に管理を委託している。セキュリティ強化の一環として、学内の各事務室にルーターを設置し、学内のWi-Fiネットワークからアクセスできないように分離した。現在のクライアントマシンは、無線接続を除き、研究用約70台、教育用約200台、事務用約80台となっている。

ICT（情報通信技術）サポート体制については、館内に「ICTヘルプデスク」を設置し、常勤職員1名、教員1名の体制で運営している。新入生オリエンテーションでMicrosoft Teams操作ガイダンスを行なうことにより授業・課題・連絡や遠隔授業でも活用できるように必要な基本操作を早期に支援、学生・教職員に対してICT活用に関する年間約300件の個別サポートを随時実施することで、教育研究環境の質的向上と安定的な維持に寄与している。

3-5-③施設・設備の安全性・利便性

本学の施設・設備の利便性については、比較的新しい校舎である2・3号館及び本部棟は、エレベーターやエスカレーターが完備されバリアフリーとなっており、利便性が保たれているが、旧校舎となる1号館にはエレベーターが整備されていなく、不便な状況となっている。現在、1・2号館の一部入り口にスロープ設置するなどバリアフリー化を進めているも

のの、1号館のバリアフリー化にはほとんど着手できていない状況になっている。

なお、近年本学には車いすなどを使用している障がいがある学生が入学していないことから、現在のところ不都合は生じていない。

施設・設備の安全性としては、第2キャンパスの旧道都大学短期大学部校舎を転用した課外活動棟が耐震基準を満たしておらず、耐震改修が必要な状況になっているが、通常、学生が授業等で利用するその他校舎については、安全性を確保している。

[基準 3 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

建学の精神及び教育の理念を反映したアドミッション・ポリシーを大学全体及び学科ごとに策定し、「アドミッション・オフィス規程」に基づき公正かつ妥当な方法で入学者選抜を実施し、直近は4期連続して入学定員を上回る学生数を確保している。

教員、学生相談室及び学務課によるきめ細かな修学支援を行い、経済的支援策として多様な奨学金制度を提供し、留学生のための国際交流センターを設置するなど学生を支援する体制を整えている。

校地・校舎を適切に配置し、これらを有効に活用しており、建物については概ね耐震化、バリアフリー化している。学生の意見・要望は、授業アンケートのほか学生と面談する機会を通じて収集し、必要に応じて学科会議や情報共有会議等で共有し対応している。

特色ある取り組みとしては、学生募集について、知名度アップの取組みや広報担当者の人的増員、広報費・広報戦略の見直しなどを行い、直近では、4 期連続で入学定員を確保し、収容定員をほぼ充足する水準に回復させたことは高く評価できる。

北広島市や商工会と連携協力しインターンシップ先の開拓に努め、積極的にインターンシップを推進していることは評価できる。

有償型インターンシップを制度化し、学生に対する教育と経済的支援とを高度に両立させている点は高く評価できる。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

近年、少子化による 18 歳人口減少の影響を受けて、本学では積極的な進学ガイダンスへの参加、高等学校訪問、SNS を利用した広報活動、多様な入学者選抜制度を通じての募集活動を実施しているが、令和 6(2024)年度から一部の学部学科で入学（収容）定員充足率が不十分な傾向が見えてきており、今後の対応策の検討が求められている。

また、自己点検・評価や外部による評価により特に発見された課題はないが、学生の意見を踏まえた設備・施設や学生の安心・安全確保のための設備・施設等の改修・整備が課題である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

これまでの入学者選抜制度の見直し、経済支援制度の最適化、SNS 発信の強化、本学公式ホームページ改善等の取り組みにより、入学者数の増加に一定の成果を示したものと評価される。今後は新たな学生層の受入（留学生、社会人）やオープンキャンパス来

場者への対応改善、出張授業、模擬授業、進学ガイダンスの拡大を図る等、今まで以上にきめ細かな対応を通じて、本学の教育的魅力を適切に発信し、入学者確保につなげるものである。

退学者については、各方面からのサポートに努めているが、退学者が減少傾向にはないため、引き続き、小規模大学での強みを活かし、一人一人のケースに寄り添いながら、途中で学修を断念することがないようサポートしていきたい。

キャリア支援については、早い段階から就職への意識付けを行うとともに、各種資格取得試験の受験を推進すると共に、キャリア支援センターへの来室を促し、個人面談を強化していく。引き続き、各学科およびスポーツ学生、留学生などの対象別にガイダンスや企業説明会を開催し、インターンシップへの参加者が増加すべく、取り組みたい。

また、学生の要望を取り入れ教室等の冷房設備整備を令和 6(2024)年度実施した。今後も本学の経営状況を踏まえ、その他課題に取組んでいく。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

（1）4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

（2）4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

建学の精神に沿ってディプロマ・ポリシーを大学全体及び学科ごとに策定し、単位認定、進級判定、卒業認定に関わる規則や基準を定め、学生に周知し適切に認定及び判定を実施している。

また、履修指導や授業開始時のオリエンテーション等において、各授業担当者のみならず、学科サポーター、履修アドバイザーが各学生に対し趣旨や内容を周知している。

4-1-①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学の「ディプロマ・ポリシー」は、「建学の精神」及び「教育の理念」、「学則」第 3 条第 3 項及び別表 4 に規定された「学部、学科の教育研究上の目的」を踏まえて、学部学科ごとに策定され、全学生に配布している学生便覧に掲載するとともに、大学ホームページに公開し広く周知している。また、社会の変化に対応するため「ディプロマ・ポリシー」を改訂し新カリキュラムへ移行したほか、ポリシーの編成を見直すため令和 6(2024)年度にも改訂を行うなど適宜見直しを図っている。

なお、各授業科目のシラバスの「授業の位置づけ」において、学修内容との関連を明記しているほか、各授業担当者、学科サポーター、履修アドバイザー、基礎ゼミナール及び専門演習の担任が各学生に対する履修指導や授業開始時のオリエンテーション等においてその趣旨や内容を周知することとしている。

大学全体、各学部学科の「ディプロマ・ポリシー」は、以下のとおり。

【星槎道都大学】

本学は、「教育の理念」や「教育の目的」に基づき定める各学部・学科の教育課程を履修し、基準となる卒業要件を満たした学生に「学士」の学位を授与します。これによって、学位を授与した学生が、以下の能力、知識および態度等が身についていることを保証します。

（DP1）共生社会の実現に取組む力[主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度]
（DP2）幅広い教養と専門分野との統合力[知識・技能、思考力・判断力・表現力等]
（DP3）専門分野の知識・技能の活用力[知識・技能、思考力・判断力・表現力等]
（DP4）情報分析力と問題解決力[思考力、判断力、表現力等]
（DP5）コミュニケーション能力と協働する態度[主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度]

【社会福祉学部社会福祉学科】

社会福祉学部社会福祉学科は、本学の「教育の理念」に基づいて定められた以下の 5 つの能力を身につけ、所定の期間在学し、本学科が定める所定の単位を修めた学生に対して卒業を認定し、「学士(社会福祉学)」の学位を授与します。

（DP1）共生社会の実現に取組む力[主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度]
共生社会の実現に資する人材として、自分をより高める自己形成の意志と主体性を持って多様な人々と協働して学ぶことができる態度を身に付けている。

（DP2）幅広い教養と専門分野との統合力[知識・技能、思考力・判断力・表現力等]
健康・スポーツ、外国語、情報・数理、キャリアデザインなど幅広い知識・技能を身に付け、社会福 祉を中心とする専門分野の知識・技能と統合することができる。

（DP3）専門分野の知識・技能の活用力[知識・技能、思考力・判断力・表現力等]
体系的に修得した社会福祉に関する知識や技能を、関連業界、地域および社会が直面する状況・課題に対して柔軟に活用し、新たな道を創造することができる。

（DP4）情報分析力と問題解決力[思考力、判断力、表現力等]
社会福祉を中心とする情報を、必要に応じて ICT を有効に活用し、収集・分析・統合して適切に評価する力を身に付け、関連業界、地域および社会が直面する問題の発見やその問題の解決につながる提案ができる。

（DP5）コミュニケーション能力と協働する態度[主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度]
レポートや論文などの文章読解・作成能力およびプレゼンテーション技術を身に付け、相手の立場を理解した上で自らの考えを論理的かつ明確に伝えて、他者と主体的に協働することができる。また、インターンシップやボランティア活動などを通じて、主体的に多様な人々と協働することができる態度を身に付けている。

【美術学部デザイン学科】

美術学部デザイン学科は、本学の「教育の理念」に基づいて定められた以下の 5 つの能

力を身につけ、所定の期間在学し、本学科が定める所定の単位を修めた学生に対して卒業を認定し、「学士(デザイン学)」の学位を授与します。

（DP1）共生社会の実現に取組む力[主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度]

共生社会の実現に資する人材として、自分をより高める自己形成の意志と主体性を持って多様な人々と協働して学ぶことができる態度を身に付けている。

（DP2）幅広い教養と専門分野との統合力[知識・技能、思考力・判断力・表現力等]

健康・スポーツ、外国語、情報・数理、キャリアデザインなど幅広い知識・技能を身に付け、デザインを中心とする専門分野の知識・技能と統合することができる。

(DP3) 専門分野の知識・技能の活用力[知識・技能、思考力・判断力・表現力等]

体系的に修得したデザインに関する知識や技能を、関連業界、地域および社会が直面する状況・課題に対して柔軟に活用し、新たな道を創造するとともに、デザイナーやアーティストとして、関連業界、地域および社会に対してデザイン・美術作品などの成果を公表することができる。

（DP4）情報分析力と問題解決力[思考力、判断力、表現力等]

デザインを中心とする情報を、必要に応じて ICT を有効に活用し、収集・分析・統合して適切に評価する力を身に付け、関連業界、地域および社会が直面する問題の発見やその問題の解決につながる提案や成果の公表ができる。

（DP5）コミュニケーション能力と協働する態度[主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度]

レポートや論文などの文章読解・作成能力およびプレゼンテーション技術を身に付け、相手の立場を理解した上で自らの考えを論理的かつ明確に伝えて、他者と主体的に協働することができる。また、インターンシップ、デザインや美術の制作・研究活動などを通じて、主体的に多様な人々と協働することができる態度を身に付けている。

【美術学部建築学科】

美術学部建築学科は、本学の「教育の理念」に基づいて定められた以下の 5 つの能力を身につけ、所定の期間在学し、本学科が定める所定の単位を修めた学生に対して卒業を認定し、「学士(建築学)」の学位を授与します。

（DP1）共生社会の実現に取組む力[主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度]

共生社会の実現に資する人材として、自分をより高める自己形成の意志と主体性を持って多様な人々と協働して学ぶことができる態度を身に付けている。

（DP2）幅広い教養と専門分野との統合力[知識・技能、思考力・判断力・表現力等]

健康・スポーツ、外国語、情報・数理、キャリアデザインなど幅広い知識・技能を身に付け、建築を中心とする専門分野の知識・技能と統合することができる。

(DP3) 専門分野の知識・技能の活用力[知識・技能、思考力・判断力・表現力等]

体系的に修得した建築に関する知識や技能を、関連業界、地域および社会が直面する状況・課題に対して柔軟に活用し、新たな道を創造することができる。

（DP4）情報分析力と問題解決力[思考力、判断力、表現力等]

建築を中心とする情報を、必要に応じて ICT を有効に活用し、収集・分析・統合して適切に評価する力を身に付け、関連業界、地域および社会が直面する問題の発見やそ

の問題の解決につながる提案や創作活動ができる。

（DP5）コミュニケーション能力と協働する態度[主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度]

レポートや論文などの文章読解・作成能力およびプレゼンテーション技術を身に付け、相手の立場を理解した上で自らの考えを論理的かつ明確に伝えて、他者と主体的に協働することができる。また、インターンシップや建築の設計・制作・研究活動などを通じて、主体的に多様な人々と協働することができる態度を身に付けている。

【経営学部経営学科】

経営学部経営学科は、本学の「教育の理念」に基づいて定められた以下の 5 つの能力を身につけ、所定の期間在学し、本学科が定める所定の単位を修めた学生に対して卒業を認定し、「学士(経営学)」の学位を授与します。

（DP1）共生社会の実現に取組む力[主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度]

共生社会の実現に資する人材として、自分をより高める自己形成の意志と主体性を持って多様な人々と協働して学ぶことができる態度を身に付けている。

（DP2）幅広い教養と専門分野との統合力[知識・技能、思考力・判断力・表現力等]

健康・スポーツ、外国語、情報・数理、キャリアデザインなど幅広い知識・技能を身に付け、経営（マネジメント）を中心とする専門分野の知識・技能と統合することができる。

（DP3）専門分野の知識・技能の活用力[知識・技能、思考力・判断力・表現力等]

体系的に修得した経営（マネジメント）に関する知識や技能を、関連業界、地域および社会が直面する状況・課題に対して柔軟に活用し、新たな道を創造することができる。

（DP4）情報分析力と問題解決力[思考力、判断力、表現力等]

経営（マネジメント）を中心とする情報を、必要に応じて ICT を有効に活用し、収集・分析・統合して適切に評価する力を身に付け、関連業界、地域社会が直面する問題の発見やその問題の解決につながる提案ができる。

（DP5）コミュニケーション能力と協働する態度[主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度]

レポートや論文などの文章読解・作成能力およびプレゼンテーション技術を身に付け、相手の立場を理解した上で自らの考えを論理的かつ明確に伝えて、他者と主体的に協働することができる。また、インターンシップやボランティア活動などを通じて、主体的に多様な人々と協働することができる態度を身に付けている。

4-1-②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

本学では、前述の「ディプロマ・ポリシー」を踏まえて、単位認定、進級判定、卒業認定に関わる規程や基準を策定し、学生に周知することで適切にこれらの認定や判定を実施している。

単位認定は、「学則」第 25 条及び「星槎道都大学成績評価基準及び履修単位数の上限設

定等に関する規程」に基づき、当該授業科目の試験結果や出席状況等の総合評価で認定されるが、その方法・基準等については、シラバスにおいて適切に明示され、その評価基準に従って各授業科目の成績評価を実施している。また、成績等の表示及び成績評価基準については、「学生便覧」において学生に周知している。

単位認定の方法は、各授業科目担当者（複数教員で授業科目を担当する場合は、「単位認定責任者」）が「シラバス」に記載されている「履修目標」、「到達目標」、「評価前提基準」、「評価方法」、「ルーブリック」をもって、成績評価基準点・出席回数を WEB 上の採点表に記載し、学務課に提出することで単位認定を確定している。

また、初回授業時には各授業科目担当者より、「シラバス」に基づく単位認定基準の内容等を学生に対して説明することとしており、学生の理解のもと単位認定が適用されている。

学務課は、採点表において成績評価分布の確認後、ポータルサイトにて各科目の合否のみを学生に周知し、学生から科目の合否、単位認定結果に疑義が寄せられた場合については、学務課及び当該科目担当教員が連携して、その対応にあたっている。

なお、成績評価については、「星槎道都大学成績評価基準及び履修単位数の上限設定等に関する規程」の「成績評価分布の目標」に従い、各授業科目において厳格な成績評価を実施している。

表 4-1-②　成績等の表示および成績評価基準

成績評価基準	区分	評価	G P (Grade Point)	評価基準
100 ～ 90 点	合　格	S (秀)	4.0	履修目標を越えたレベルを達成している。
89 ～ 80 点		A (優)	3.0	履修目標をほぼ達成している。
79 ～ 70 点		B (良)	2.0	履修目標と到達目標の間にあるレベルに達している。
69 ～ 60 点		C (可)	1.0	到達目標を達成している。
59 点以下	不合格	F (Fail/ 不可)	0.0	到達目標を達成していない。
単位認定科目	G P 対象　外	R (Recognition/ 認)	－	編入学や留学等により他大学等で修得した科目を本学の単位として認定したことを表します。
履修中止		W (Withdrawal/ 中止)	－	所定の手続を経て，履修を中止したことを表します。

【成績評価分布の目標】

「S」は履修者の 10%以内とし、「A」と「S」を含めて履修者の 40%以内を目安とする。但し、演習、実験、実習、実技、卒業研究（論文・制作を含む）及び履修者が 10 人未満の授業科目については、授業形態等を考慮し、成績評価の割合の対象外とする。※絶対評価と相対評価を併用する。

進級判定については、「星槎道都大学進級判定に関する規程」に基づき、2 年生から 3 年生及び 3 年生から 4 年生への進級判定を実施し、学務課が進級に関する資料を作成し、「学科会議」及び「学部教授会」で各要件を満たしているかを判定、更に学部提案により「学務委員会」及び「教授会」で最終判定を行い、学長が決定している。

表 4-1-②　進級要件

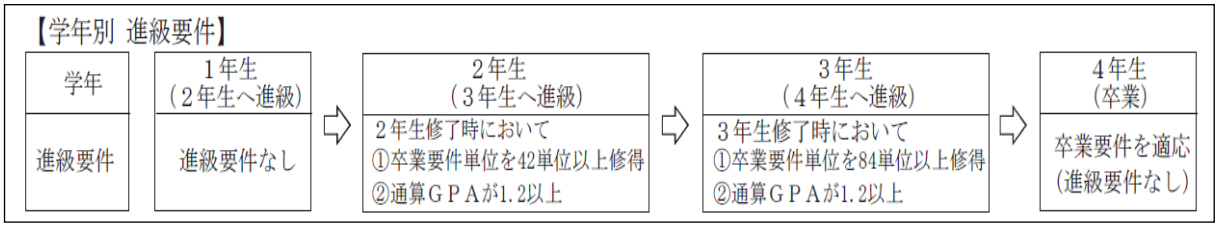

卒業認定基準については、「学則」第 11 条において定められた期間の修学、「学則」別表 1 で定められた各学科必修の授業科目の修得、「学則」別表 1-2 で定められた 124 単位以上の修得のほか、入学時からの通算 GPA が 1.2 以上であることを要件とし、卒業判定不合格者となった場合は、4 年生に留まることとなる。

卒業認定の方法については、「学則」に定められた卒業判定基準に基づく卒業判定に関する資料を学務課が作成し、卒業判定会議として「学科会議」及び「学部教授会」で各要件を満たしているかを判定、更に学部提案により「学務委員会」及び「教授会」で最終判定を行い、学長が決定している。よって単位認定及び進級判定・卒業判定については、明確化された基準により判定され、各会議を経て厳正に適用されている。

なお、本学教育課程では、不合格科目の再履修料を徴収していないこと、さらに CAP による修学指導体制を適宜実施していることから、留年・卒業判定や留年生が修学を継続する上で、特に問題は生じていない。

そのほか他学部・他学科の専門科目(サブメジャー・プログラムを除く)の履修については、「星槎道都大学他学部・他学科の専門科目の履修に関する規程」により、年間 1・2 年次 6 単位以内、4 年間では 40 単位以内を限度に履修を認め、所属学部の専門科目の卒業要件単位として 30 単位を限度とする認定としている。また、他大学等との単位互換については、「学則」第 26 条の 2 第 2 項の規定により 60 単位を限度として卒業要件となる単位として認定している。更に入学前の既修得単位の認定については、「学則」第 27 条第 3 項の規定により、編入学・転学の場合を除き、60 単位を超えないものとしている。

進級基準については、「星槎道都大学進級判定に関する規程」に基づき 2 年生から 3 年生及び 3 年生から 4 年生への進級判定が次の要件で実施される。

以上、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などが適切に策定され、あらかじめ学生に対して「学生便覧」、「シラバス」等を通して周知されている。また、各学科の学科サポーターや学年担任（学科により名称が異なる）、履修アドバイザー、基礎ゼミナール及び専門演習の担任が、各学生に対する履修指導や修学指導等の場面においても、これら基準を適宜周知している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-1-1】シラバス 2024 年度
【資料 4-1-2】星槎道都大学学則　第 25 条
【資料 4-1-3】星槎道都大学成績評価基準及び履修単位数の上限設定等に関する規程
【資料 4-1-4】星槎道都大学他学部・他学科の専門科目の履修に関する規程
【資料 4-1-5】星槎道都大学学則　第 26 条の 2 第 2 項
【資料 4-1-6】星槎道都大学学則　第 27 条第 3 項

【資料 4-1-7】星槎道都大学進級判定に関する規程
【資料 4-1-8】星槎道都大学学則　第 11 条
【資料 4-1-9】星槎道都大学学則　別表 1
【資料 4-1-10】星槎道都大学学則　別表 1-2
【資料 4-1-11】星槎道都大学の授業実施、学生の授業欠席及び単位認定に関する基準

4-2. 教育課程及び教授方法

①カリキュラム・ポリシーの策定と周知
②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
④教養教育の実施
⑤教授方法の工夫と効果的な実施

（1）4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

（2）4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

カリキュラム・ポリシーは、建学の精神、教育の理念等を踏まえ大学全体及び学科ごとに体系的に編成し、ディプロマ・ポリシーと一貫した内容になっている。また、「ディプロマ・ポリシー」と同様に全学生に配布している「学生便覧」に掲載するとともに、大学ホームページより情報公開され、広く周知されている。

教育課程の特徴として専攻・コース制を採用するとともに、「サブメジャー・プログラム」を設け、幅広い学修ニーズに応えている。教養教育も全学部共通で、基礎学力を含む教養教育の向上及び効率化を推進するために共通教育科目として開講されている。

4-2-①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学の「カリキュラム・ポリシー」は、「建学の精神」及び「教育の理念」、「学則」第 3 条第 3 項及び別表 4 に規定された「学部、学科の教育研究上の目的」を踏まえて、学部学科ごとに策定された「ディプロマ・ポリシー」に基づき、その一貫性が明確になるよう策定されており、「ディプロマ・ポリシー」を達成するために必要なポリシーを「カリキュラム・ポリシー」として定め、適切に授業科目を配置するとともに、「ディプロマ・ポリシー」と同様に全学生に配布している「学生便覧」に掲載するとともに、大学ホームページより情報公開され、広く周知している。

【エビデンス集（資料編）】
【資料 4-2-1】星槎道都大学学生便覧 2024 年度生用 pp.6-10

4-2-②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学では、大学全体の「カリキュラム・ポリシー」に加え、各学部学科における個別の「カリキュラム・ポリシー」を策定しており、これらの「カリキュラム・ポリシー」は、それぞれの学部学科における「ディプロマ・ポリシー」に即した内容となっており、学科

の「ディプロマ・ポリシー」の実現に必要な教育課程の編成の方針として策定されている。

本学の「カリキュラム・ポリシー」は、「ディプロマ・ポリシー」の学修目標を具体的に明示し、これを達成するために必要な教育課程を提供することを約束するものであり、「ディプロマ・ポリシー」との一貫性が確保され、更に「カリキュラム・マップ」により「ディプロマ・ポリシー」と「カリキュラム・ポリシー」の関連性が示されている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-2-2】星槎道都大学学生便覧 2024 年度生用 pp.6-10

【資料 4-2-3】星槎道都大学カリキュラムマップ 2024 年度

4-2-③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

「カリキュラム・ポリシー」においては、教育課程の授業科目（メジャー・プログラム）を「共通教育科目（修学基礎教育科目[修学基礎、キャリア支援、健康とスポーツ]、外国語基礎教育科目[英語、その他言語]、情報・数理基礎教育科目[情報リテラシー、数理基礎] 」と「専門科目（基礎科目Ⅰ、基礎科目Ⅱ、基幹科目、展開科目、専門演習科目、自由科目）」で構成し、加えて授業科目(サブメジャー・プログラム)を「共通教育科目(サブメジャー科目)」と「共通教育科目及び専門科目の科目の一部」により構成することにより、「ディプロマ・ポリシー」に掲げた能力、知識および態度等の育成がどの教育課程区分の取得により醸成されるかを明記している。

「カリキュラム・ポリシー」には、履修すべき科目と単位、科目群の設定及び各種資格・免許課程の設置、ゼミナールの重視やキャリア教育の充実について明示されており、それに基づき各授業科目を体系的に年次配当・編成している。

教育課程の特徴としては、各学部学科においては専攻・コース制を採用し、学生がそれぞれの学修における興味・関心や進路希望に応じ、自主的に履修モデルを選択できるように工夫している。また、学生の興味関心と資格・免許、知識拡大及び受験対策など学修の幅広いニーズに応えるため、サブメジャー・プログラム(副専攻)を設けている。

大学全体及び各学部学科の「カリキュラム・ポリシー」は次のとおりとなる。

【星槎道都大学】

星槎道都大学の学士課程教育では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた能力、知識および態度等の育成のため、共通教育科目と専門科目を中心としたカリキュラムを編成・実施し、学生が主体的・能動的に学ぶことができるよう、講義、演習、実習等を適切に組み合わせた授業を開講します。

大学共通開設の共通教育科目は、修学基礎教育科目、外国語基礎教育科目、情報・数理基礎教育科目、サブメジャー科目の科目群で構成し、以下のような科目を開講します。

（CP1）修学基礎教育科目（修学基礎、キャリア支援、健康とスポーツ）[DP1、DP2、DP5]

①大学生として求められる「自分で考える、詳しく調べる、自分の意見を表現する」など主体的な学習やアカデミック・スキルなどの基礎力を身に付けさせること、基礎的

人間力の向上を目的として、「修学基礎」を開講します。

②社会人として求められる「社会的責任、職業観や職業意識、生涯学び続ける姿勢」などを涵養させることを目的として、「キャリア支援」を開講します。

③運動・スポーツ文化に親しむ中で健康科学に関する知見を広め、その知識や技能を活かし、健康で豊かな生活を送るための能力を養うことを目的として、「健康とスポーツ」を開講します。

（CP2）外国語基礎教育科目（英語、その他言語）[DP1、DP2、DP5]

①グローバル化が急速に進展する中で、外国語、特に英語によるコミュニケーション能力が生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定されることから、豊かな英語力・コミュニケーション能力を養うことを目的として、「英語」を開講します。

②「その他言語」では、グローバル化が急速に進展する中で、加速的に高まるグローバリゼーションの潮流に対応するため、英語以外の語学を駆使して、より多様な環境で活躍する能力を養うことを目的として、「その他言語」を開講します。

（CP3）情報・数理基礎教育科目（情報リテラシー、数理基礎）[DP1、DP2、DP4]

①数理・データサイエンス・ＡＩへの関心を高め、かつ、数理・データサイエンス・ＡＩを適切に理解し、それを活用する基礎的な能力を育成することを目的として、「情報リテラシー」を開講します。

②日常生活でも必要となる数理基礎を適切に理解し、それを活用する基礎的な能力と問題解決に向け行動する能力を養うことを目的として、「数理基礎」を開講します。

（CP4）サブメジャー科目[DP1、DP2、DP4、DP5]

学生が幅広い知識・技能・能力を身に付け、専門分野の知識・技能と統合することができるよう、「資格・免許取得講座」、「知識・視野拡大講座」、「受験対策講座」を開講します。

【社会福祉学部社会福祉学科】

社会福祉学部社会福祉学科の学士課程教育は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた本学部・学科が設定する能力、知識および態度等の育成のため、学士課程の４年間において大学共通開設の共通教育科目と本学部・学科が開設する専門科目でカリキュラムを編成します。

本学部・学科の専門科目は、社会福祉学分野の知識・技能およびその活用力を育成することを目的とし、以下の科目群を開講します。

（CP5）基礎科目[Ⅰ：DP1、DP3、DP4　Ⅱ：DP2]

社会福祉学を学ぶ目的および社会福祉学を構成する学問体系の理解と問題解決に取り組むことのできるコアとなる能力を養うことを目的として「基礎科目Ⅰ」、学問におい

て専門分野の枠を超えて共通に求められる人間や人間理解に関する基本的な知識と複合的な視点を養うとともに、人間の本質理解の必然的な展開として社会的、歴史的視点が重要であることから、特定の主題や現代社会が直面する基本的な諸課題に関する基本的な知識と総合的な判断力を養うことを目的として「基礎科目Ⅱ」を開講します。

（CP6）基幹科目[DP1、DP3、DP4]

学部・学科に共通した社会福祉学の主要領域に関する「基幹科目」を開講します。

（CP7）展開科目[DP3、DP4、DP5]

社会福祉および関連する精神保健・保育・教育系それぞれの専門分野に関する科目として、「展開科目」を開講します。

(CP8) 専門演習科目[DP1、DP2、DP3、DP4、DP5]

社会福祉学および精神保健・保育・教育系など関連分野に関する文献講読や資料収集および事例分析や意見交換などの能動的な学習を通して、現代社会が抱える諸問題に対して、社会福祉学的な視点の分析を行い、それらを適用し解決する能力を身に付けるための科目、また、４年間の学修成果を統合する科目として、「専門演習科目」を開講します。

(CP9) 自由科目

教育職員免許状の中学校教諭一種免許状（社会）および高等学校教諭一種免許状（地理歴史・公民）を取得するために必要となる科目として、「自由科目」を開講します。

＜カリキュラム概要図＞

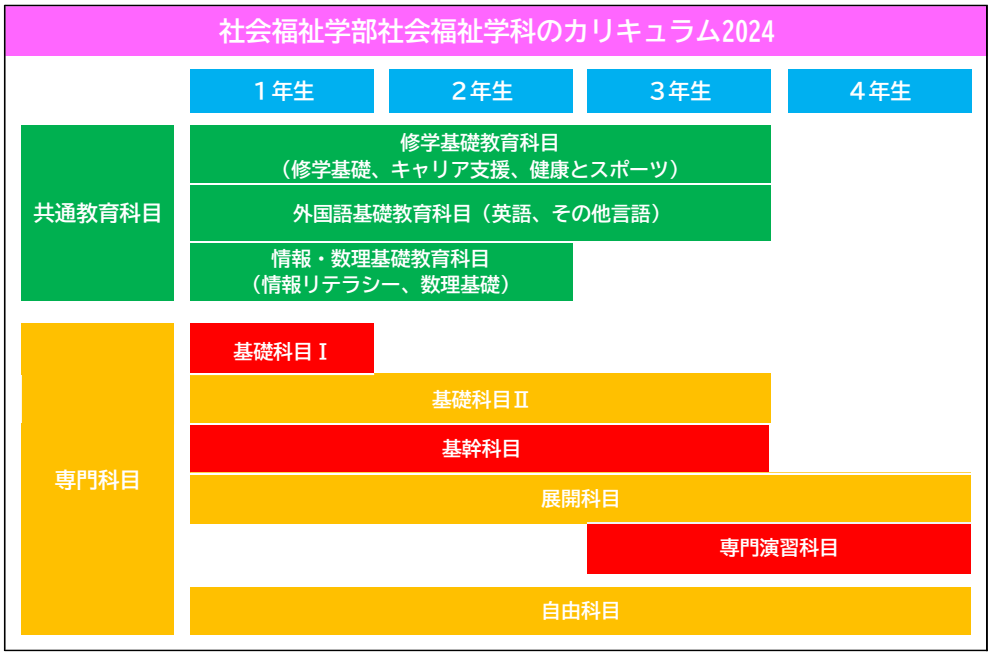

【美術学部デザイン学科】

美術学部デザイン学科の学士課程教育は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた本学部・学科が設定する能力、知識および態度等の育成のため、学士課程の４年間において大学共通開設の共通教育科目と本学部・学科が開設する専門科目でカリキュラムを編成します。

本学部・学科の専門科目は、デザイン学分野の知識・技能およびその活用力を育成することを目的とし、以下の科目群を開講します。

（CP5）基礎科目[Ⅰ：DP1、DP3、DP4　Ⅱ：DP2]

デザイン学を学ぶ目的およびデザイン学を構成する学問体系の理解と問題解決に取り組むことのできるコアとなる能力を養うことを目的として「基礎科目Ⅰ」、学問において専門分野の枠を超えて共通に求められる人間や人間理解に関する基本的な知識と複合的な視点を養うとともに、人間の本質理解の必然的な展開として社会的、歴史的視点が重要であることから、特定の主題や現代社会が直面する基本的な諸課題に関する基本的な知識と総合的な判断力を養うことを目的として「基礎科目Ⅱ」を開講します。

（CP6）基幹科目[DP1、DP3、DP4]

学部・学科に共通したデザイン学・美術学の主要領域に関する「基幹科目」を開講します。

（CP7）展開科目[DP3、DP4、DP5]

デザイン・アート・イラスト・マンガや教育系それぞれの専門分野に関する科目として、「展開科目」を開講します。

(CP8) 専門演習科目[DP1、DP2、DP3、DP4、DP5]

デザイン・アート・イラスト・マンガや教育系など関連分野に関する文献講読や資料収集および事例分析や意見交換などの能動的な学習を通して、現代社会が抱える諸問題に対して、デザイン学的な視点の分析を行い、それらを適用し解決する能力を身に付けるための科目、また、４年間の学修成果を統合する科目として、「専門演習科目」を開講します。

(CP9) 自由科目

教育職員免許状の中学校教諭一種免許状（美術）および高等学校教諭一種免許状（美術）を取得するために必要となる科目として、「自由科目」を開講します。

＜カリキュラム概要図＞

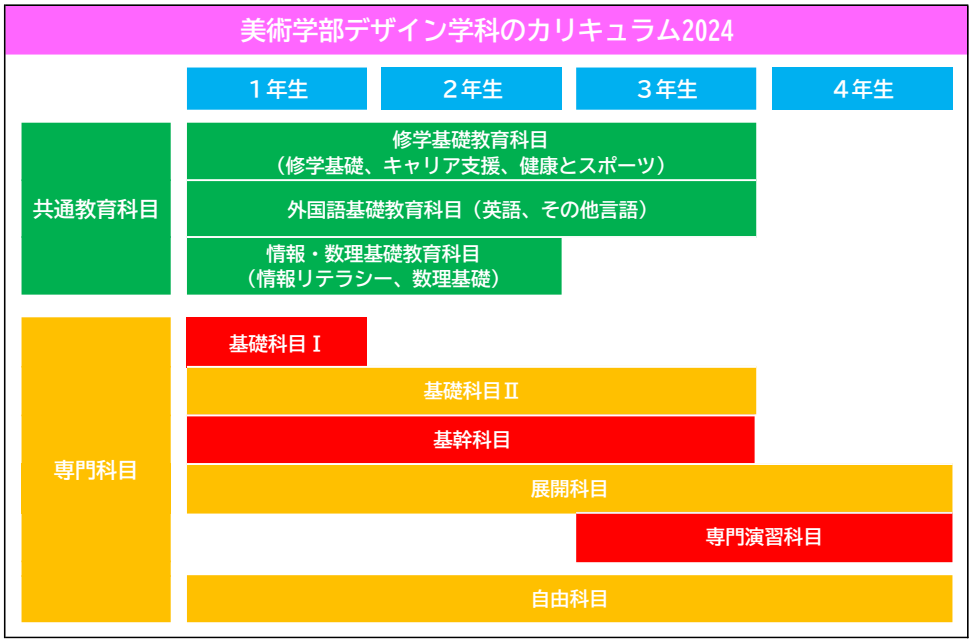

【美術学部建築学科】

美術学部建築学科の学士課程教育は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた本学部・学科が設定する能力、知識および態度等の育成のため、学士課程の４年間において大学共通開設の共通教育科目と本学部・学科が開設する専門科目でカリキュラムを編成します。

本学部・学科の専門科目は、建築学分野の知識・技能およびその活用力を育成することを目的とし、以下の科目群を開講します。

（CP5）基礎科目［Ⅰ：DP1、DP3、DP4　Ⅱ：DP2］

建築学を学ぶ目的および建築学を構成する学問体系の理解と問題解決に取り組むことのできるコアとなる能力を養うことを目的として「基礎科目Ⅰ」、学問において専門分野の枠を超えて共通に求められる人間や人間理解に関する基本的な知識と複合的な視点を養うとともに、人間の本質理解の必然的な展開として社会的、歴史的視点が重要であることから、特定の主題や現代社会が直面する基本的な諸課題に関する基本的な知識と総合的な判断力を養うことを目的として「基礎科目Ⅱ」を開講します。

（CP6）基幹科目[DP1、DP3、DP4]

学部・学科に共通した建築学の主要領域に関する「基幹科目」を開講します。

（CP7）展開科目[DP3、DP4、DP5]

建築および関連するデザイン・教育系それぞれの専門分野に関する科目として、「展開科目」を開講します。

(CP8) 専門演習科目[DP1、DP2、DP3、DP4、DP5]

建築・デザイン・教育系など関連分野に関する文献講読や資料収集および事例分析や

意見交換などの能動的な学習を通して、現代社会が抱える諸問題に対して、建築学的な視点の分析を行い、それらを適用し解決する能力を身に付けるための科目、また、４年間の学修成果を統合する科目として、「専門演習科目」を開講します。

（CP9）自由科目

教育職員免許状の高等学校教諭一種免許状（工業）を取得するために必要となる科目として、「自由科目」を開講します。

＜カリキュラム概要図＞

【経営学部経営学科】

経営学部経営学科の学士課程教育は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた本学部・学科が設定する能力、知識および態度等の育成のため、学士課程の４年間において大学共通開設の共通教育科目と本学部・学科が開設する専門科目でカリキュラムを編成します。

本学部・学科の専門科目は、経営学分野の知識・技能およびその活用力を育成することを目的とし、以下の科目群を開講します。

（CP5）基礎科目[Ⅰ：DP1、DP3、DP4　Ⅱ：DP2]

経営学を学ぶ目的および経営学を構成する学問体系の理解と問題解決に取り組むことのできるコアとなる能力を養うことを目的として「基礎科目Ⅰ」、学問において専門分野の枠を超えて共通に求められる人間や人間理解に関する基本的な知識と複合的な視点を養うとともに、人間の本質理解の必然的な展開として社会的、歴史的視点が重要であることから、特定の主題や現代社会が直面する基本的な諸課題に関する基本的な

知識と総合的な判断力を養うことを目的として「基礎科目Ⅱ」を開講します。

（CP6）基幹科目[DP1、DP3、DP4]

学部・学科に共通した経営学の主要領域に関する科目及び学部・学科の特色を反映したスポーツマネジメント領域からなる「基幹科目」を開講します。

（CP7）展開科目[DP3、DP4、DP5]

経営・スポーツ・教育系それぞれの専門分野に関する科目として、「展開科目」を開講します。

（CP8）専門演習科目[DP1、DP2、DP3、DP4、DP5]

経営・スポーツ・教育系など関連分野に関する文献講読や資料収集および事例分析や意見交換などの能動的な学習を通して、現代社会が抱える諸問題に対して、経営学的な視点の分析を行い、それらを適用し解決する能力を身に付けるための科目、また、４年間の学修成果を統合する科目として、「専門演習科目」を開講します。

（CP9）自由科目

教育職員免許状の中学校教諭一種免許状（保健体育）および高等学校教諭一種免許状（商業・保健体育）を取得するために必要となる科目として、「自由科目」を開講します。

＜カリキュラム概要図＞

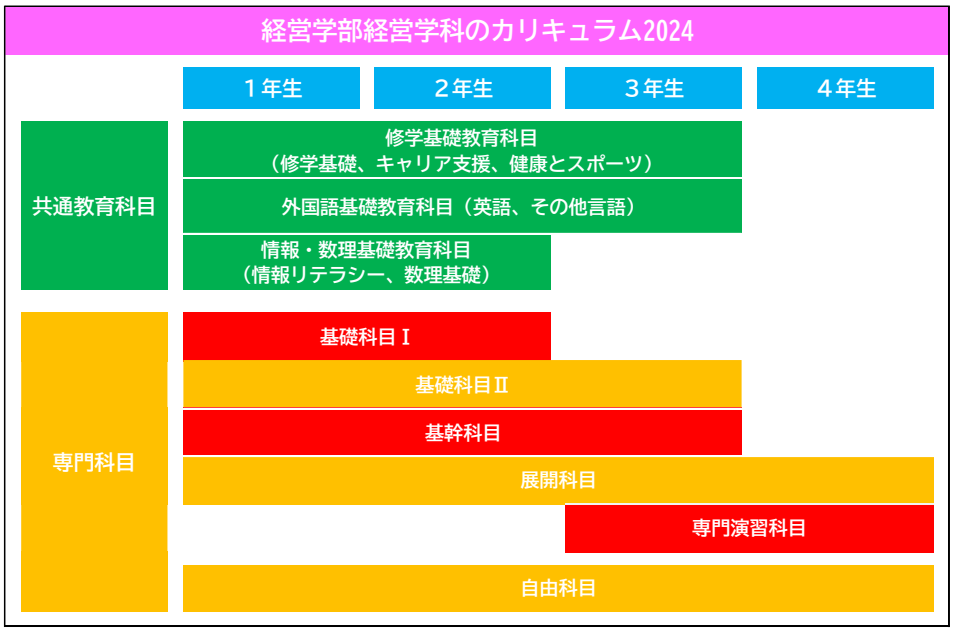

4-2-④教養教育の実施

本学の教養教育は、本学の「建学の精神」及び各学部・学科の教育目的を効果的に遂行するため「カリキュラム・ポリシー」を踏まえて体系的に編成している。

教養教育は、全学部共通で、基礎学力を含む教養教育の向上及び効率化を推進するため

に共通教育科目及び専門科目の基礎科目Ⅱとして開講している。なお、学部・学科を問わず基礎ゼミナールが構成されているのが特色である。幅広い教養と深い思考力・豊かな発想と人間性を培う場であり、「基礎ゼミナールⅠAB、ⅡAB（担任制）」の下で新しい大学生活をサポートする場でもある。

共通教育科目（教養科目）は、「修学基礎」、「キャリア支援」、「健康とスポーツ」、「英語」、「その他の言語」、「情報リテラシー」、「数理基礎」、「サブメジャー科目」の 8 つの科目区分で構成している。共通教育科目の設置科目数は必修科目が 16 科目、選択科目が 35 科目である。また、専門科目（基礎科目Ⅱ）については、11 科目で構成されている。

これらの科目の授業内容は、各学部・学科の教育目的に沿って、各教育課程で求められる基礎的な教養・知見・技能を培うもので、特に大学での修学及び学生生活をサポートし、各学部の専門教育への橋渡し的な役割を担っている。これらの中には、外国人留学生対象の授業科目を 6 科目開設して、留学生の履修に関する配慮を行っている。

なお、共通教育科目及び専門科目の基礎科目Ⅱの教養科目系の科目区分の目的は、前述の「カリキュラム・ポリシー」に明確に明示されている。

4-2-⑤教授方法の工夫と効果的な実施

教授方法の工夫に関しては、学生の多様なニーズに応える形で、入学前教育、初年次導入教育、各種資格取得を目指した専門教育の実施、アクティブラーニングなど、教育方法の工夫に取組んでいる。また、演習やサブメジャー・プログラムにおいて PBL の授業形態を導入し、課題解決型授業としてプロジェクト等を主体的かつ積極的に取組めるよう配慮、教育効果が上がるよう教育法に工夫がなされている。

一方、学生が専門領域を深く学習できるよう学科、専攻・コースごとの履修モデルを設定し、科目を精選しているとともに、学生の学修の質を保つために 1 年間に修得できる単位数を制限する CAP 制を導入している。

教授方法の工夫・開発に関しては、大学全体で「授業改善アンケート」を実施して、学生による評価結果や自由記述欄における意見を各教員に配布し、授業の工夫・改善に役立てている。また、評価結果を踏まえた各教員の授業の工夫・改善に向けたコメントをホームページ等で公表している。

また、学科 FD 研修において、指導上配慮を必要とする学生への支援方法や教授方法についての情報交換・協議を行うほか、アクティブラーニングに関する研修を深めるなどして、教授方法の工夫・改善に取組んでいる。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-2-4】令和 6（2024）年度授業改善アンケート集計結果（第 1Q 科目）
【資料 4-2-5】令和 6（2024）年度授業改善アンケート集計結果（第 2Q・前期科目）
【資料 4-2-6】令和 6（2024）年度授業改善アンケート集計結果（第 3Q 科目）
【資料 4-2-7】令和 6（2024）年度授業改善アンケート集計結果（第 4Q・後期科目）

4-3. 学修成果の把握・評価

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

（1）4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

（2）4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学生は自身のパソコンやスマートフォンで学修成果や学業成績を閲覧することが可能であり、学修計画に役立てることができる。また、教職員も学生の学修情報を共有することで組織的に学修支援を行っている。

「学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）」で学修成果の指標を明確に設定し、点検・評価する体制が整っており、その結果をホームページで公開している。

4-3-①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

学士課程教育の質の保証に向けた取組として、令和元(2019)年度より、学生カルテ・ポートフォリオシステム及び全学生に対して「アセスメント・テスト（GPS-Academic）」の導入を行い、「ディプロマ・ポリシー」に沿った学生の学修成果の可視化を実施している。

このことにより学生自身が PC やスマートフォンなどを通して、本人の学修成果や学業成績及び汎用力（思考力、姿勢・態度、経験等）の情報を閲覧することが可能で、次学期の学修計画の立案に役立てることができるようになった。また、教職員がこれら可視化情報を共有することが可能で、組織的な学生の学修支援体制が確立された。更に令和元(2019)年度時間割より、クォーター（4 学期）制を導入し、短期集中型授業実施による教育効果の向上を図る取組みも行っている。

また、本学では、学修成果の点検・評価方法を確立するため、平成 30（2018）年 9 月に「アセスメント・ポリシー」を制定して、この基準に基づき点検・評価を実施し、教育の質保証に取組んできたが、令和 3(2021)年 10 月の「内部保証に関する基本方針」の制定、「内部質保証に関する PDCA サイクル図」の作成を機として、更に「学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）に基づく測定・評価結果の検証体制」を決定することで、具体的な点検評価の活用に向けた取組を実施してきた。

また、令和 6(2024)年 8 月には、「内部保証に関する基本方針」及び「内部質保証に関する PDCA サイクル図」を改正し、「学修成果の評価の方針」を「学修成果の測定・評価計画（アセスメント・プラン）」に名称変更するとともに、内容の一層の充実を目途して変更を行っている。

なお、これらの取組みを学生等に対して明確にするため、開講するすべての授業科目のシラバスにおいて、当該科目内容と「ディプロマ・ポリシー」の各項目との関連を明記するとともに、学生の利便性の観点から、可視化の結果をレーダーチャートの形で出力するなど工夫を凝らしシステムを運用している。

表 4-3-①　星槎道都大学　学修成果の測定・評価計画（アセスメント・プラン）

星槎道都大学では、教育の成果を可視化し、教育の質保証のための教育改善を恒常的に

行うことを目的に、ディプロマ、カリキュラム、アドミッションの３つのポリシーに即した独自の評価指標に基づき、学生の学修成果の測定・評価を実施します。測定・評価の方法は、学生の入学時から卒業時までの、機関レベル（大学）・教育課程レベル（学部・学科・専攻等）・科目レベル（個々の授業）の３つのレベルを多面的に査定し、各時点・各レベルに以下の指標を取り入れます。

	入学時 アドミッション・ポリシー	在学時 カリキュラム・ポリシー	卒業時 ディプロマ・ポリシー
機関レベル（大学）	・各種入学試験 ・新入生アンケート ・ｱｾｽﾒﾝﾄ･ﾃｽﾄ(GPS-Academic)	・ＧＰＡ ・修得単位数 ・学び実態調査 ・課外活動状況 ・退学率 ・休学率 ・ｱｾｽﾒﾝﾄ･ﾃｽﾄ(GPS-Academic) ・授業評価アンケート	・ＧＰＡ ・卒業時満足度調査 ・学位授与数 ・就職率 ・専門領域就職者率 ・卒業生アンケート ・雇用者アンケート
教育課程レベル（学部・学科・専攻等）	・各種入学試験 ・ｱｾｽﾒﾝﾄ･ﾃｽﾄ(GPS-Academic)	・ＧＰＡ ・修得単位数 ・成績分布状況 ・学び実態調査 ・ｱｾｽﾒﾝﾄ･ﾃｽﾄ(GPS-Academic) ・授業評価アンケート	・ＧＰＡ ・卒業時満足度調査 ・学位授与数 ・就職率 ・専門領域就職者率 ・卒業生アンケート ・国家試験合格率と合格者数 ・国家試験受験資格取得者数 ・教員採用試験合格率と合格者数 ・資格取得率と取得者数
科目レベル（個々の授業）	・英語ﾌﾟﾚｰｽﾒﾝﾄﾃｽﾄ	・成績評価（ﾃｽﾄ・ﾙｰﾌﾞﾘｯｸ） ・学外実習評価 ・成績分布状況 ・授業評価アンケート ・学習履歴（ﾎﾟｰﾄﾌｫﾘｵ）	

令和６年８月１日一部改訂

4-3-②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

「アセスメント・プラン」に基づく多様な評価指標により把握した学修成果の点検・評価結果については、「学修成果の測定・評価計画（アセスメント・プラン）に基づく点検及び改善計画策定の機関」に基づき、IR 企画課等より委員会等及び部署等に資料提供され、「専門委員会」や「学科会議」等の場を活用して、教職員へ情報提供を行っている。

「専門委員会」や「学科会議」等は、提供された学修成果の点検・評価結果を検証し、「学修成果やその課題の全学的な共有化を図るほか、「学修成果の測定・評価計画（アセスメント・プラン）に基づく点検・評価結果の取扱い＜点検・評価、改善のながれ図＞」のとおり課題改善策の策定に取組むこととしている。また、これら学修成果の点検・評価結果については、本学の取組みを示すものとしてホームページに掲載し、広く情報公開している。

学修成果把握・可視化システム（学修ポートフォリオ）においては、学生の成績、活動

記録、「ディプロマ・ポリシー」の達成状況、面談結果等について教員が必要に応じ PC 上で確認できる形となっているほか、毎学年で実施する「アセスメント・テスト（GPS-Academic)」の結果についても、全教員にデータで個人結果レポート及び学生面談カルテの形で情報提供しており、学修指導等の改善に役立てられている。

また、授業改善アンケートについては、学生の自由記述意見を含むアンケートの集計結果を各科目担当教員にフィードバックし、各教員が授業の改善に役立てている。また、その結果を受けた教員コメントは、WEB システムで学生へ発表され、ホームページ上にも情報公開している。更に授業改善アンケートの結果は、「専門委員会」である「FD 推進委員会」において審議され、「星槎道都大学授業改善取組規程」に基づき、優秀教育賞表彰教員や改善が必要な授業科目を選定し、授業改善が必要となる対象教員は、学長に授業改善計画書の提出を求めている。また、優秀教育賞表彰教員には、FD 活動の授業改善の一環として授業実践について講演を実施する制度を取り入れている。その他として令和 3(2021)年度より「FD 推進委員会」の小委員会として、各学科 2 名の学生と FD 推進委員会委員長、学務課職員で構成される「学生 FD 推進委員会」を設置し、授業に関する学生要望等を聴取し、授業改善に役立てる試みを実施している。

表 4-3-②　学修成果の測定・評価計画（ｱｾｽﾒﾝﾄ･ﾌﾟﾗﾝ）に基づく点検・評価結果の取扱い
＜点検・評価、改善のながれ図＞

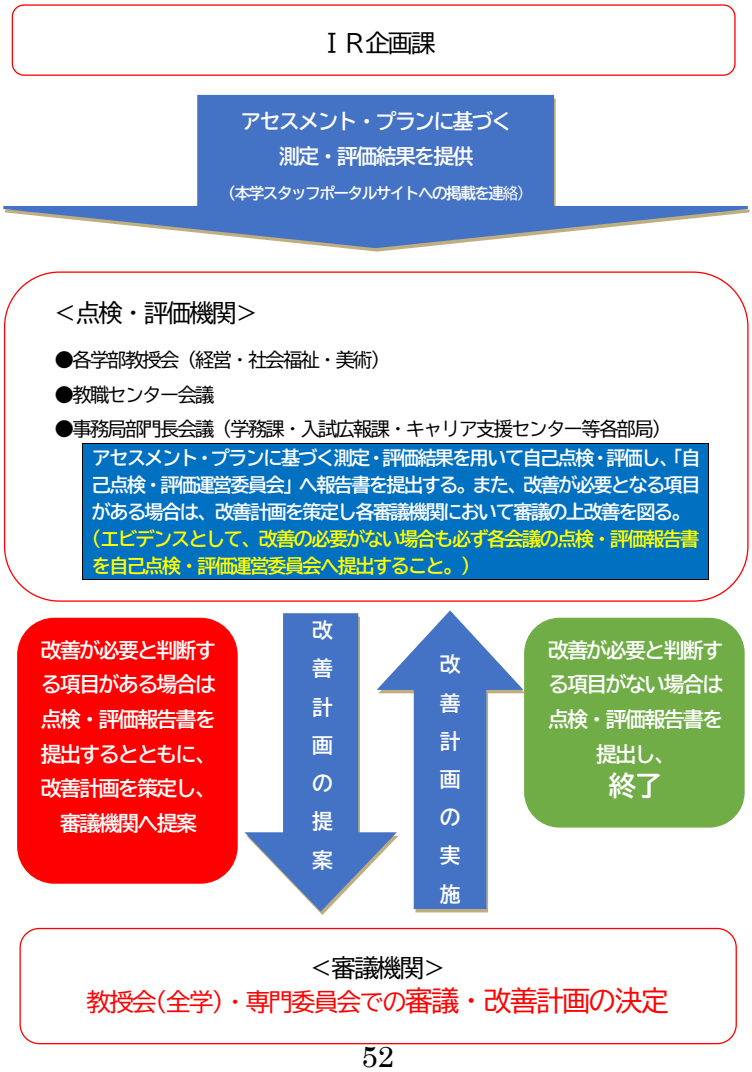

【エビデンス集（資料編）】
【資料 4-3-1】星槎道都大学授業改善取組規程

［基準 4 の自己評価］

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

各学部・学科の専門的知識や技術の修得はもとより、その専門知を生かして狭い専門領域を超えて統合し、共生社会の創造に貢献する優れた人材を育成するために、また学生の実態やニーズに応じた体系的・組織的な教育に取り組み、教育課程の改善および教育の質保証を確保し、学生と教員が互いに知的成長ができる能動的な学修への質的な転換を図る取り組みとして、成果が出始め、また特色ある８つの取り組みを下記に列記する。

①単位制度の実質化

大学設置基準第 21 条第 2 項に規定される「一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。」に基づき、同項第 1～3 号に定める適切な授業時間を確保するとともに、授業時間外に必要な学修をシラバスに準備学習及び事後学習の所要時間として記載し、単位制度の実質化に継続して取り組んでいる。

②学修成果・教育成果の可視化の推進

学生カルテ・ポートフォリオシステムにより、ディプロマ・ポリシー(卒業認定・学位授与の方針)に沿った学生の学修成果の可視化(レーダーチャート化)を実施している。学生は、各授業科目の単位を取得することにより、学びで得られた学修の成果(ＤＰの達成度）をＰＣやスマートフォンを通して確認することが可能となり、客観的な指標をもって次年度学修計画を策定することができるようになった。また、教職員はこれらの一元管理された情報により、学生一人ひとりの成長に合わせた修学支援を実施している。

③特色ある教育プログラムの開発等

令和 3(2021)年度より、全学部・学科対象のプログラムとして、全 24 プログラムとなるサブメジャー(副専攻)・プログラムを導入し、学生の幅広い興味や関心に応え更なる可能性を伸ばす機会の提供、資格取得による社会へのスムーズな接続、メジャー(主専攻）・プログラムの学びで身に付けた知識・技能等を実践・応用へと繋ぐことを目的とする特色ある教育プログラムを提供している。また、本年度の時間割もクォーター（4 学期）制を導入し、短期集中型授業実施による教育効果の向上を図る取り組みを行っている。

④学修ポートフォリオの利用促進

学生カルテ・ポートフォリオシステムの導入により、学生が能動的に取り組んだゼミ等の学修成果や主体的に取り組むインターンシップ等実習活動をポートフォリオとして記録することを可能とし、学修の質的な転換に向け取り組んでいる。本年度もシステムの利用促進のための啓発を学務委員会等で実施している。

⑤履修アドバイザーによる学生指導の強化

ＧＰＡ制度及びＣＡＰ制度に基づく修学指導を行う履修アドバイザー制度により、履修アドバイザーによるきめの細かい就学支援・履修支援を令和 6(2024)年度も継続的に実施した。

⑥学生カルテ・ポートフォリオの利用促進

学生カルテ・ポートフォリオシステムの学生カルテ機能として、教職員と学生との個人面談情報等の共有化が図られ、教職員による総合的な学生指導が可能となったことから､それらに基づく有効的な学生指導･支援を実施するための利用促進を図った。また、保護者会の参加者へ示すゼミ担任等の面談記録データをカルテに入力し、保護者を含めた総合的な学生支援体制の整備を行っている。

⑦履修アドバイザー・担任制度の内容充実

履修アドバイザー・ゼミ担任・学科サポーター・学年担任による学生支援体制のもと、各学部学科において多様化する学生指導の内容充実に努めている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

①学修成果データの分析・活用度の向上、学修ポートフォリオやアセスメント・テスト等を教育改善に直結する形で活用できる教員体制の強化が求められる。

②教員間でのデータ活用スキル・理解の均質化を図るため、FD 研修活動等を通じたスキル向上が必要である。

③学修成果の点検・評価結果をカリキュラムにより直接的に反映させるためのプロセスの検討が必要となる。

④学生へのフィードバックの充実として、学修成果の可視化を学生自身の学びの改善につなげるため、個別フィードバックの質向上や学生がデータを主体的に活用できる仕組みの強化が必要となる。

⑤全学的な内部質保証の推進を図るため、PDCA サイクルを確実に運用し、組織教育力の向上につなげることが課題となる。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

教育の質の向上や研究活動の強化､ハイブリットやリモート教育の推進への対応など、社会の変化に対応するための新しい教育プログラムの導入、その教育の内部質保証の維持を図る改善を行うため、自己点検・評価等の結果を踏まえた改善・改革に取組むとともに、内部質保証制度そのものの検証と改善に取組む。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

②権限の適切な分散と責任の明確化

③職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

（2）5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

「学校法人北海道星槎学園職制及び分掌規程」にて、学長が大学の執行の責任者として 学務を統括することを規定している。学長、副学長、特命事項を担当する学長補佐、学部長、図書情報館長、事務局長及び学長指名の内部委員並びに学長指名の外部委員 4 名を構成員とする「教学マネジメント会議」を設置して学長が適切にリーダーシップを発揮できる体制を整備している。 教授会や各専門委員会の位置付け及び役割も明確である。また、職員を構成員等に適切に配置し、教学マネジメントが機能している。

5-1-①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長は「学校法人北海道星槎学園職制及び分掌規程（以下、「職制及び分掌規程」という。）」第 9 条において「大学の執行責任者として学務を統括する。」と規定している。これに基づき、学長は大学運営にあたる権限を有するとともに責任を負っている。また、学長が適切なリーダーシップを発揮し業務執行を進めるうえで必要な学長の補佐体制として、副学長や特命事項を担当する学長補佐、学部教学を統括する各学部長、図書情報に関する教学を統括する図書情報館長、事務局事務を統括する事務局長を配置し、大学の意思決定を迅速に処理し遂行する体制を確立している。

また、本学では平成 27（2015）年の「学校教育法」の改正に基づき「学則」及び「教授会規程」を改定し、大学の運営に関する重要事項を審議する「教授会」や「専門委員会」における学長のリーダーシップを明確化にした。

さらに本法人の理事として、学長、副学長 2 名、学長補佐 1 名の 4 名の教職員が「理事会」に参画し、その意思決定過程に関与することにより、管理部門と教学部門との連携がはかられており、業務執行において学長が適切なリーダーシップを発揮できる体制となっている。

また、平成 30（2018）年度には、情報の一元化・共有化を図ることを目的とした IR 機能をつかさどる IR 課（現 IR 企画課）を組織として配置し、客観的なデータに基づいた学長の意思決定が可能となるよう体制を整備している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 5-1-1】学校法人北海道星槎学園職制及び分掌規程

5-1-②権限の適切な分散と責任の明確化

本学では学長が大学運営を円滑に行っていくため、「職制及び分掌規程」において、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築を行っている。令和 6（2024）年度においては、「職制及び分掌規程」第 10 条に基づく副学長 2 名及び学長の命ずる特命事項となる IT・情報化を担当する学長補佐 1 名、国際交流・別科を担当する学長補佐 1 名、第 2 キャンパス課外活動棟改修を担当する学長補佐 1 名（学部長兼任）、同規程第 11 条に基づく学長の指示に従い学部の学務を統括する学部長 3 名及び学科の学務を統括する学科長 4 名、同規程第 13 条に基づく学長の指示に従い教育研究に係る図書情報

館の業務を統括する図書情報館長（学長補佐兼任)、第 15 条に基づく学長の指示に従いセンターの業務を統括する所長 2 名、第 16 条に基づく学長の指示に従い留学生別科の業務を統括する科長（学長補佐兼任）を配置し、教学面の運営を円滑に遂行するための体制を整備している。

また、学長のリーダーシップの下で、上記のメンバーのほか事務局長や外部委員 4 名等が参画する本学の「建学の精神」や強み・特色等を踏まえた教育内容への質的転換を図るとともに、充実した大学教育を自主的・自律的に展開していくための審議決定を行うことを目的とした「教学マネジメント会議」を開催している。

更に教学や教育研究に関する重要事項の審議・決定を「学則」に基づく「教授会規程」において、次のように規定しており、学長が意見聴取し決定する体制が整備されている。

【星槎道都大学教授会規程抜粋】

第 2 章　全学教授会

（組織）

第 2 条　全学教授会は、学長、副学長、学部長、教授及び事務局長をもって組織する。

（開催）

第 3 条　全学教授会は、設置学部の合同教授会として学長が招集し、設置学部の学部長が輪番で議長となる。

2. 全学教授会は、構成員の 3 分の 2 以上が出席しなければ開くことができない。

（審議事項）

第 4 条　全学教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程修了に関する事項

(2) 学生の学位授与に関する事項

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、全学教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項を次のとおりとする。

① 教育課程の編成に関する事項

② 教員の教育研究業績の審査に関する事項

③ 学生の懲戒（退学の場合）に関する事項

2. 全学教授会は、前項に規定するもののほか、学長から諮問された事項について審議する。

3. 全学教授会は、前二項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議することができる。

4. 学長が必要と判断するときは、本条第 1 項第 1 号に規定する入学に関する事項を第 7 条第 4 号の入試委員会において審議することができる。

（議事）

第 5 条　全学教授会の議事は、全学教授会の意見を聴き、学長が決定する。

第 4 章　専門委員会

（審議事項）

第 18 条　専門委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 学務委員会

①授業、試験及び単位認定に関する事項
②学内諸規程に関する事項
③学内行事に関する事項
④学生の懲戒、退学、休学、復学、留学、転学及び除籍に関する事項
⑤学生の厚生補導、健康管理及び奨学金に関する事項
⑥科目等履修生、研究生及び委託生に関する事項
⑦公開講座等社会貢献に関する事項
⑧高大連携等他校との連携に関する事項
⑨その他学長が必要と認める学務に関する事項

(2) キャリア支援委員会

①学生の進路に関する事項
②学生のキャリア教育に関する事項
③学生のインターンシップに関する事項
④その他学長が必要と認めるキャリア支援に関する事項

(3) 図書紀要及び情報委員会

①図書情報館の運営及び利用に関する事項
②図書情報館の資料購入に関する事項
③星槎道都大学研究紀要に関する事項
④情報基盤及び情報政策の長期戦略・将来構想に関する事項
⑤情報ネットワーク・電子メールの管理・運用・倫理に関する事項
⑥情報システムのセキュリティ確保に関する事項
⑦その他学長が必要と認める図書紀要及び情報に関する事項

(4) 入試委員会

①入学試験に関する事項
②入試広報に関する事項
③第 4 条第 4 項に規定する事項
④その他学長が必要と認める入試に関する事項

(5) FD 推進委員会

①授業評価、授業改善の取組に関する事項
②シラバス、成績評価方法の改善の取組に関する事項
③学生指導のあり方の改善の取組に関する事項
④その他学長が必要と認める FD に関する事項

（議事）

第 19 条　専門委員会の議事は、各専門委員会の意見を聴き、学長が決定する。但し、学長が欠席するときは、各委員長または副委員長が審議終了後直ちに学長へ議事を上申し、決定を受けなければならない。

2. 専門委員会の審議状況を踏まえ、学長が必要と判断する事項は、第 4 条第 2 項に基づき全学教授会において審議する。

【エビデンス集（資料編）】
【資料 5-1-2】学校法人北海道星槎学園職制及び分掌規程
【資料 5-1-3】星槎道都大学教学マネジメント会議規程
【資料 5-1-4】星槎道都大学学則
【資料 5-1-5】星槎道都大学教授会規程

5-1-③職員の配置と役割の明確化

本学の職員の配置と役割については、「職制及び分掌規程」及び「学校法人北海道星槎学園事務分掌規程」により明確化されている。

令和 6（2024）年度においては、法人本部に本部長を置き、法人・大学の事務全体を統括し、法人事務においては大学事務局の管理運営グループが兼任する体制としている。また、大学事務局は事務局長が統括し、事務局を管理運営グループ（総務課、経理課、管財課、IR 企画課）、教学支援グループ（学務課、教育研究支援課、生涯学習課、キャリア支援センター、図書情報センター）、学生募集グループ（入試広報課、国際交流センター）に区分し、それぞれに事務部長を置き統括補佐を行う体制とし、事務分掌の遂行のため職員を適正に配置している。

学長のリーダーシップの下、教学マネジメントを機能させるための「教学マネジメント会議」には、副学長、学長補佐、各学部長及び事務局長等を構成員として配置し、担当の事務部長や学務課長等が同席している。また、「教授会」には構成員となる事務局長ほか担当職員の事務部長、学務課長が補足説明者並びに記録者として参加しているほか、「専門委員会」である 5 つの委員会には、「教授会規程」第 16 条に基づき、教員のほか事務局長及び担当事務の委員会に事務部長、入試委員会にアドミッション・オフィサーを委員として配置することを明確化しており、教職協働による大学運営体制を整備している。

【エビデンス集（資料編）】
【資料 5-1-6】学校法人北海道星槎学園職制及び分掌規程
【資料 5-1-7】学校法人北海道星槎学園事務分掌規程

5-2. 教員の配置

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

（1）5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

（2）5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

教育研究上の目的は、学則第 3 条第 3 項に基づき、学則別表 4 に学部学科毎に明確に示されており、この目的に即したカリキュラム・ポリシーに基づく教育課程を運用するのに必要な教員を適切に確保しており、専任教員についても大学設置基準を大幅に上回り配置されている。採用・昇任は、「星槎道都大学教育職員の採用及び昇格規程」に基づ

き運用されている。

5-2-①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

本学では教育目標に基づき設定した「カリキュラム・ポリシー」に則った教育課程を運用するのに必要な教員を確保・配置している。専任教員数は「大学設置基準」に規定される必要専任教員数、教授数を大幅に上回り、基準を満たしている。

専任教員の採用・昇任に関しては、「星槎道都大学教育職員の採用及び昇格規程」に定めており、学部長から推薦された採用・昇任候補者を「教授会」において教育業績の審査を行い、その結果を考慮した上で、学長が理事長に上申し、理事長が決定・任命している。

その他、任期制教育職員や特任教員の採用・昇任についても、「星槎道都大学任期制教育職員に関する規程」及び「学校法人北海道星槎学園特任教員規程」で定め、適切に運用している。

【エビデンス集（資料用）】

【資料 5-2-1】星槎道都大学教育職員の採用及び昇格規程

【資料 5-2-2】星槎道都大学任期制教育職員に関する規程

【資料 5-2-3】学校法人北海道星槎学園特任教員規程

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

①FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

②SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

（1）5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

（2）5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

FD 活動として、FD 推進委員会が企画立案する全学 FD 研修会と、学科企画の「学科別 FD 研修会」を実施し、その内容には「大学での学び実態調査」など IR 活動の結果も活用している。

職員の資質・能力向上のための SD 活動については、「学校法人北海道星槎学園 SD 推進委員会規程」に基づき、教授等の教員や学長等の大学執行部を含む職員の資質・能力の向上を図ることを目的に実施している。学生支援の研修を共催で実施するなど、SD 推進委員会と FD 推進委員会の連携は密接である。教職員の人事評価は「学校法人北海道星槎学園人事評価規程」に基づく「業務評価（教職員）」及び「教育活動等評価（教員）」、「発揮能力評価（職員）」を実施し、昇任や賞与査定に利用している。また、「星槎道都大学部門長業績評価規程」に基づいて、部下が部門長を評価する制度を導入している。

5-3-①FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

本学の FD 活動については、「専門委員会」である「FD 推進委員会」が中心となって年間活動計画を立案するとともに全教員に周知し、全体研修や学科別研修を組織的に行って

いる。

令和 6(2024)年度は、具体的成果として、次のとおり全学 FD 研修会（学生授業評価アンケートにおける優秀教育賞受賞者講演を含む。）及び学科別 FD 研修会を実施し、教員全員参加による教育内容・方法等の改善に努めた。また、学生による授業評価の取組（クォーター各１回）を実施し、結果を半期ごとにまとめ授業等の改善にも努めている。

教員評価については、教員の勤務意欲と能率の向上を図るため、「学校法人北海道星槎学園人事評価規程（平成 28（2016）年度制定)」に基づく「業務評価」及び「教育活動等評価」を実施し、昇任や賞与査定に利用している。なお、各教員の FD 活動への参加状況についても、「教育活動等評価シート」によりポイント化されている。

①全学 FD 研修会

回	テーマ
1	科学研究費補助金申請について・研究活動におけるコンプライアンス及び研究倫理について
2	授業における生成ＡＩの使用効果と利用上の注意点について
3	令和 6 年度学生ＦＤ推進委員会～学修改善のＰＤＣＡサイクル確立に向けて～
4	令和 6 年度授業改善アンケート優秀教育賞受賞者講話

②学科別 FD 研修会

【経営学科】

回	テーマ
1	初年度教育についての検討
2	新学務システムポータルサイト(ＬＭＳ)を活用した授業運営方法

【社会福祉学科】

回	テーマ
1	教育におけるＩＣＴ活用-生成ＡＩを取り入れた授業実践事例報告

【デザイン学科】

回	テーマ
1	『教育・授業能力』の改善-ＰＤＣＡサイクル活用での授業の内容及び方法の改善

【建築学科】

回	テーマ
1	一級建築士特別養成コースの振返り

【エビデンス集（資料用)】

【資料 5-3-1】学校法人北海道星槎学園人事評価規程

【資料 5-3-2】教育活動等評価シート

5-3-②SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学の SD 活動については、「学校法人北海道星槎学園 SD 推進委員会規程」に基づき、

教授等の教員や学長等の大学執行部を含む職員の資質・能力の向上を図ることを目的に実施されている。「SD推進委員会」では、学内研修はもとより学外における研修参加を計画するほか、「FD推進委員会」とも密に連携をはかり研修等を実施している。

なお、学外研修については、主に「日本私立大学協会北海道支部」が実施する各種の研修会及び研究協議会にも積極的に出席する機会を設けている。

令和6（2024）年度については、教員を含む職員の大学運営に必要な資質・能力向上のため、次のとおり研修会等を企画・実施するとともに、学外研修会へ参加している。

また、職員評価については、職員の勤務意欲と能率の向上を図るため「学校法人北海道星槎学園人事評価規程（平成28（2016）年度制定)」に基づく「業務評価」及び「発揮能力評価」を実施しており、昇任や賞与査定に利用している。

1）OJT

①「地方大学の生き残り戦略について」R06.04.11 開催

②「管内の交通事故情勢と改正道路交通法について(自転車の交通ルール)」R06.08.26 開催

③「ハラスメントとは？それぞれの立場で気を付けるべきこと」R06.08.28 開催

④「情報セキュリティについて」R06.09.12 開催

2）OFF-JT

令和 6(2024)年度は、日本私立大学協会北海道支部の初任者研修会に 2 人、中堅実務者研修会に 2 人・課長職相当者研修会に 1 人が参加した。また、大学各部門に関連する業者主催のＷＥＢセミナー等へ多数が参加し、教育研究支援能力の資質向上に努めた。

【エビデンス集（資料編)】

【資料 5-3-3】学校法人北海道星槎学園 SD 推進委員会規程

【資料 5-3-4】学校法人北海道星槎学園人事評価規程

5-4. 研究支援

①研究環境の整備と適切な管理運営

②研究倫理の確立と厳正な運用

③研究活動への資源の配分

（1）5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

（2）5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

全ての専任教員に独立した研究室を提供している。教員の研究活動を全面的にバックアップする体制として、事務局に教育研究支援課を設置し、各教員の研究活動等への支援や学外の研究費申請及び執行に係る手続きを行っている。

研究倫理に関しては「星槎道都大学研究活動に係る行動規範」や「星槎道都大学受託研究取扱規程」をはじめとする規則を設け、研究倫理の確立と厳正な運用を行ってい

る。

外部資金の獲得には過去及び進行中の研究業績を欠かせないという判断から、財政状況を踏まえながら個人研究費の支給を実施している。

5-4-①研究環境の整備と適切な管理運営

本学では、大学教員としての使命である研究活動が十分に実施できるような研究環境を整備している。研究室は全ての専任教員が独立した研究室を持ち、共同研究やオフィスアワーにも十分対応できるスペースと設備が確保され、机、椅子、テーブル、書架、パソコンなどの備品を大学が用意しているほか、有線 LAN コンセント、Wi-Fi 接続の環境も整備している。

図書館機能については、利用者サービスの向上に努めるべく図書情報館を運営しており、図書及び学術雑誌等も十分整備されている。

教員の研究活動を全面的にバックアップする体制として、令和 6(2024)年度より事務局組織として、教育研究支援課を設置し、各教員の研究活動等の支援や学外の研究費申請及び執行に係る手続等の支援を行っている。また経理課においては、学内外の研究費等の執行に関する運用ルールの見直しや改善等を図り、適切な研究費の執行・管理を実施している。

5-4-②研究倫理の確立と厳正な運用

学術研究に対する信頼と公正さを確保するため、本学で学術研究を行うすべての者に対して、研究倫理に関する以下の規程を設け、研究倫理の確立と厳正な運用を行っている。

・星槎道都大学研究活動に係る行動規範
・星槎道都大学受託研究取扱規程
・星槎道都大学公的研究費に関する事務取扱要領
・星槎道都大学公的研究費に係る旅費取扱規程
・星槎道都大学研究活動における不正行為への対応等に関する規程
・星槎道都大学公的研究費の管理・監査に関する規程
・星槎道都大学における公的研究費の不正防止基本計画
・星槎道都大学受託事業取扱規程
・星槎道都大学研究インテグリティの確保に関する規程
・星槎道都大学研究倫理規程
・星槎道都大学研究倫理審査規程

【エビデンス集（資料編）】

【資料 5-4-1】星槎道都大学研究活動に係る行動規範
【資料 5-4-2】星槎道都大学受託研究取扱規程
【資料 5-4-3】星槎道都大学公的研究費に関する事務取扱要領
【資料 5-4-4】星槎道都大学公的研究費に係る旅費取扱規程
【資料 5-4-5】星槎道都大学研究活動における不正行為への対応等に関する規程
【資料 5-4-6】星槎道都大学公的研究費の管理・監査に関する規程

【資料 5-4-7】星槎道都大学における公的研究費の不正防止基本計画
【資料 5-4-8】星槎道都大学受託事業取扱規程
【資料 5-4-9】星槎道都大学研究インテグリティの確保に関する規程
【資料 5-4-10】星槎道都大学研究倫理規程
【資料 5-4-11】星槎道都大学研究倫理審査規程

5-4-③研究活動への資源の配分

研究活動に必要な資金として、文部科学省科学研究費補助金（以下、「科研費」という。）の獲得や民間資金等の外部資金への申請を推進しているが、令和 6(2024)年度の本学の採択件数は科研費の「基盤研究(C)一般」2 件、「基盤研究(C)一般」の研究分担者 5 件となっている。また、大学からの個人研究費については、財政状況を踏まえ令和 4（2022）年度より研究費 20 万円、研究旅費 10 万円、年額 30 万円を限度として支給しているが、令和 6(2024)年度も同額となっている。

［基準 5 の自己評価］

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

学長を責任者とすることを規則により明確に規定した上で、学長を議長とする「教学マネジメント会議」を設置し、学長が適切にリーダーシップを発揮できる体制を整備してい る。教授会や各専門委員会の位置付け及び役割も明確であり、事務職員も適切に構成員となり教職協働を実現している。 全学 FD 研修会と学科別 FD 研修会を実施するとともに、学長を含む全教職員の資質・ 能力の向上を図ることを目的に SD 活動を定期的に実施している。人事評価は規則に基づき実施し、昇任や賞与査定に利用している。全ての専任教員に独立した研究室を提供し、個人研究費を配分するとともに、教育研究支援課を設置し、各教員の学外の研究費申請手続き等を支援している。研究倫理に関する規範や規則を設け、その確立と厳正な運用を行っている。研究時間を確保するためにカリキュラムのスリム化等にも取り組んでいる。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

教員の研究時間を確保するために教育課程（カリキュラム）のスリム化や担当授業科目の整理等の取組みが必要である。競争的な公的資金獲得や受託研究等の受入のための支援体制の一層の整備が必要である。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

FD 活動や SD 活動を通して、研究活動やその支援の在り方の改善に取組んでいく。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

①経営の規律と誠実性の維持

②環境保全、人権、安全への配慮

（1）6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

（2）6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

「寄附行為」、「ガバナンス・コード」、「学校法人北海道星槎学園理事会業務委任規則」等に基づき、経営の規律と誠実性を維持する運営を行っている。また、中期計画及び経営改善計画を策定し、これらに基づいて各年度の事業運営を行うなど、社会情勢の変化に対応した継続的な努力をしている。

クールビズや照明の LED 化、ハラスメント防止や個人情報保護に関する各種規則の整備と学生便覧による学生への注意喚起、「学校法人北海道星槎学園危機管理規程」に基づく「消防・防災計画書」等の整備や年 1 回の防火・防災訓練、北海道胆振東部地震の際の停電の教訓を生かした地震対策備品の備蓄など、環境保全、人権、安全への配慮も適切に行っている。

6-1-①経営の規律と誠実性の維持

本学の経営は、「寄附行為」並びに令和3（2021）年度新たに制定した「ガバナンス・コード」に基づき、学校法人並びに大学に課せられた極めて公共性の高い使命と公的・社会的性格を認識し、経営の規律と誠実性の維持を図り、適正に運営されている。また、「学校法人北海道星槎学園理事会業務委任規則」を定め、経営の円滑な運営を図り、高等教育機関としての社会的責務を果たすべく経営の規律を維持している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 6-1-1】学校法人北海道星槎学園寄附行為

【資料 6-1-2】学校法人北海道星槎学園星槎道都大学ガバナンス・コード

【資料 6-1-3】学校法人北海道星槎学園理事会業務委任規則

6-1-②環境保全、人権、安全への配慮

環境保全への配慮については、地球温暖化防止への取組みや節電意識を高めるため、例年6月1日から9月30日まで軽装勤務によるクールビズを実施するとともに、照明のLED化等により消費電力の低減に努め、環境保全に取組んでいる。

人権への配慮については、ハラスメントに関する規程として「学校法人北海道星槎学園ハラスメントの防止に関する規程」、「学校法人北海道星槎学園ハラスメント防止対策委員会規程」、「学校法人北海道星槎学園ハラスメント調査委員会内規」、「学校法人北海道星槎学園ハラスメント相談窓口取扱内規」、また、個人情報に関する規程として「学校法人北海道星槎学園個人情報保護に関する基本方針」、「学校法人北海道星槎学園個人情報保護規程」、「学校法人北海道星槎学園特定個人情報に関する基本方針」、「学校法人北海道星槎学園特定個人情報取扱規程」を制定し、各種ハラスメントの防止や個人情報の保護に適切に対応している。

安全への配慮については、学内で発生する諸般の事象に伴う危機に対して、迅速かつ的確に対処し、学生・教職員・近隣住民等の安全確保をはかり、学園の社会的責任を果たすことを目的に「学校法人北海道星槎学園危機管理規程」を制定し、適切に運用している。

また、火災や地震等の災害対策として「消防・防災計画書（大規模地震対応）」を作成しているほか、北海道胆振東部地震の教訓から地震対策備品（発電機、照明、電池式ストーブ、簡易トイレ、食料品、飲料水等）を備蓄している。

更にAED（自動体外式除細動器）を学内3箇所（1号館体育館入り口前、2号館玄関ホール、第2キャンパスロビー）に設置し、緊急時に備えている。なお、AED設置については、北広島市の「きたひろAEDステーション」へ登録しており、ホームページに市民向けに公表されているほか、本学の正門付近及び第2キャンパス入り口に登録の「標章」を掲示している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 6-1-4】学校法人北海道星槎学園ハラスメントの防止に関する規程
【資料 6-1-5】学校法人北海道星槎学園ハラスメント防止対策委員会規程
【資料 6-1-6】学校法人北海道星槎学園ハラスメント調査委員会内規
【資料 6-1-7】学校法人北海道星槎学園ハラスメント相談窓口取扱内規
【資料 6-1-8】学校法人北海道星槎学園個人情報保護に関する基本方針
【資料 6-1-9】学校法人北海道星槎学園個人情報保護規程
【資料 6-1-10】学校法人北海道星槎学園特定個人情報に関する基本方針
【資料 6-1-11】学校法人北海道星槎学園特定個人情報取扱規程
【資料 6-1-12】学校法人北海道星槎学園危機管理規程
【資料 6-1-13】消防・防災計画書（大規模地震対応）
【資料 6-1-14】北広島市「きたひろ AED ステーション」

6-2. 理事会の機能

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性
②使命・目的の達成への継続的努力

（1）6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

（2）6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

理事会は原則として毎年度5月、7月、3月に開催され、理事の出席状況も良好である。また、外部理事が多く含まれており、構成の多様化を図っている。

理事長の補佐として常務理事を任命し業務を分掌しているほか、理事会において理事の役割分担を決めており、機能性を発揮できる体制を整備している。

「学校法人北海道星槎学園理事会業務委任規則」を制定し、法人及び大学の一部の業務の決定を理事長に委任できることとしている。また、理事長、常務理事、学長、副学長、各学部長、事務局長等で組織する「経営企画会議」を適宜開催し、機動的な意思決定のた

めの仕組みを整えている。

6-2-①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学では私立学校法に基づく「寄附行為」の定めにより、「理事会」において「学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」として明確に「理事会」を最終的な意思決定機関と位置づけ、その責務を規定している。

「理事会」は原則として毎年度5月・7月・3月に招集開催されるほか、必要に応じて適宜招集開催され、議事は「寄附行為」第17条第12項により、法令及びこの「寄附行為」に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。なお、「理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席とみなす。」という措置を「寄附行為」第17条第11項に定めており、意思決定に問題はなく適切に運営している。また、「寄附行為」第14条により、各理事に代表権はなく、法人の代表権は理事長のみに与えられている。なお、「寄附行為」第5条第4項の定めによる常務理事（現在1名就任）は第13条の定めに基づき、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌している。また、常勤の理事は、理事長から各々の担当業務を指定されており、機能性を発揮できる体制を整備している。

理事定数については「寄附行為」第5条により8人以上10人以内と定められており、選任区分は「寄附行為」第6条により第1号理事「大学長」、第2号理事「評議員のうちから寄附行為の定めるところにより評議員会において選任した者2人又は3人」、第3号理事「学識経験者のうちから理事会において選任した者5人又は6人」となっている。この理事の選任条項人数は平成25(2013)年度中に調整を行ったもので、2号理事を1名削減し、3号理事を1名増員することにより外部の多様な意見を取り入れ、経営機能の強化を目的としたものである。なお、理事の任期は4年である。

また、本学では本法人の業務の円滑な運営を図るため「学校法人北海道星槎学園理事会業務委任規則」を制定し、「理事会」が意思決定する法人及び大学の業務の一部を理事長に委任できることとしているほか、法人の経営方針に関する諸事項の企画立案を行い、理事長の方針等の決定に寄与すること、及び必要に応じ「理事会」又は「評議員会」に提案・報告すること、並びに学園内の連絡・調整を密にすることにより、本法人の機能強化に資することを目的に「経営企画会議」が設置されており、意思決定体制の機能性を確保している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 6-2-1】学校法人北海道星槎学園寄附行為

【資料 6-2-2】学校法人北海道星槎学園理事会業務委任規則

6-2-②使命・目的の達成への継続的努力

本学では、使命・目的の達成のため中期計画及び経営改善計画を策定し、その進捗状況をそれぞれ確認するとともに、それを踏まえた事業計画を「寄附行為」第 33 条の規定に基づき、毎会計年度開始前に理事長が編成し、あらかじめ評議員会の意見を聴いた上で理事

会において承認を得て計画を進めている。また、その事業計画に基づく事業の実績報告を翌年度 5 月の理事会及び評議員会へ提出し、その進捗・達成状況を確認することで、使命・目的達成のための継続的努力を行っている。

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能
①法人の意思決定の円滑化
②評議員会と監事のチェック機能

（1）6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

（2）6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

理事長、常務理事、常勤理事、学部長、その他理事長が指名する者を構成員とする「経営企画会議」が法人の意思決定組織として機能しており、原則毎週開催する情報共有会議で把握した諸課題等をその議題に反映している。事務局では、毎月「事務局部門長会議」を実施し、毎日朝礼を行うことで、各事務部門間の意思疎通を図っている。

また、監事監査は、「監事監査計画書」に基づき年 3 回適切に実施している。評議員は半数以上が学外者であり、学外の意見を大学運営に生かせる構成になっている。評議員会への出席状況は良好である。

6-3-①法人の意思決定の円滑化

本学では次の管理運営機関等を設置し、法人及び大学の意思決定の円滑化を実施している。

1）経営企画会議

「経営企画会議」は、「学校法人北海道星槎学園経営企画会議規程」に基づき適宜開催されている。設置の目的は①法人の経営方針に関する諸事項の企画立案、②理事長の方針等の決定に寄与すること、③必要に応じ理事会又は評議員会に提案・報告すること、④学園内の連絡・調整を密にすることなどで、本学の運営に関する重要事項となる①本学園の当面する諸課題に関すること、②本学園の経営方針の企画立案に関すること、③本学園の運営に関する重要事項に関すること、④星槎道都大学の「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、「アドミッション・ポリシー」等重要方針の決定及び公表に関すること、⑤その他理事長が適当と認める事項に関することを審議・決定している。構成は、理事長、常務理事、常勤理事、学部長、その他理事長が指名する者が構成員となり、大学の意思に十分配慮した法人の意思決定組織として機能している。

2）情報共有会議

情報共有会議は「学校法人北海道星槎学園情報共有会議規程」に基づき、原則、毎週1回定例で開催されている。設置の目的は「理事長の経営方針・決定事項及び学長の

教育研究に関する方針・決定事項を学内組織に十分反映させること、並びに法人及び大学の諸活動に関する情報及び意見等を把握し、連絡・調整を密にすることにより学園及び大学の円滑な運営に寄与すること。」となる。当会議については、審議決定機関ではないため、大学全体の動向の把握、当面する諸課題等の情報共有及び決定事項の進捗状況の把握が主な目的となり、審議・決定を要する事項は審議機関となる「理事会」、「経営企画会議」及び「教授会」や「専門委員会」での議題に取り上げ審議・決定する仕組みとしている。構成は、理事長、常務理事、常勤理事、学長、学部長、事務局長、図書情報館長、その他理事長が指名する者（学科長、所長、部長、センター長、課長）が構成員となり、法人や大学の情報共有が図られている。

3）教授会

教学の管理運営に関わる事項は、学長、副学長、学部長、教授職及び事務局長をもって組織される「教授会」並びに「学校教育法施行規則」第143条に基づく「専門委員会」で審議されている。「教授会」は「学則」第7条に基づき設置されており、「教授会規程」に基づき運営されている。「教授会」は学長が招集し、設置学部の学部長が輪番で議長となり運営され、「教授会規程」第4条に定める事項について審議する。「教授会」は構成員の3分の2以上の出席により成立し、議事は「教授会規程」第5条により「教授会」の意見を聞き、学長が決定する。また「教授会」を円滑に運営するために「学部教授会」が設置されているが、原則的には常時「全学教授会」として「教授会」を開催している。なお、「教授会」には具体的な諸事項を審議するため「教授会規程」第7条により、学務・キャリア支援・図書紀要及び情報・入試・FD推進の各種「専門委員会」が常設され、「教授会規程」第18条に規定に基づく審議がなされている。

4）事務局

事務局は教学面の管理運営を事務側から支えるとともに、教育研究のサポートや学生支援等の重要な役割を担っている。事務局では「教授会」の構成員として事務局長、各「専門委員会」の構成員として、事務局長及び事務局次長・事務部長が議案審議に加わり意見を具申しているほか、「専門委員会」の事務担当の主幹・副主幹として、課長相当職が審議事項の企画立案に深く関わり執行している。また、事務局組織については、平成24(2012)年度より社会情勢や学内状況を鑑み、柔軟且つ段階的な組織改編を行い現在に至っている。また縦割りの弊害を排するため、各事務部門間の連絡・連携等の意思疎通をはかり、近々の懸案事項を調整する目的で、事務局長、事務局次長、事務部長、課長・センター長・室長による「事務局部門長会議」を毎月実施しているほか、日常業務における必要事項の伝達・情報共有を行うため、毎日朝礼を行っている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 6-3-1】学校法人北海道星槎学園経営企画会議規程

【資料 6-3-2】学校法人北海道星槎学園情報共有会議規程

【資料 6-3-3】星槎道都大学教授会規程

6-3-②評議員会と監事のチェック機能

法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックについては、「経営企画会議」がその役割を担っている。本会議の構成員は、法人より理事長、常務理事、常勤理事、大学からは、学長、副学長、学長補佐兼図書情報館長、設置 3 学部長、事務局長となっており、副学長、学長補佐兼図書情報館長、事務局長は理事を兼任していることから、法人や大学の管理運営に係る重要事項について相互チェックできる体制となっている。また、「理事会」へは学長、副学長、学長補佐兼図書情報館長、事務局長が理事として、「評議員会」へは理事 4 名の他、設置 3 学部長、事務局次長が構成員として出席し、法人の管理運営等についても意見交換している。よって法人と大学の意思疎通と連携は適切であり、相互チェックの機能を果たしている。更に監事及び評議員は、寄附行為に従って適切に選任され、あらかじめ「評議員会」の意見を聞かなければならない事項については、「評議員会」を適切に開催し、意見を聞いている。監事は、「寄附行為」第 16 条第 1 項に基づき学校法人の業務、同条第 2 項に基づき財務の状況及び同条第 3 号に基づき理事の業務執行について監査し、同条第 4 号に基づき毎会計年度の監査報告書を作成し、「理事会」及び「評議員会」に報告している。また、同条第 7 条に基づき「理事会」及び「評議員会」に出席し必要に応じて意見を述べている。更に同条第 16 条では「第 1 号から第 3 号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。」としており、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性が保たれている。

【エビデンス集（資料編）】
【資料 6-3-4】学校法人北海道星槎学園 寄附行為
【資料 6-3-5】監事監査報告書

6-4. 財務基盤と収支
①財務基盤の確立
②収支バランスの確保
③中期的な計画に基づく適切な財務運営

（1）6-4 の自己判定
「基準項目 6-4 を満たしている。」

（2）6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）
中長期的な計画として、中期計画及び経営改善計画を策定し、計画的な財政運営を実施している。特に、具体的な数値目標を示す経営改善計画については、毎年点検し、その進捗状況に合わせて計画修正を行い、綿密な計画のもと改善に取組んでいる。4 期連続して入学定員を確保したことにより、学生生徒等納付金や私立大学等経常費補助金等の収入増が実現し、令和 3(2021)年度から経常収支差額はプラスに転じた。また、現金

預金等の金融資産の増加によって、令和 2(2020)年度決算から運用資産が外部負債を上回り財務基盤は改善している。法人の財政状況や学生募集状況等については、全教職員が参加する年 3 回程度の「経営状況報告会」で理事長が直接説明し、危機意識の共有を図っている。

6-4-①財務基盤の確立

本学は、健全な運営と教育研究活動の永続的な発展を目指し、安定した財務基盤の確立に努めている。本学の経常収支差額及び教育活動資金収支は現在黒字となっており、これは「中期計画」並びに「経営改善計画」に基づく取組みの成果を示すとともに、本学全体の財政を支える基盤となっている。

なお、本学が「経営改善計画」等で掲げる具体的な財政基盤の確立を図るための目標は、以下のとおりとなる。

①経営判断指標「A3」判定を経営改善計画最終年度（令和 6(2024)年度）に「A3」と以降も継続することを目標とする。
②前受金保有率 100%を経営改善計画最終年度（令和 6(2024)年度）以降も継続することを目標とする。
③令和 6(2024)年度以降も 240 人以上の入学者を受け入れすること、総定員 90%以上の在籍学生数を維持することを目標とする。
④経常収支差額の黒字を令和 6(2024)年度以降も継続させることを目標とする。

6-4-②収支バランスの確保

本学では、財政基盤の安定化策として、「中期計画」を定め、具体的な数値目標としての「経営改善計画」により、安定した財政基盤の確立を目指している。令和 6（2024）年度の収支バランスは、直近 4 年間の入学定員が確保されたことにより在籍学生数が大幅に回復し、学生等納付金や補助金等の収入増が実現され、過去複数年マイナスとなっていた経常収支差額が令和 3（2021）年度決算からプラスに転じている。また、貸借対照表の「運用資産－外部負債」も令和 2（2020）年度決算から継続してプラスになっている。

なお、今後も本学はより収支バランスを確保するため、「経営改善計画」に示す以下の予算編成等の方針を維持していく。

①事業活動収入にしめる教育研究経費支出（減価償却額を除く。）の割合は、45%以下を目標とする。
②事業活動収入にしめる管理経費支出（減価償却額を除く。）の割合は、9%以下を目標とする。
③経常収入にしめる人件費支出の割合は、50%以下を目標とする。
④学納金にしめる助成金（奨学費）支出（高等教育の修学支援新制度奨学費を除く。）の割合は、20%以下を目標とする。

⑤上記の数値目標を達成するため、人件費及び新規事業を除いた経常経費は、ゼロベースの申請を基本とする。人員等の配分に係る方針としては、新規事業の実施による増員を除き、教職員ともに現員を上回らない人員配置を行うことを基本とする。

6-4-③中期的な計画に基づく適切な財務運営

本学は、中長期的な計画として、「中期計画」及び「経営改善計画」を策定し、計画的な財政運営を実施している。

これらの中期的計画については、計画項目ごとに進捗状況を踏まえた修正・変更を実施しているが、特に具体的な数値目標を示す「経営改善計画」については、毎年点検し、その進捗状況にあわせて計画修正を行い、綿密な計画のもと改善に取組んでいる。

これらの中期的計画に基づいた単年度の予算編成は、予算部門単位別に経理課が予算要求書の提出を受け、その後常務理事とのヒアリングによる内容精査及び修正を実施した上で最終予算案とされ、予算の最終決定は「寄附行為」に基づき「評議員会」の承認を経て「理事会」で決定されており、「寄附行為」に基づく適切な財務運営がなされている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 6-4-1】学校法人北海道星槎学園星槎道都大学中期計画（令和 2（2020）年度～令和 6（2024）年度）

【資料 6-4-2】学校法人北海道星槎学園経営改善計画（令和 2 年度～令和 6 年度）

【資料 6-4-3】学校法人北海道星槎学園 令和 6 年度計算書類

6-5. 会計

①会計処理の適正な実施

②会計監査の体制整備と厳正な実施

（1）6-5 の自己判定

「基準項目 6-5 を満たしている。」

（2）6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学校法人会計基準に準拠し、その趣旨を踏まえた「学校法人北海道星槎学園経理規程」及び「学校法人北海道星槎学園経理事務実施要領」に従って、適正な会計処理を実施している。予算については決算の大幅なかい離が生じないよう、原則として年に2回は更正している。会計監査は独立監査人である公認会計士が実施している。独立監査人は、期中監査に際しては、経理担当者だけでなく、理事長や常務理事に対しても、監査状況等を説明している。

監事による監査は「学校法人北海道星槎学園監事監査基準」に基づき年 3 回程度実施し、結果は理事会及び評議員会へ報告している。また、監事は、理事会及び評議員会へほぼ毎回出席し適宜意見を述べるほか、理事長を含む理事らと活発な意見交換を行って

いる。

6-5-①会計処理の適正な実施

本学園の会計処理は、経理課の会計担当者が実務を行っており、学校法人会計基準に準拠し、その趣旨を踏まえた「学校法人北海道星槎学園経理規程」及び「学校法人北海道星槎学園経理事務実施要領」に従って、正確且つ適正な会計処理を行っている。また、会計処理上の不明な点や判断が難しい場合については、適宜、契約する公認会計士や日本私立学校振興・共済事業団に質問や相談して、その指導や助言をもとに適切な会計処理を行っている。

なお、予算執行の手続きについては、「学校法人北海道星槎学園事務専決規程」により各職制の権限を規定しており、規程に則り稟議で決裁している。

予算については、例年 3 月開催の「評議員会」で意見を聞き、「理事会」の議を経て、当期予算を決定している。また、当期予算を予算と決算の大幅なかい離が生じないよう 5 月・翌年 3 月の「評議員会」及び「理事会」の議を経て更正することで、適正な会計処理を行っている。

決算についても、例年 5 月開催の「評議員会」で意見を聞き、「理事会」の議を経て、当期決算を確定している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 6-5-1】学校法人北海道星槎学園経理規程

【資料 6-5-2】学校法人北海道星槎学園経理事務実施要領

【資料 6-5-3】学校法人北海道星槎学園事務専決規程

6-5-②会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は、独立監査人となる公認会計士事務所と監査契約を締結し、公認会計士5人（責任者1人）体制で定期的に「私立学校振興助成法」に基づく監査のほか、財政面を通して管理運営が適正に執行されているかの監査を受けている。期中監査の最終日には、経理担当者への講評があり、実務的な改善点等が示される。同時に別途理事長や常務理事に対して、監査状況の報告と改善すべき点があれば、その内容の説明がなされている。

監事による監査は、令和3(2021)年度に制定された「学校法人北海道星槎学園監事監査基準」に基づき年3回程度実施され、監査結果は「寄附行為」に基づき「理事会」、「評議員会」へ報告されている。また、監事はほぼ毎回「理事会」及び「評議員会」に同席し、その場で監事の視点からの意見を述べているとともに、理事長以下役員等との活発な意見交換を行っている。

更に「寄附行為」第37条に基づく情報公開により、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書、事業報告書を大学WEBサイトにおいて公表するとともに、原本を経理課に備え置き閲覧請求に対応できる体制を整えている。

【エビデンス集（資料編）】
【資料 6-5-4】学校法人北海道星槎学園 令和 6 年度計算書類
【資料 6-5-5】学校法人北海道星槎学園 令和 6 年度財産目録
【資料 6-5-6】学校法人北海道星槎学園 令和 6 年度監査報告書
【資料 6-5-7】学校法人北海道星槎学園 令和 6 年度 事業報告書

[基準 6 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

理事会を 適切に開催し、出席状況も良好である。理事長の補佐として常務理事を任命し業務を分掌しているほか、理事会において理事の役割分担を決め、機能性を発揮できる体制を整備している。法人の意思決定組織として「経営企画会議」が機能しており、原則毎週開催される「情報共有会議」で把握した諸課題等もその議題に反映している。監事監査は、「監事監査計画書」に基づき適切に実施している。監事監査は、「監事監査計画書」に基づき適切に実施している。評議員会は一定数を学外者で構成しており、出席状況も良好である。

中長期的な計画として、中期計画及び経営改善計画を策定し、毎年見直しを行うことで、計画的な財政運営を実施しており、4 期連続して入学定員を上回る学生数を確保したことにより、令和 3(2021)年度から経常収支差額はプラスに転じ、令和 2(2020)年度決算より運用年度決算より運用資産が外部負債を上回り財務基盤は改善している。資産が外部負債を上回り財務基盤は改善している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

自己点検・評価や外部による評価において、特に課題は発見されていないが、令和 7(2025)年 4 月施行の私立学校法や学校法人会計基準の改正に伴い、本学の経営・管理と財務に係る寄附行為や各種規程の改定や学内組織体制等の改編・整備が課題となる。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

令和 7(2025)年 4 月施行の私立学校法や学校法人会計基準の改正に伴う、規程改定や学内組織体制の改編・整備を実施する。

Ⅵ. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に目的を明記している	1-1
第 83 条の 2	―	該当なし	1-1
第 85 条	○	学則第 3 条で学部の設置を明記している	1-1
第 87 条	○	学則第 11 条で明記している	4-1
第 88 条	○	学則第 18 条に編入学、転入学、再入学の許可を定めている	4-1
第 88 条の 2	―	該当なし	4-1
第 89 条	―	該当なし	4-1
第 90 条	○	学則第 13 条で入学資格を明記している	3-1
第 92 条	○	学則第 6 条並びに学校法人北海道星槎学園職制及び分掌規程で教員・職員について明記し、所定の職務に従事している	4-2 5-1 5-2
第 93 条	○	学則第 7 条で教授会について明記している	5-1
第 104 条	○	学則第 37 条で学位について明記している	4-1
第 105 条	○	学則第 52 条で社会人等への学習の機会提供のため、履修証明プログラムを解説することを明記している	4-1
第 108 条	―	該当なし	3-1
第 109 条	○	学則第 2 条並びに星槎道都大学自己点検・評価運営規程に明記し、結果を本学ホームページに「自己点検・評価報告書」として公開している。また、認証評価は規定のとおり受診している	2-2
第 113 条	○	本学ホームページにて教育研究活動状況を公表している	4-2
第 114 条	○	学則第 6 条並びに学校法人北海道星槎学園職制及び分掌規程で職員について明記し、所定の職務に従事している	5-1 5-3
第 122 条	○	学則第 18 条に編入学の許可について定めている	3-1
第 132 条	○	学則第 18 条に編入学の許可について定めている	3-1

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 4 条	○	所定の事項を学則で明記している	4-1 4-2
第 24 条	○	学籍簿,成績原簿，健康診断書等を作成し，紙またはデータにて保管している	4-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 39 条，ならびに星槎道都大学懲戒規程に定めている	5-1

第 28 条	○	北海道星槎学園文書処理規程のとおり，所定の表簿を各所管部署にて保存している	4-2
第 143 条	○	教授会規程で定めている	5-1
第 146 条	○	学則 26 条の 2 ならびに学則 27 条に入学前の既修得単位等の認定について定めている	4-1
第 147 条	○	該当なし	4-1
第 148 条	○	該当なし	4-1
第 149 条	○	該当なし	4-1
第 150 条	○	学則第 13 条で入学資格を明記している	3-1
第 151 条	○	該当なし	3-1
第 152 条	○	該当なし	3-1
第 153 条	○	該当なし	3-1
第 154 条	○	該当なし	3-1
第 161 条	○	学則第 18 条ならびに第 26 条で編入学について定めている	3-1
第 162 条	○	学則第 26 条で定めている	3-1
第 163 条	○	学則第 9 条で学期について定めている	4-2
第 163 条の 2	○	星槎道都大学科目等履修生および委託生規程で定めている	4-1
第 164 条	○	学則第 52 条及び履修証明プログラムに関する規程で定めている	4-1
第 165 条の 2	○	三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシー，アドミッション・ポリシー）を定め，大学ホームページで公表している	1-1 2-3 3-1 4-1 4-2
第 166 条	○	学則第 2 条，並びに星槎道都大学自己点検・評価運営規程、内部質保証の方針により定めている	2-2
第 172 条の 2	○	本学ホームページにて教育研究活動状況を公表している	1-1 3-1 4-1 4-2 6-1
第 173 条	○	学則第 36 条（卒業証書），学則 37 条（学位記）ならびに星槎道都大学学位規程に明記している	4-1
第 178 条	○	学則第 18 条，第 26 条の 2 ならびに星槎道都大学編入学・転入学規程で定めている	3-1
第 186 条	○	学則第 18 条，第 26 条ならびに星槎道都大学編入学・転入学規程で定めている	3-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	学校教育法等，法令の遵守,水準の向上に努めている	2-2 2-3
第 2 条	○	学則第 1 条，ならびに学則第 3 条で定めている	1-1
第 2 条の 2	○	アドミッション・オフィサーを含む入試委員による入試委員会にて「入学試験実施要領」を定め，公正かつ妥当な方法で入学者選抜を行っている	3-1
第 3 条	○	教育研究上，適当な規模であり,教員組織,教員数についても大学設置基準を遵守している	1-1
第 4 条	○	学則第 3 条のとおり，専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えている	1-1
第 5 条	○	該当なし	1-1
第 6 条	○	該当なし	1-1 4-2 5-2
第 7 条	○	教育研究上の目的を達成するために必要な教員を配置し,適正に運営している	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 8 条	○	主要授業科目を定め、担当教員を適切に配置している	4-2 5-2
第 9 条	―	教育上主要と認める授業科目については，原則専任教員が担当している	4-2 5-2
第 10 条 （旧第 13 条）	○	必要専任教員数以上の専任教員を配置している	4-2 5-2
第 11 条	○	計画的に FD・SD 研修を行っている	4-2 4-3 5-3
第 12 条	○	学校法人北海道星槎学園が設置する学校の大学長等の任用に関する規程に定めている	5-1
第 13 条	○	星槎道都大学教育職員の採用及び昇格規程に定めている	4-2 5-2
第 14 条	○	星槎道都大学教育職員の採用及び昇格規程に定めている	4-2 5-2

第 15 条	○	星槎道都大学教育職員の採用及び昇格規程に定めている	4-2 5-2
第 16 条	○	星槎道都大学教育職員の採用及び昇格規程に定めている	4-2 5-2
第 17 条	○	星槎道都大学教育職員の採用及び昇格規程に定めている	4-2 5-2
第 18 条	○	学則第 3 条に収容定員について定めている	3-1
第 19 条	○	学則第 3 条ならびに学則別表 1・別表 4 に定め，体系的に教育課程を編成している	4-2
第 19 条の 2	○	該当なし	4-2
第 20 条	○	学則第 20 条ならびに学則第 21 条に定めている	4-2
第 21 条	○	学則第 21 条ならびに学則第 22 条に定めている	4-1
第 22 条	○	学則第 23 条に定めている	4-2
第 23 条	○	学則第 22 条ならびに，学年暦・シラバスに従って実施している	4-2
第 24 条	○	教育効果を考慮し,適正な数で行っている	4-2
第 25 条	○	学則第 21 条の 2 に定めている	3-2 4-2
第 25 条の 2	○	学生へシラバスにより授業科目ごとに明示している	4-1
第 26 条	○	該当なし	4-2
第 27 条	○	学則第 24 条・学則 25 条ならびに星槎道都大学成績評価基準及び履修単位数の上限設定等に関する規程 に定められている	4-1
第 27 条の 2	○	星槎道都大学成績評価基準及び履修単位数の上限設定等に関する規程に定められている	4-2
第 27 条の 3	○	該当なし	4-1
第 28 条	○	学則第 26 条に定められている	4-1
第 29 条	○	学則第 26 条の 2 に定められている	4-1
第 30 条	○	学則第 27 条に定められている	4-1
第 30 条の 2	○	学則第 41 条の 5 及び長期履修学生規程に定められている	4-2
第 31 条	○	学則第 41 条及び特別科目等履修生規程に定められている	4-1 4-2
第 32 条	○	学則第 11 条ならびに学則別表 1-2 に定められている	4-1
第 33 条	○	該当なし	4-1
第 34 条	○	教育にふさわしい環境をもち,校舎の敷地には学生が休息その他に利用するのに適当な空間を有している	3-5
第 35 条	○	校舎敷地内に体育館,ラグビー場,サッカー場,野球場を有している	3-5
第 36 条	○	校舎当施設は大学設置基準のとおり適正に配置している	3-5
第 37 条	○	校地面積は大学設置基準を満たしている	3-5
第 37 条の 2	○	校地面積は大学設置基準を満たしている	3-5
第 38 条	○	図書等資料及び図書館については適正に備えている	3-5

第 39 条	○	該当なし	3-5
第 39 条の 2	○	該当なし	3-5
第 40 条	○	学部・学科に必要な機械,器具を備えている	3-5
第 40 条の 2	○	該当なし	3-5
第 40 条の 3	○	教育研究にふさわしい環境を整備している	3-5 5-4
第 40 条の 4	○	大学,学部,学科の名称は教育研究上の目的にふさわしい名称である	1-1
第 41 条	○	該当なし	4-2
第 42 条	○	該当なし	1-1
第 42 条の 2	○	該当なし	3-1
第 42 条の 3	○	該当なし	5-2
第 42 条の 4	○	該当なし	4-2
第 42 条の 5	○	該当なし	4-2 5-1
第 42 条の 6	○	該当なし	4-2
第 42 条の 7	○	該当なし	4-2
第 42 条の 8	○	該当なし	4-1
第 42 条の 9	○	該当なし	4-1
第 42 条の 10	○	該当なし	3-5
第 43 条	○	該当なし	4-2
第 44 条	○	該当なし	4-1
第 45 条	○	該当なし	4-1
第 46 条	○	該当なし	4-2 5-2
第 47 条	○	該当なし	3-5
第 48 条	○	該当なし	3-5
第 49 条	○	該当なし	3-5
第 49 条の 2	○	該当なし	4-2
第 49 条の 3	○	該当なし	5-2
第 49 条の 4	○	該当なし	5-2
第 58 条	○	該当なし	1-1
第 59 条	○	該当なし	3-5
第 61 条	○	該当なし	3-5 4-2 5-2

学位規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 2 条		学則 36 条，学則 37 条ならびに星槎道都大学学位規程に明記している	4-1
第 10 条		学則 36 条，学則 37 条ならびに星槎道都大学学位規程に明記している	4-1
第 10 条の 2		該当なし	4-1
第 13 条		星槎道都大学学位規程，星槎道都大学の授業実施，学生の授業欠席及び単位認定に関する基準ならびに星槎道都大学成績評価基準及び履修単位数の上限設定等に関する規程に明記し適正に運用している	4-1

私立学校法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 24 条	○	学校法人北海道星槎学園寄附行為，学校法人北海道星槎学園経営企画会議規程，学校法人北海道星槎学園情報共有会議規程に基づき自主的に運営基盤の強化を図るとともに教育の質向上及び運営の透明性確保を図っている	6-1
第 26 条の 2	○	学校法人北海道星槎学園寄附行為により，利益相反を適切に防止することができる者を監事として選任している	6-1
第 33 条の 2	○	学校法人 北海道星槎学園 寄附行為（第 5 章 資産及び会計）第 45 条に明記している	6-1
第 35 条	○	学校法人 北海道星槎学園 寄附行為（3 章 役員及び理事会）第 5 条に明記している	6-2 6-3
第 35 条の 2	○	学校法人 北海道星槎学園 寄附行為（3 章 役員及び理事会）第 18 条に明記している	6-2 6-3
第 36 条	○	学校法人 北海道星槎学園 寄附行為（3 章 役員及び理事会）第 17 条に明記している	6-2
第 37 条	○	学校法人 北海道星槎学園 寄附行為（3 章 役員及び理事会）第 11 条から第 16 条に明記している	6-2 6-3
第 38 条	○	学校法人 北海道星槎学園 寄附行為（3 章 役員及び理事会）第 5 条から第 10 条に明記している	6-2
第 39 条	○	学校法人 北海道星槎学園 寄附行為（3 章 役員及び理事会）第 7 条に明記している	6-2
第 40 条	○	学校法人 北海道星槎学園 寄附行為（3 章 役員及び理事会）第 9 条に明記している	6-2
第 41 条	○	学校法人 北海道星槎学園 寄附行為(第 4 章 評議員会及び評議員)	6-3

		第 20 条に明記している	
第 42 条	○	学校法人 北海道星槎学園 寄附行為(第 4 章 評議員会及び評議員)第 22 条に明記している	6-3
第 43 条	○	学校法人 北海道星槎学園 寄附行為(第 4 章 評議員会及び評議員)第 23 条に明記している	6-3
第 44 条	○	学校法人 北海道星槎学園 寄附行為(第 4 章 評議員会及び評議員)第 24 条に明記している	6-3
第 44 条の 2	○	ガバナンス・コード第 2 章 2-1 (1)⑥に役員の学校法人に対する損害賠償責任について定めている	6-2 6-3
第 44 条の 3	○	ガバナンス・コード第 2 章 2-1 (1)⑥に役員の第三者に対する損害賠償責任について定めている	6-2 6-3
第 44 条の 4	○	ガバナンス・コード第 2 章 2-1 (1)⑦に役員の連帯責任について定めている	6-2 6-3
第 44 条の 5	○	R4.3.25 開催の理事会において、私大協役員賠償責任保険制度への加入を再度議決した	6-2 6-3
第 45 条	○	学校法人 北海道星槎学園 寄附行為（第 7 章 寄附行為の変更）第 44 条に明記している	6-1
第 45 条の 2	○	学校法人 北海道星槎学園 寄附行為（第 5 章 資産及び会計）第 33 条に明記している	1-1 6-4 2-3
第 46 条	○	学校法人 北海道星槎学園 寄附行為（第 5 章 資産及び会計）第 35 条に明記している	6-3
第 47 条	○	学校法人 北海道星槎学園 寄附行為（第 5 章 資産及び会計）第 36 条に明記している	6-1
第 48 条	○	学校法人 北海道星槎学園 寄附行為（第 5 章 資産及び会計）第 38 条ならびに学校法人北海道星槎学園 役員の報酬等に関する基準に明記している	6-2 6-3
第 49 条	○	学校法人 北海道星槎学園 寄附行為（第 5 章 資産及び会計）第 40 条に明記している	6-1
第 63 条の 2	○	学校法人 北海道星槎学園 寄附行為（第 5 章 資産及び会計）第 37 条に明記している	6-1

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「-」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅷ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	該当なし
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 3-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 3-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	該当なし
【表 3-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 3-4】	就職相談室等の状況	
【表 3-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 3-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 3-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 3-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 3-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 3-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 3-11】	図書館の開館状況	
【表 3-12】	情報センター等の状況	
【表 4-1】	授業科目の概要	
【表 4-2】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 4-3】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 5-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 6-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 6-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 6-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-01】	寄附行為	
	学校法人北海道星槎学園寄附行為	
【資料 F-02】	大学案内	
	星槎道都大学　大学案内 2025	
【資料 F-03】	大学学則、大学院学則	
	星槎道都大学　学則	
【資料 F-04】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2025 年度 入学試験実施要項	
【資料 F-05】	学生便覧	
	星槎道都大学　学生便覧　2024 年度生用	
【資料 F-06】	大学組織図	
	学校法人北海道星槎学園　組織図　令和 6 年 4 月 1 日付け	
【資料 F-07】	事業計画書	
	令和 6(2024)年度　学校法人北海道星槎学園　事業計画	
【資料 F-08】	事業報告書	
	令和 5(2023)年度 学校法人北海道星槎学園　事業報告書	
【資料 F-09】	中期的な計画	
	学校法人北海道星槎学園星槎道都大学 中期計画(令和 2(2020)年度～令和 6（2024）年度)	
【資料 F-10】	法人及び大学の規定一覧及び規定集	
	学校法人北海道星槎学園規程集・星槎道都大学規程集	
【資料 F-11】	理事、監事、評議員、会計監査人の名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、議題一覧、出席状況など）がわかる資料	
	学校法人北海道星槎学園役員名簿、令和 6(2024)年度理事会開催記録、評銀開開催記録	
【資料 F-12】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）、会計監査報告（過去 5 年間）及び財産目録（最新のもの）	
	令和 2(2020)～令和 6(2024)年度 計算書類・財産目録 **令和 2(2020)～令和 6(2024)年度 監事監査報告書** **令和 2(2020)～令和 6(2024)年度 会計監査報告**	
【資料 F-13】	履修要項、シラバス	
	シラバス 2024	
【資料 F-14】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	学生便覧　2024 年度生用　p4-12	
【資料 F-15】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	
【資料 F-16】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	該当無し	

基準 1. 使命・目的

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【1-1-1】	学校法人北海道星槎学園 星槎道都大学ガバナンス・コード	
【1-1-2】	学校法人北海道星槎学園星槎道都大学 中期計画(令和 2(2020)年度～令和 6(2024)年度)	
【1-1-3】	星槎道都大学 大学案内 2024	
【1-1-4】	星槎道都大学 学生便覧 2024 年度生用	
【1-1-5】	令和 6 年度学校法人北海道星槎学園 事業の実績報告	
【1-1-6】	学校法人北海道星槎学園星槎道都大学 中期計画(令和 2(2020)年度～令和 6(2024)年度)	【1-1-2】と同じ
【1-1-7】	学校法人北海道星槎学園 経営改善計画（令和 2 年度～令和 6 年度)	
【1-1-8】	星槎道都大学 学生便覧 2024 年度生用 pp. 4-12	
【1-1-9】	星槎道都大学 学則（令和 6 年 4 月 1 日改訂）	
【1-1-10】	学校法人北海道星槎学園（星槎道都大学）組織図（令和 6 年度）	
【1-1-11】	星槎道都大学 教授会規程	
【1-1-12】	星槎道都大学 学生便覧 2024 年度生用 pp. 4-12	
【1-1-13】	星槎道都大学 教学マネジメント会議規程	
【1-1-14】	星槎道都大学 内部質保証に関する方針	

基準 2. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 内部質保証の組織体制		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-1-1】	星槎道都大学 内部質保証に関する方針	
【2-1-2】	星槎道都大学 教学マネジメント会議規程	
【2-1-3】	星槎道都大学 自己点検・評価運営規程	
【2-1-4】	星槎道都大学 経営企画会議規程	
【2-1-5】	学校法人北海道星槎学園星槎道都大学 中期計画(令和 2(2020)年度～令和 6（2024）年度)	
【2-1-6】	学校法人北海道星槎学園 経営改善計画（令和 2 年度～令和 6 年度)	
2-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-2-1】	星槎道都大学 自己点検・評価運営規程	
【2-2-2】	星槎道都大学 教学マネジメント会議規程	
【2-2-3】	令和 6（2024）年度 教学マネジメント会議構成員一覧	
【2-2-4】	星槎道都大学 教授会規程	
【2-2-5】	学修成果の測定・評価計画（アセスメント・プラン）	
【2-2-6】	「委員会目標・計画・評価シート」サンプル	
【2-2-7】	学校法人北海道星槎学園 情報共有会議規程	
【2-2-8】	星槎道都大学 内部質保証に関する方針	
【2-2-9】	学修成果の測定・評価計画（アセスメント・プラン）	
【2-2-10】	学修成果の測定・評価計画（アセスメント・プラン）に基づく点検及び改善計画策定の機関	

2-3. 内部質保証の機能性		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-3-1】	研究室前ボード（オフィスアワー）	
【2-3-2】	令和 6(2024)年度授業改善アンケート実施について	
【2-3-3】	令和 6(2024)年度授業改善アンケート統計表（第 1Q～第 4Q）	
【2-3-4】	星槎道都大学 授業改善取組規程	
【2-3-5】	全学ＦＤ研修会（「学生 FD 推進委員会」提言）	
【2-3-6】	星槎道都大学カウンセラー及びアドバイザー規程	
【2-3-7】	大学ホームページ申込フォーム（学生相談・修学サポート）	
【2-3-8】	令和 6(2024)年度学生相談対応者等（報告）	
【2-3-9】	星槎道都大学障がい学生支援に関する基本方針	
【2-3-10】	星槎道都大学障がい学生支援規程	
【2-3-11】	令和 6(2024)年度修学サポート（合理的配慮）申請者等（報告）	
【2-3-12】	令和 6(2024)年度学生相談（修学サポート含む）について（総括）	
【2-3-13】	星槎道都大学教学マネジメント会議規程	
【2-3-14】	令和 6（2024）教学マネジメント会議構成員一覧（外部委員含む）	
【2-3-15】	星槎道都大学自己点検・評価運営規程	
【2-3-16】	自己点検・評価報告書	
【2-3-17】	学修成果の測定・評価計画（アセスメント・プラン）	
【2-3-18】	内部質保証 PDCA サイクル図	
【2-3-19】	星槎道都大学授業改善取組規程	
【2-3-20】	星槎道都大学教授会規程	
【2-3-21】	学校法人北海道星槎学園 SD 推進委員会規程	

基準 3. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 学生の受入れ		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-1-1】	星槎道都大学 大学案内 2025（アドミッション・ポリシー）	
【3-1-2】	2025 年度入学試験実施要項（アドミッション・ポリシー）	
【3-1-3】	星槎道都大学ホームページ（アドミッション・ポリシー） https://www.seisadohto.ac.jp/introduction/history/	
【3-1-4】	星槎道都大学アドミッション・オフィス規程	
【3-1-5】	2025 年度入学試験実施要項	
【3-1-6】	星槎道都大学教授会規程	
【3-1-7】	入学前アンケート集計結果	
【3-1-8】	入学者選抜の妥当性の検証について（R2 年度-R6 年度）	
【3-1-9】	星槎道都大学の設置学部・学科の名称及び入学・収容定員	
【3-1-10】	2024 年度在籍学生数	
3-2. 学修支援		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-2-1】	星槎道都大学学生便覧　2024 年度生用　p17,34,53,75-77	
【3-2-2】	学問サキドリプログラム各学科使用教材一覧	
【3-2-3】	星槎道都大学教授会規程	
【3-2-4】	星槎道都大学教育支援者(TA･SA)制度に関する規程	
【3-2-5】	障がいや疾病等による『修学サポート申請』案内文書	

【3-2-6】	星槎道都大学学生便覧 2024 年度生用 p. 31	
3-3. キャリア支援		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-3-1】	2024 年度「キャリア支援演習Ⅰ」授業内容と講師一覧	
【3-3-2】	2024 年度「インターンシップ受入企業・参加企業」と参加学生数及び 2024 年度「有償型インターンシップ受入企業」と参加学生数一覧	
【3-3-3】	2024 年度「キャリア支援演習Ⅲ」授業内容と講師一覧	
【3-3-4】	2024 年度「学内合同企業説明会」参加企業と参加学生数一覧及び「単独企業説明会」実施企業と参加学生数一覧	
【3-3-5】	2024 年度「公務員試験対策講座」実施講座内容一覧 2024 年度「留学生対象進路調査＆進路ガイダンス」実施内容一覧	
3-4. 学生サービス		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-4-1】	星槎道都大学学生便覧　2024 年度生用　p24-27, 31, 34-35, 40-44	
【3-4-2】	星槎道都大学 大学案内 2025　p. 13-14	
【3-4-3】	2025 年度入学試験実施要項　p. 24-26	
【3-4-4】	星槎道都大学特待生及び学費減免に関する規程	
【3-4-5】	星槎道都大学スポーツ特待生規程	
【3-4-6】	星槎道都大学私費外国人留学生入学金等減免及び奨学金規程	
【3-4-7】	星槎道都大学学生便覧 2024 年度生用　p42-44	
【3-4-8】	星槎道都大学在学生奨学金規程	
【3-4-9】	星槎道都大学在学生奨学金規程施行細則	
【3-4-10】	星槎道都大学学費等納付規程　別表 3	
【3-4-11】	星槎道都大学 カウンセラー及びアドバイザー規程	
3-5. 学修環境の整備		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-5-a】		
・		

基準 4. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-1-1】	シラバス 2024 年度	
【4-1-2】	星槎道都大学学則　第 25 条	
【4-1-3】	星槎道都大学成績評価基準及び履修単位数の上限設定等に関する規程	
【4-1-4】	星槎道都大学他学部・他学科の専門科目の履修に関する規程	
【4-1-5】	星槎道都大学学則　第 26 条の 2 第 2 項	
【4-1-6】	星槎道都大学学則　第 27 条第 3 項	
【4-1-7】	星槎道都大学進級判定に関する規程	
【4-1-8】	星槎道都大学学則　第 11 条	
【4-1-9】	星槎道都大学学則　別表 1	
【4-1-10】	星槎道都大学学則　別表 1-2	
【4-1-11】	星槎道都大学の授業実施、学生の授業欠席及び単位認定に関する基準	
4-2. 教育課程及び教授方法		

カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-2-1】	星槎道都大学学生便覧 2024 年度生用 pp. 6-10	
【4-2-2】	星槎道都大学学生便覧 2024 年度生用 pp. 6-10	
【4-2-3】	星槎道都大学カリキュラムマップ 2024 年度	
【4-2-4】	令和 6（2024）年度授業改善アンケート集計結果（第 1Q 科目）	
【4-2-5】	令和 6（2024）年度授業改善アンケート集計結果（第 2Q・前期科目）	
【4-2-】	令和 6（2024）年度授業改善アンケート集計結果（第 3Q 科目）	
【4-2-7】	令和 6（2024）年度授業改善アンケート集計結果（第 4Q・後期科目）	
4-3. 学修成果の把握・評価		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-3-1】	星槎道都大学授業改善取組規程	

基準 5. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-1-1】	学校法人北海道星槎学園職制及び分掌規程	
【5-1-2】	学校法人北海道星槎学園職制及び分掌規程	
【5-1-3】	星槎道都大学教学マネジメント会議規程	
【5-1-4】	星槎道都大学学則	
【5-1-5】	星槎道都大学教授会規程	
【5-1-6】	学校法人北海道星槎学園職制及び分掌規程	
【5-1-7】	学校法人北海道星槎学園事務分掌規程	
5-2. 教員の配置		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-2-1】	星槎道都大学教育職員の採用及び昇格規程	
【5-2-2】	星槎道都大学任期制教育職員に関する規程	
【5-2-3】	学校法人北海道星槎学園特任教員規程	
5-3. 教員・職員の研修・職能開発		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-3-1】	学校法人北海道星槎学園人事評価規程	
【5-3-2】	教育活動等評価シート	
【5-3-3】	学校法人北海道星槎学園 SD 推進委員会規程	
【5-3-4】	学校法人北海道星槎学園人事評価規程	
5-4. 研究支援		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-4-1】	星槎道都大学研究活動に係る行動規範	
【5-4-2】	星槎道都大学受託研究取扱規程	
【5-4-3】	星槎道都大学公的研究費に関する事務取扱要領	
【5-4-4】	星槎道都大学公的研究費に係る旅費取扱規程	
【5-4-5】	星槎道都大学研究活動における不正行為への対応等に関する規程	
【5-4-6】	星槎道都大学公的研究費の管理・監査に関する規程	
【5-4-7】	星槎道都大学における公的研究費の不正防止基本計画	
【5-4-8】	星槎道都大学受託事業取扱規程	
【5-4-9】	星槎道都大学研究インテグリティの確保に関する規程	

【5-4-10】	星槎道都大学研究倫理規程	
【5-4-11】	星槎道都大学研究倫理審査規程	

基準 6. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-1-1】	学校法人北海道星槎学園寄附行為	
【6-1-2】	学校法人北海道星槎学園星槎道都大学ガバナンス・コード	
【6-1-3】	学校法人北海道星槎学園理事会業務委任規則	
【6-1-4】	学校法人北海道星槎学園ハラスメントの防止に関する規程	
【6-1-5】	学校法人北海道星槎学園ハラスメント防止対策委員会規程	
【6-1-6】	学校法人北海道星槎学園ハラスメント調査委員会内規	
【6-1-7】	学校法人北海道星槎学園ハラスメント相談窓口取扱内規	
【6-1-8】	学校法人北海道星槎学園個人情報保護に関する基本方針	
【6-1-9】	学校法人北海道星槎学園個人情報保護規程	
【6-1-10】	学校法人北海道星槎学園特定個人情報に関する基本方針	
【6-1-11】	学校法人北海道星槎学園特定個人情報取扱規程	
【6-1-12】	学校法人北海道星槎学園危機管理規程	
【6-1-13】	消防・防災計画書（大規模地震対応）	
【6-1-14】	北広島市「きたひろ AED ステーション」	
6-2. 理事会の機能		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-2-1】	学校法人北海道星槎学園寄附行為	
【6-2-2】	学校法人北海道星槎学園理事会業務委任規則	
6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-3-1】	学校法人北海道星槎学園経営企画会議規程	
【6-3-2】	学校法人北海道星槎学園情報共有会議規程	
【6-3-3】	星槎道都大学教授会規程	
【6-3-4】	学校法人北海道星槎学園 寄附行為	
【6-3-5】	監事監査報告書	
6-4. 財務基盤と収支		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-4-1】	学校法人北海道星槎学園星槎道都大学中期計画（令和 2（2020）年度～令和 6（2024）年度）	
【6-4-2】	学校法人北海道星槎学園経営改善計画（令和 2 年度～令和 6 年度）	
【6-4-3】	学校法人北海道星槎学園 令和 6 年度計算書類	
6-5. 会計		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-5-1】	学校法人北海道星槎学園経理規程	
【6-5-2】	学校法人北海道星槎学園経理事務実施要領	
【6-5-3】	学校法人北海道星槎学園事務専決規程	
【6-5-4】	学校法人北海道星槎学園 令和 6 年度計算書類	
【6-5-5】	学校法人北海道星槎学園 令和 6 年度財産目録	
【6-5-6】	学校法人北海道星槎学園 令和 6 年度監査報告書	
【6-5-7】	学校法人北海道星槎学園 令和 6 年度 事業報告書	